

# 時津町都市計画 マスタープラン



令和8年2月  
時津町



# 時津町都市計画マスタープラン

## 《目次》

### 序章 はじめに

序-1 策定の目的および計画の基本事項	1
1. 「都市計画マスタープラン」策定の目的	1
2. 「都市計画マスタープラン」の位置づけ	1
3. 「都市計画マスタープラン」見直しの視点	2
4. 計画の構成	2
5. 計画の目標年次・人口	3
6. 上位計画および関連計画	4

### 第1章 全体構想

1-1 都市の現況	7
1. 概況	7
2. 人口の動向	8
3. 土地利用	13
4. 産業	16
5. 交通体系	18
6. 都市環境・自然環境	23
7. 景観	25
1-2 主要課題の整理	26
1. 住民意向調査の整理	26
2. まちづくりの主要課題	27
1-3 都市の将来像とまちづくりの目標	28
1. 将来都市像	28
2. まちづくりの目標	29
3. 分野別の施策の方針	30
4. 施策の方針の実現に向けて	31
1-4 将来都市構造	32
1. 広域からみた時津町の位置づけ（長崎都市計画区域）	32
2. 将来都市構造の基本的な考え方	33
3. 拠点と軸の配置方針	33
1-5 分野別の方針	36
1. 土地利用	36
2. 交通	42
3. 都市環境・自然環境	46
4. 景観	50

# 時津町都市計画マスタープラン

## 《目次》

### 第2章 地域別構想

2-1 地域区分の設定	53
2-2 北部地域	54
1. 地域の特性	54
2. 地域の現状と課題	56
3. 地域づくりの目標	58
4. まちづくりの方針	58
2-3 西部地域	61
1. 地域の特性	61
2. 地域の現状と課題	63
3. 地域づくりの目標	65
4. まちづくりの方針	65
2-4 中央地域	67
1. 地域の特性	67
2. 地域の現状と課題	69
3. 地域づくりの目標	72
4. まちづくりの方針	72
2-5 東部地域	75
1. 地域の特性	75
2. 地域の現状と課題	77
3. 地域づくりの目標	79
4. まちづくりの方針	79

### 第3章 まちづくりの実現に向けて

3-1 協働によるまちづくりの推進	83
1. まちづくりの役割分担と協働による取り組み	83
2. 協働によるまちづくりへの基盤づくり	84
3-2 効果的・効率的なまちづくりの推進	85
1. 分野別計画の策定と都市計画制度・事業の推進および見直し	85
2. 住民が主体となって提案するまちづくりの推進	86
3. 民間活力の積極的な導入	86
3-3 適切な進行管理と都市計画マスタープランの見直し	86
◆用語解説	87

## 序章 はじめに

### 序-1 策定の目的および計画の基本事項





## 序章 はじめに

### 序-1 策定の目的および計画の基本事項

#### 1. 「都市計画マスタープラン」策定の目的

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の意見を反映しながら、町の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示すことを目的とします。

具体的には、まちづくりの現状や第6次時津町総合計画などを踏まえ、おおむね10～20年後の「目指すべき都市の将来像」を明確に定めるとともに、土地利用や都市施設等（道路、公園、公共施設等）の整備方針を示しており、今後のまちづくりの道筋となるものです。

#### 2. 「都市計画マスタープラン」の位置づけ

都市計画マスタープランは、「第6次時津町総合計画」および「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、「立地適正化計画」の理念や考え方と連携・整合を図った都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、本町における都市づくりの総合的な指針となるものです。

#### 役割

- ①実現すべき具体的な都市の将来像や都市づくりの方針を明らかにする。
- ②都市計画道路、用途地域、都市計画区域等の見直しなど具体的な都市計画の決定・変更の指針となる。
- ③土地利用・都市施設・市街地開発事業・都市環境等の都市計画相互の調整を図る。
- ④住民や事業者の理解、具体的な都市計画の合意形成を図る。

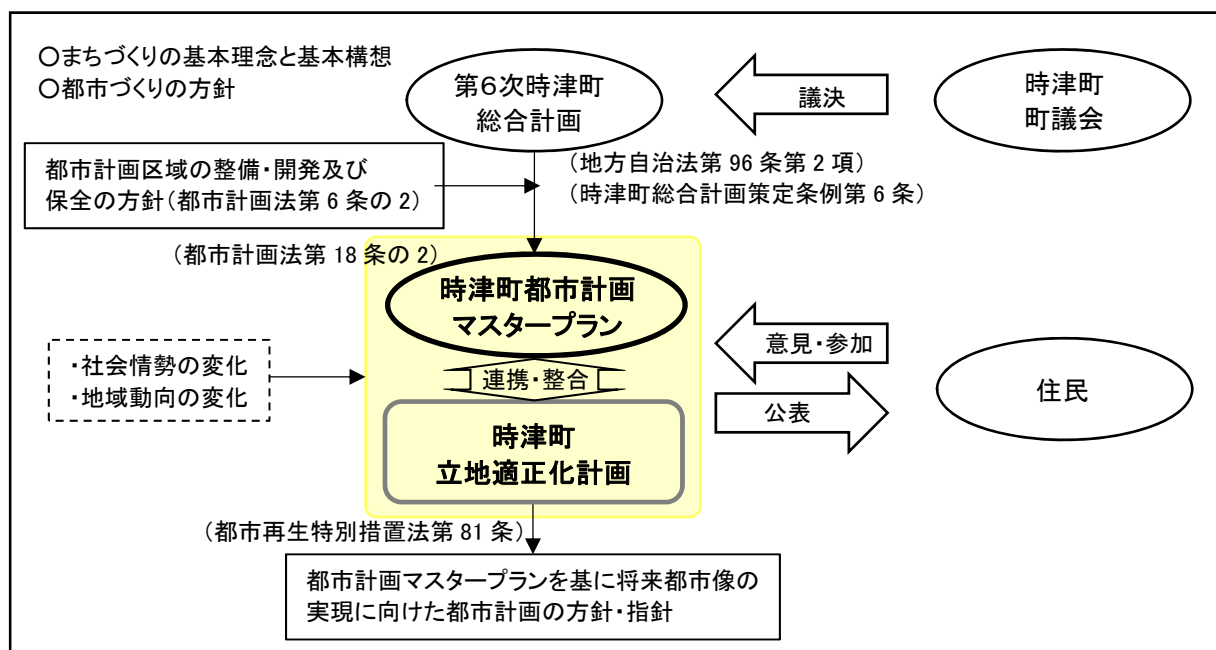


図 都市計画マスタープランの位置づけ

### 3. 「都市計画マスタープラン」見直しの視点

現在の時津町都市計画マスタープランは、平成 24 年 3 月に、令和 2 年（2020 年）を目標年次として策定されました。（平成 27 年 5 月一部見直し）

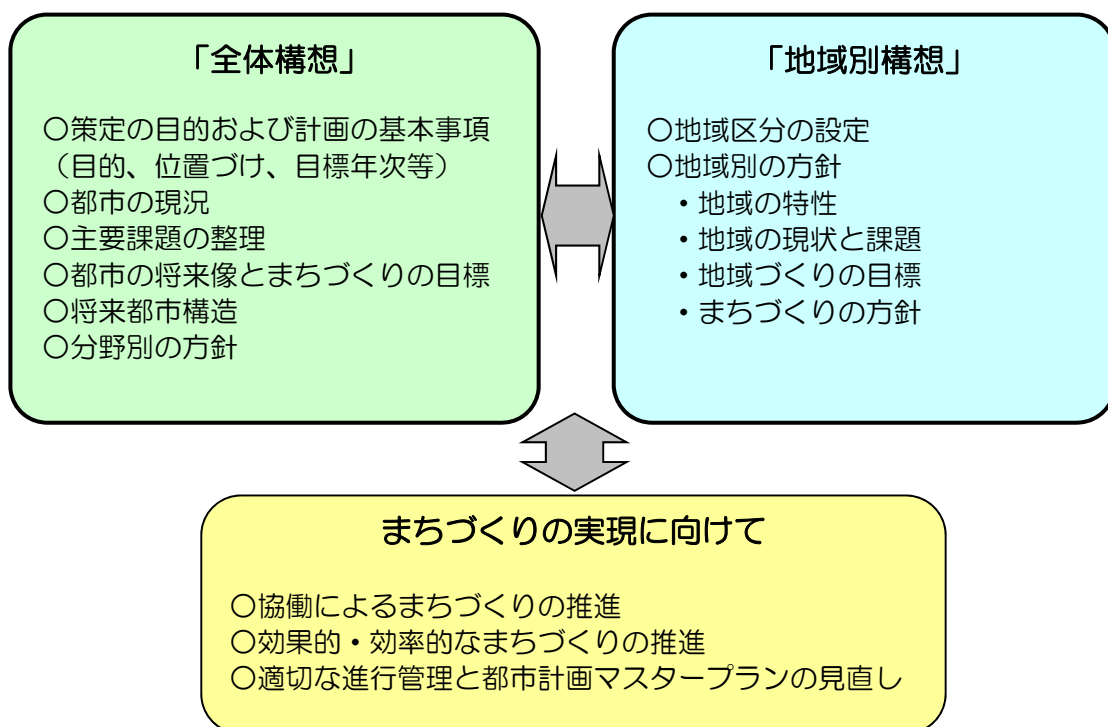
今回の改定は、現在の計画が目標年次を迎えたことに加え、策定後の国・県等の都市計画に関わる動向を踏まえ、持続可能な都市の形成を目指した見直しを行うものです。

- ・東日本大震災・熊本地震をはじめとする震災被害や大規模な水害などの経験を踏まえた防災まちづくりや人口減少や少子化・高齢化社会に対応する集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の形成など、新たな都市計画法制度に対応するまちづくりの方向性が示され、本計画への対応が求められています。
- ・本町の都市づくりの方向性を位置づける「時津町総合計画」や「長崎都市計画区域マスタープラン」などの上位・関連計画が見直されており、これらと整合を図った将来像やまちづくり施策が求められています。

### 4. 計画の構成

本町全域のまちづくりの指針となる「全体構想（まちづくりの構想）」と町内各地域の特性を活かした詳細なまちづくりの指針となる「地域別構想（地域別のまちづくり構想）」および「まちづくり実現に向けて」により構成します。

#### 【都市計画マスタープランの構成】

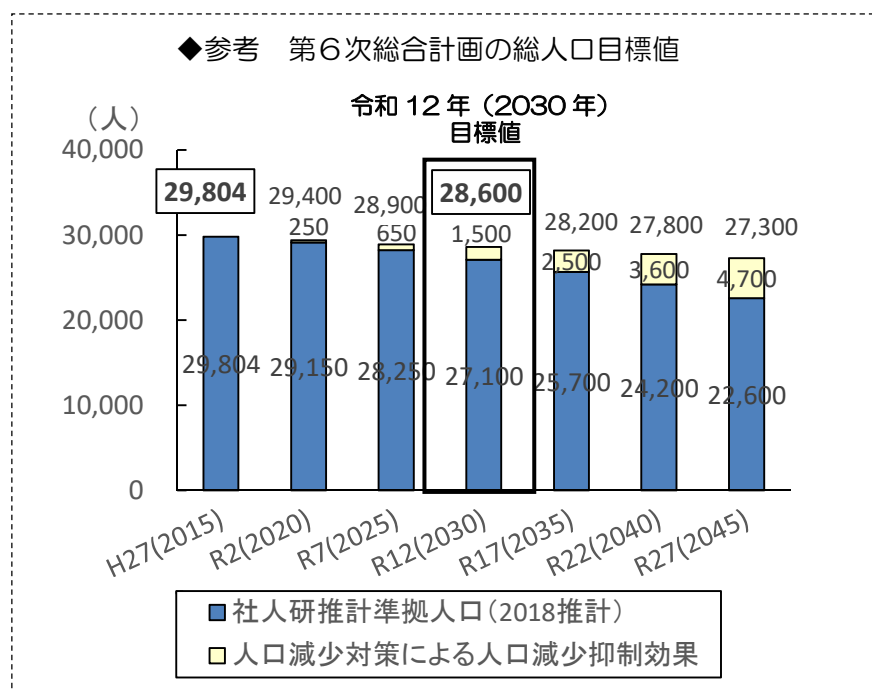


## 5. 計画の目標年次・人口

都市計画マスタープランの目標年次は、上位計画である第6次時津町総合計画との整合を図るため、「**令和12年(2030年)**」とします。ただし、まちづくりには、長期的な視点で継続的に進める必要があることから、本計画では、目標年次を超える中長期的な方針も含んだ内容とします。

本町の人口は、長崎都市圏における住宅需要の受け皿として年々増加を続けてきましたが、平成27年国勢調査では29,804人となっており、平成22年国勢調査の30,110人から減少に転じました。全国的な少子化・高齢化の急速な進展は本町においても例外ではなく、これまでのような人口増加は見込めない状況です。このため第6次時津町総合計画では、計画の最終年度である令和12年(2030年)に総人口28,600人の維持を目指して様々な施策を実施しています。

このことから都市計画マスタープランの目標人口は、第6次時津町総合計画との整合性を図るとともに、本町の都市としての魅力を高め、都市基盤整備等による人口の定着を促す都市づくりを進めることにより、「**令和12年(2030年)28,600人**」と設定します。

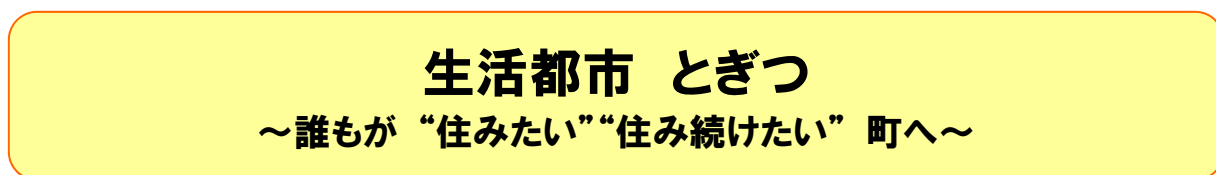


## 6. 上位計画および関連計画

### (1) 第6次時津町総合計画

第6次時津町総合計画（令和3年3月策定）では、社会の変化・課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくため、中長期的な将来を見通しながら、SDGs等の新たな視点や発想を積極的に取り入れつつ、まちづくり全体で整合性のとれた計画を構築し、事業者や団体等の多様な主体とともに様々な取組を進めてきた第5次総合計画の将来像「生活都市とぎつ ～誰もが住みたくなる町へ～」を継承し、10年後の将来像を「生活都市とぎつ ～誰もが“住みたい”“住み続けたい”町へ～」とし、「時津町に住んでいてよかった」と実感していただき、「住み続けたい」と思っていたような「まちづくり」への取り組みが方向づけられています。

【将来像】



【基本目標】	【施策分野】
1 にぎわいのある快適なまちを創る (都市基盤)	I 土地利用と市街地整備 II 定住の促進 III 上下水道の整備 IV 道路・交通体系の構築
2 活力と夢のあるまちを創る (産業振興・地方創生)	I 農業・水産業の振興 II 商業の振興 III 工業の振興 IV 地方創生の推進
3 健やかで笑顔のあるまちを創る (福祉・健康・医療)	I 地域福祉の推進 II 高齢者福祉の推進 III 障害者福祉の推進 IV 子ども・子育て支援の充実 V 健康づくり・医療の充実 VI 社会保障の適正運用
4 安全・安心で美しいまちを創る (安全・安心・環境)	I 自然環境の保全と景観形成 II ゴミ処理・郊外対策 III 総合的な防災の推進 IV 消防・救急体制の構築 V 防犯・交通安全の推進
5 豊かな心と学びのあるまちを創る (教育・文化・スポーツ)	I 学校教育の充実 II 家庭・地域における教育の推進 III 生涯学習の推進 IV 歴史・文化・芸術活動の推進 V 生涯スポーツの充実
6 みんなの参加できるまちを創る (協働・行財政運営)	I 住民主体のまちづくりの推進 II 平等に活躍できる環境づくり III 新たな交流の展開 IV 広報・広聴の充実 V 効率的な行財政運営

## (2) 長崎都市計画区域マスタープラン（長崎県） （都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）（法第6条の2）

平成 12 年度の都市計画法改正により、**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針「都市計画区域マスタープラン」**を県が策定しています。都市計画区域マスタープランは、広域的な視点から、それぞれの都市の将来像を描いて、土地利用のあり方や、道路・公園・下水道などの整備方針、自然的環境の保全などを定めるものです。

また、個々の都市計画や**市町村の都市計画マスタープラン**は、この「都市計画区域マスタープラン」に即して定められることとなります。

### 【長崎都市計画区域マスタープラン】（平成26年10月）

（長崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

時津町は長崎都市計画区域に位置し、県全体の発展を牽引する役割を担う地域として次のような方向性や市街地像が位置づけられています。

#### 1) 都市づくりの基本理念

- ・ 高次かつ多様な都市機能が集積し、全県を牽引する都市づくり
- ・ 観光資源の活用や交通機能の強化により広域的な交流を促進する都市づくり
- ・ 各地区の特長を活かし、地区間の連携を強めた個性のある都市づくり
- ・ 斜面地や田園環境、自然環境を活かし、多様な都市の生活が展開できる都市づくり

#### 2) 地域ごとの市街地像（時津町市街地部）

時津町の中心市街地は、土地区画整理事業に併せて、商業・業務施設、公共公益施設が合理的に配置されており、臨海部に立地する工業団地には、工場の集積がなされている。また、一般国道 206 号および 207 号の沿道部には大規模小売店舗などが立ち並んでいる。

当地区については、上記した地域特性を踏まえ、産業業務の拠点として都市機能の更なる集積や必要な都市施設の整備による魅力の向上を図るとともに、商業の活性化や居住を促進し、周辺住民の日常生活を支えつつ、にぎわいのある魅力的な生活交流の拠点としての市街地形成を図る。

また、本町内には、時津中央地区、左底地区、西時津地区、小島田東部地区、元村地区などの土地区画整理事業及び民間開発等による良好な住環境を有する住宅地や比較的住宅が密集した既成市街地がある。

これらの住宅地については、長崎都市圏における都市生活者の住宅需要の大きな受け皿となっており、土地区画整理事業が進められている時津中央第2地区とともに、優れた住環境を持つ住宅市街地としての形成を図る。

(3) 時津町立地適正化計画

時津町立地適正化計画（令和3年3月策定）では、町中心部に公共公益施設や商業施設等の集積を図り、これらの周辺エリアに居住を促進することで利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めることによって、人口減少下においても持続可能な都市づくりを行うため、まちづくりのターゲット、誘導施設、誘導区域、誘導施策等の取り組み方向が示されています。

【都市機能誘導区域・居住誘導区域】

- まちづくりのターゲットと施策の方向性
- 魅力ある拠点・住環境づくり
  - 若者・勤労者世代が流出しない環境づくり
  - 公共交通の利用促進による自家用車に依存しない交通体系の推進
  - 店舗・企業の維持による交流人口の維持・税収確保



【都市機能誘導施策】

「魅力ある拠点・住環境づくり」を推進するための誘導施策	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●低未利用地の集約による都市機能立地の推進</li> <li>●空き家の利活用推進（立地誘導促進施設協定）</li> <li>●既存都市機能の維持</li> <li>●土地区画整理事業の推進</li> <li>●地区計画の推進</li> <li>●都市計画道路（西時津左底線（野田工区）、西時津小島田線（打越工区））の整備推進</li> <li>●通学路路肩のカラー舗装、防護柵の設置推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車利用環境の整備推進</li> <li>●垂直避難が可能な避難施設の機能維持・向上</li> <li>●避難路の整備促進</li> <li>●避難情報の周知</li> <li>●歩くまちづくり事業の推進</li> <li>●地域包括支援センターでの教室・講座での継続的な実施</li> </ul>
「若者・勤労世代の流入促進による人口維持」を推進するための誘導施策	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●時津町子育て応援住宅支援事業補助金の継続的実施</li> <li>●こども福祉医療費助成制度の継続的実施</li> <li>●子育て短期支援事業・ファミリーサポートセンターの利用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援センター・子育て世代包括支援センターの利用促進</li> <li>●都市計画公園の機能向上・整備推進</li> <li>●若者の地元就職推進を図るための地元企業PR活動推進</li> </ul>
「公共交通の利用促進による自家用車に依存しない交通体系の推進」を推進するための誘導施策	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●路線バスの高齢者への交通費助成事業推進</li> <li>●路線バスの利用環境向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩くまちづくり事業の推進（再掲）</li> </ul>
「店舗・企業の維持による交流人口の維持・税収確保」を推進するための誘導施策	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●町中心部エリアにおける創業・起業支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内店舗・企業の維持</li> </ul>

# 第1章 全体構想

1-1 都市の現況

1-2 主要課題の整理

1-3 都市の将来像とまちづくりの目標

1-4 将来都市構造

1-5 分野別の方針





## 第1章 全体構想

### 1-1 都市の現況

#### 1. 概況

本町は、長崎県南部に位置し、長崎市から約10kmの距離に位置しており、北は大村湾に面し、南部から西部にかけては長崎市、東部は長与町に接しています。

町全体の輪郭は北西から南東へL字型に伸び、東西約7km、南北約9km、面積20.94km<sup>2</sup>の町です。

主要な広域交通として、町の中心部に国道206号および国道207号が走り、内陸交通の要衝の地となっています。また、長崎空港には高速船により約25分でアクセス可能であり、海からの玄関口にもなっています。

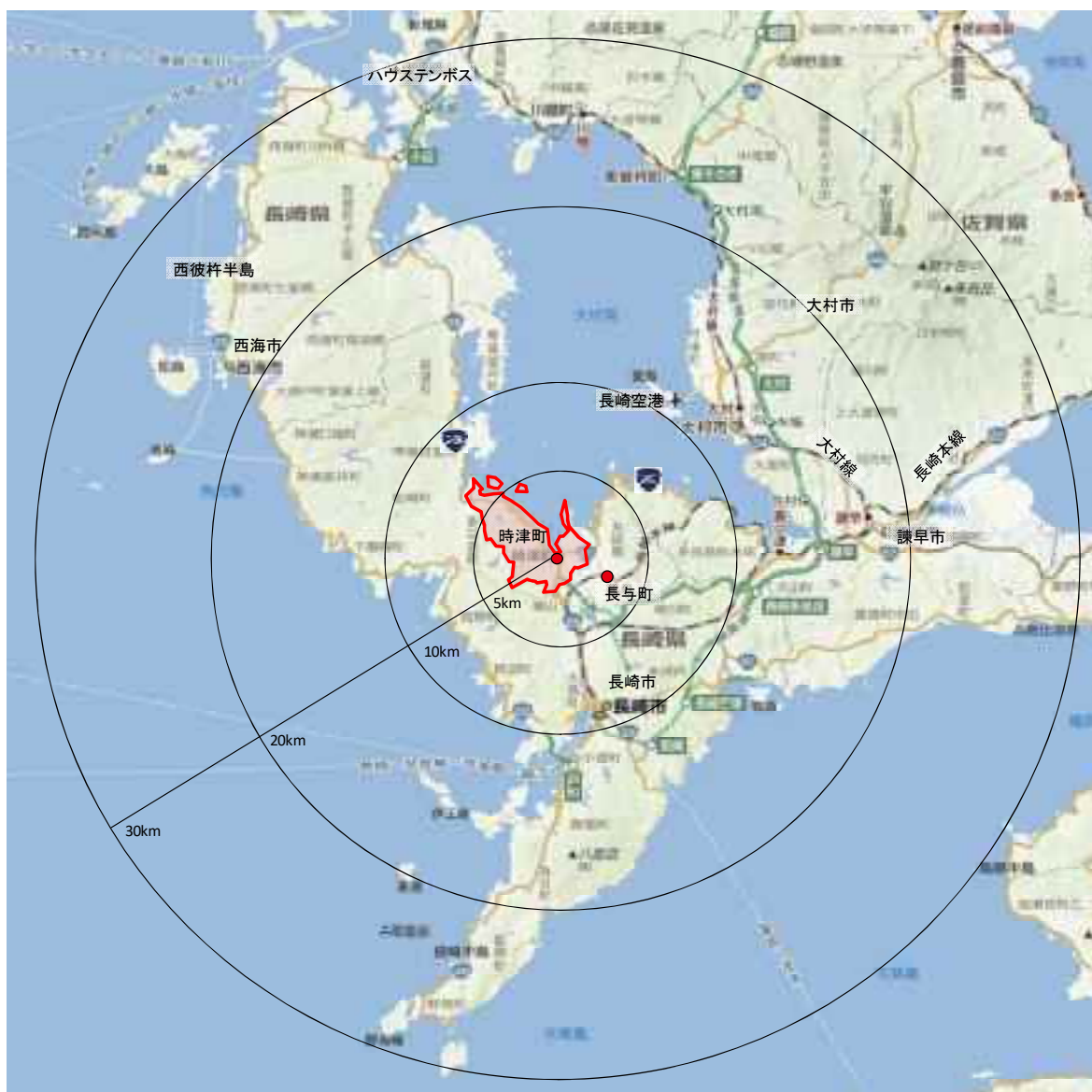
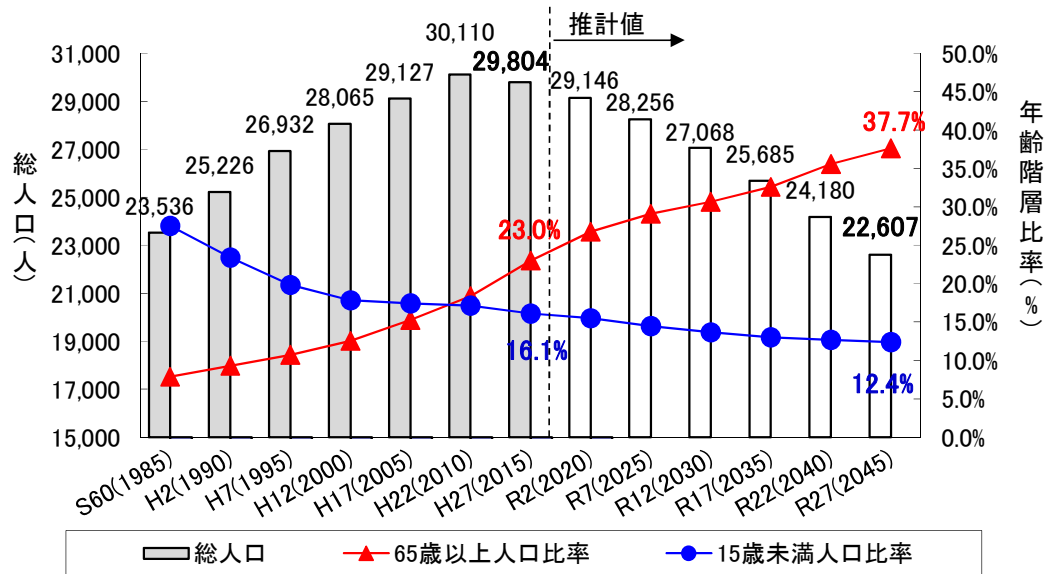


図 時津町の位置

## 2. 人口の動向

### (1) 人口の推移

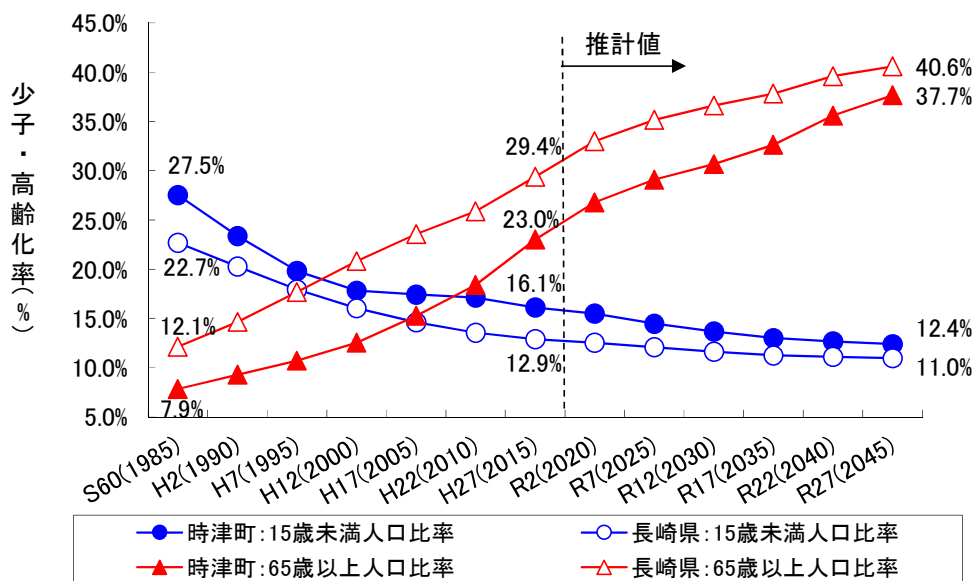
- 平成 27 年 10 月 1 日現在の国勢調査による人口は、29,804 人となっています。
- 平成 22 年まで増加を続けていましたが、平成 27 年に減少となり、国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計では、令和 27 年にはおよそ 22,607 人と予測しています。
- 65 歳以上の高齢化率は、平成 27 年現在 23.0%となっており、長崎県平均（29.4%）よりも低いものの、増加傾向にあり、令和 27 年には 37.7%（県平均 40.6%）となる見通しです。
- また、15 歳未満の年少人口率は、平成 27 年現在 16.1%と県平均（12.9%）に比べ高い水準を維持していますが、令和 27 年には 12.4%（県平均 11.0%）まで下がる見通しです。



資料：S60～H27 の人口（実績値）は国勢調査

R2 以降（推計値）は国立社会保障・人口問題研究所公表値

図 総人口・年齢階層別構成比の推移



資料：S60～H27 の構成比（実績値）は国勢調査

R2 以降（推計値）は国立社会保障・人口問題研究所公表値

図 少子化・高齢化率の県との比較

## (2) 市街化区域の人口推移

- 市街化区域人口は増加傾向にあり、平成27年現在の行政人口に対する市街化区域人口の比率は91.3%を占めています。

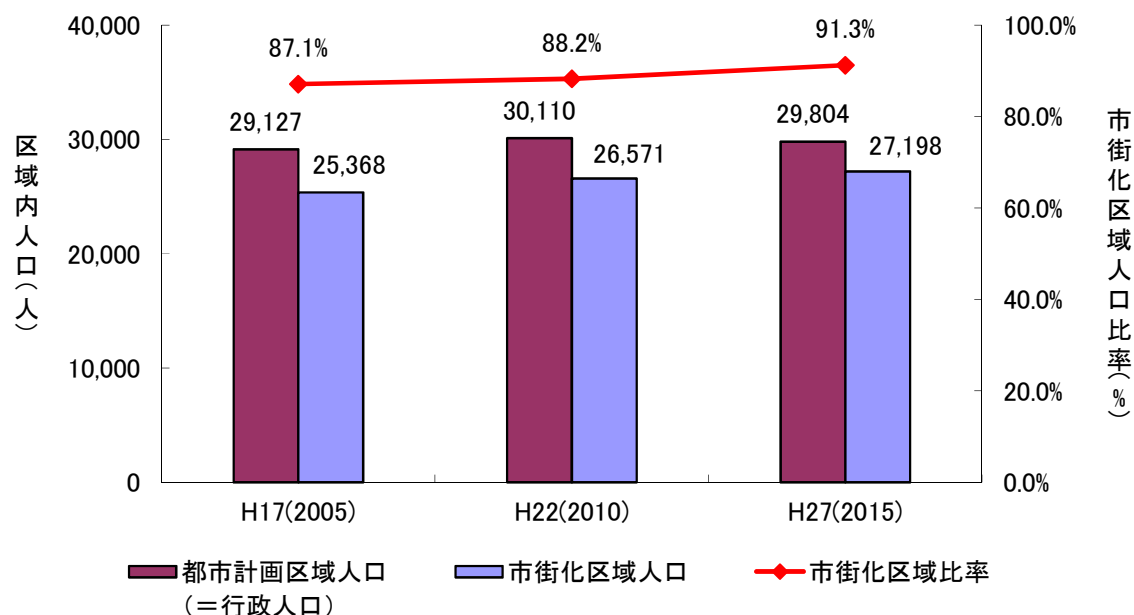


図 市街化区域の人口推移

表 区域別人口の推移

区域	平成17年人口 (人)	H17～H22年の増減		平成22年人口 (人)	H22～H27の増減		平成27年人口 (人)
		人口(人)	率(%)		人口(人)	率(%)	
行政区域	29,127	983	3.4%	30,110	-306	-1.0%	29,804
都市計画区域	29,127	983	3.4%	30,110	-306	-1.0%	29,804
市街化区域	25,368	1,203	4.7%	26,571	627	2.4%	27,198
うちDID区域	13,087	762	5.8%	13,849	-108	-0.8%	13,741
市街化調整区域	3,759	-220	-5.9%	3,539	-933	-26.4%	2,606

資料：H31 都市計画基礎調査、時津町資料

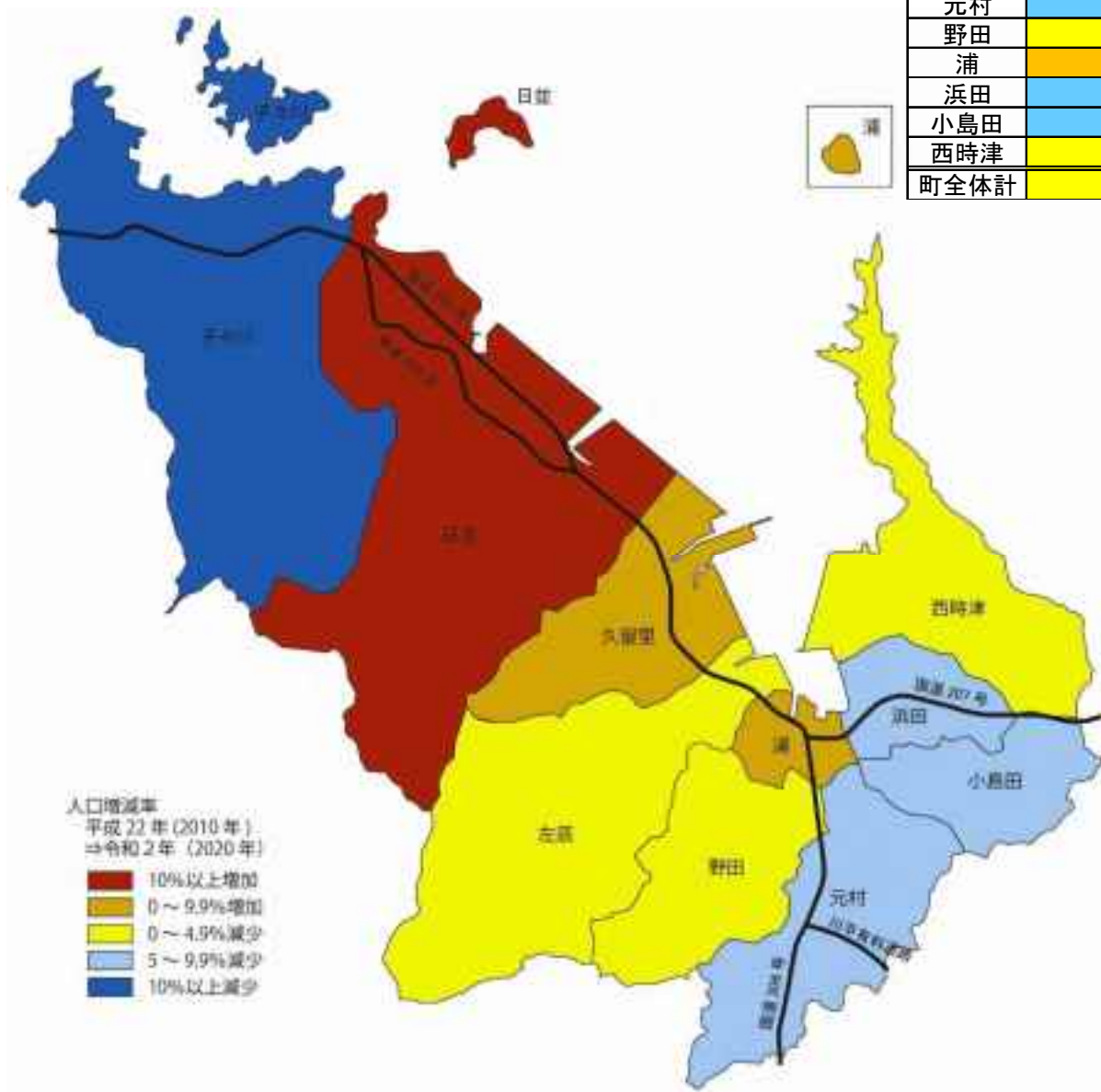
※DID区域（人口集中地区）とは、人口密度が高い地区のことで、人口密度4千人/㎢以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、あわせて人口5千人以上を有する地区のこと。

(3) 人口増減率

- 平成 22 年から令和 2 年における人口増減率は、本町全体で 1.7%減少しています。
- 日並地区 (18.0%)、久留里地区 (8.8%)、浦地区 (5.0%) が増加となっています。
- その他の地区は減少しており、子々川地区 (-11.7%)、小島田地区 (-9.7%)、元村地区 (-9.6%) では、約 1 割の減少となっています。

◆地区別人口増減率

地区名	H22⇒R2
子々川	-11.7%
日並	18.0%
久留里	8.8%
左底	-3.2%
元村	-9.6%
野田	-4.4%
浦	5.0%
浜田	-7.8%
小島田	-9.7%
西時津	-4.4%
町全体計	-1.7%

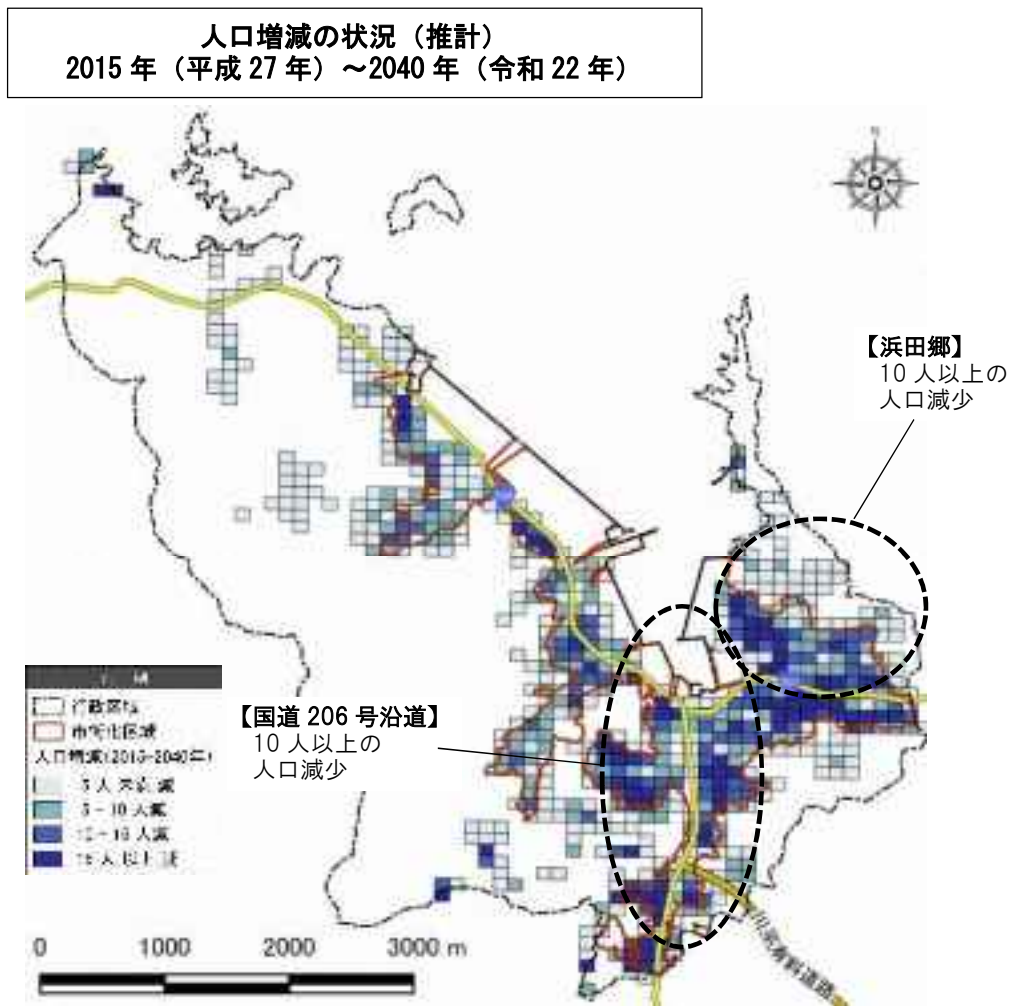


資料：2020 時津町統計台帳

図 地区別人口増減率

## (4) 地域ごとの人口動向（メッシュによる分析）

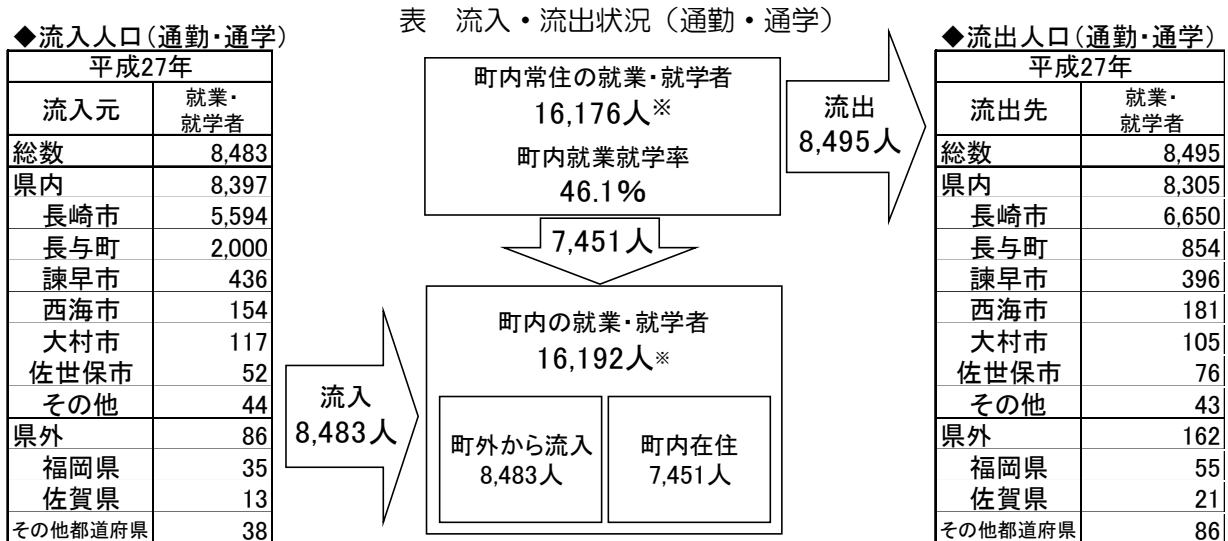
- 100mメッシュ単位での人口減少が顕著な箇所としては、時津中央第2土地区画整理事業による仮移転等の一時的な影響も考えられますが、時津町交差点以南の国道206号沿道や町東部の浜田郷などであり、メッシュあたり概ね10人以上の減少がみられます。



資料：立地適正化計画（国立社会保障・人口問題研究所での推計値を基に作成）

(5) 人口流動（通勤・通学）

- ・平成 27 年現在、時津町全体では、流入 8,483 人、流出 8,495 人となっています。
- ・流入元第 1 位は、隣接する長崎市 5,594 人であり、次いで長与町 2,000 人、諫早市 436 人となっています。
- ・流出先第 1 位は、隣接する長崎市 6,650 人であり、次いで長与町 854 人となっています。
- ・町内に常住する就業・就学者数は、16,176 人であり、このうち 7,451 人（46.1%）が町内に、8,495 人（52.5%）が町外・県外に通勤・通学しています。



※ 町内常住の就業・就学者（16,176人）及び町内の就業・就学者（16,192人）は、流入流出先の不詳を含む。

資料：H27 国勢調査

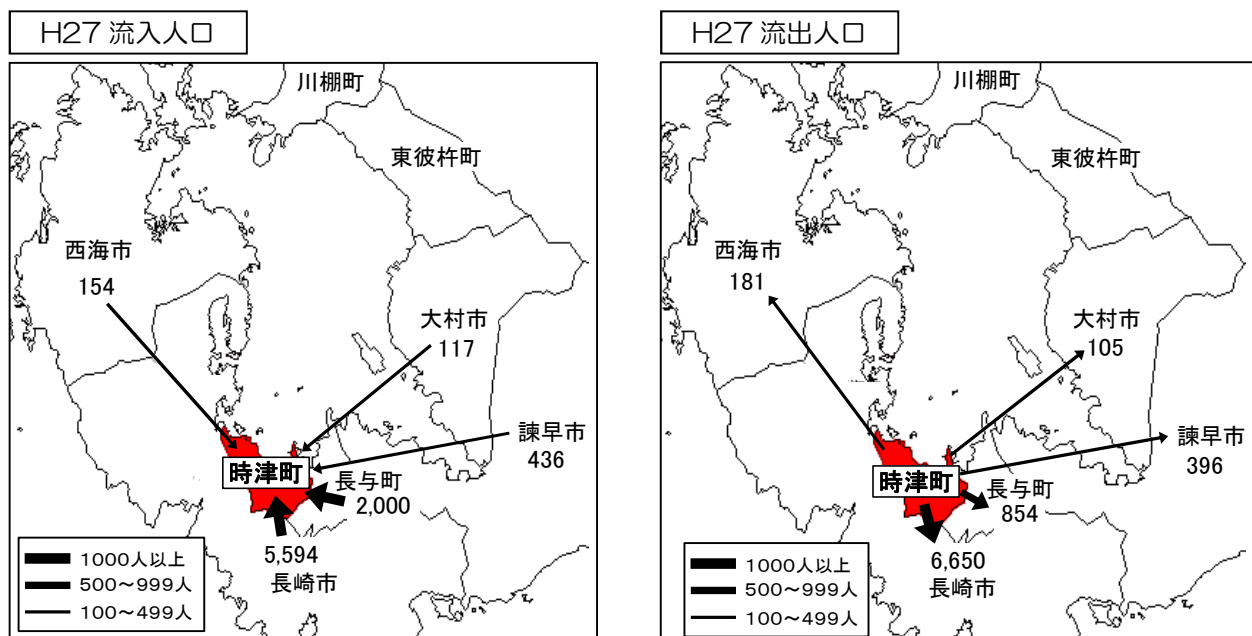


図 通勤・通学流動状況（左：流入、右：流出）

### 3. 土地利用

#### (1) 土地利用

- 土地利用状況は、森林が45.46%を占めており、畑(13.90%)、田(1.31%)等を合わせた場合、全体の66.71%が自然的土地利用となっています。
- 住宅用地は10.36%となっており、商業用地は3.91%、工業用地は2.95%となっています。

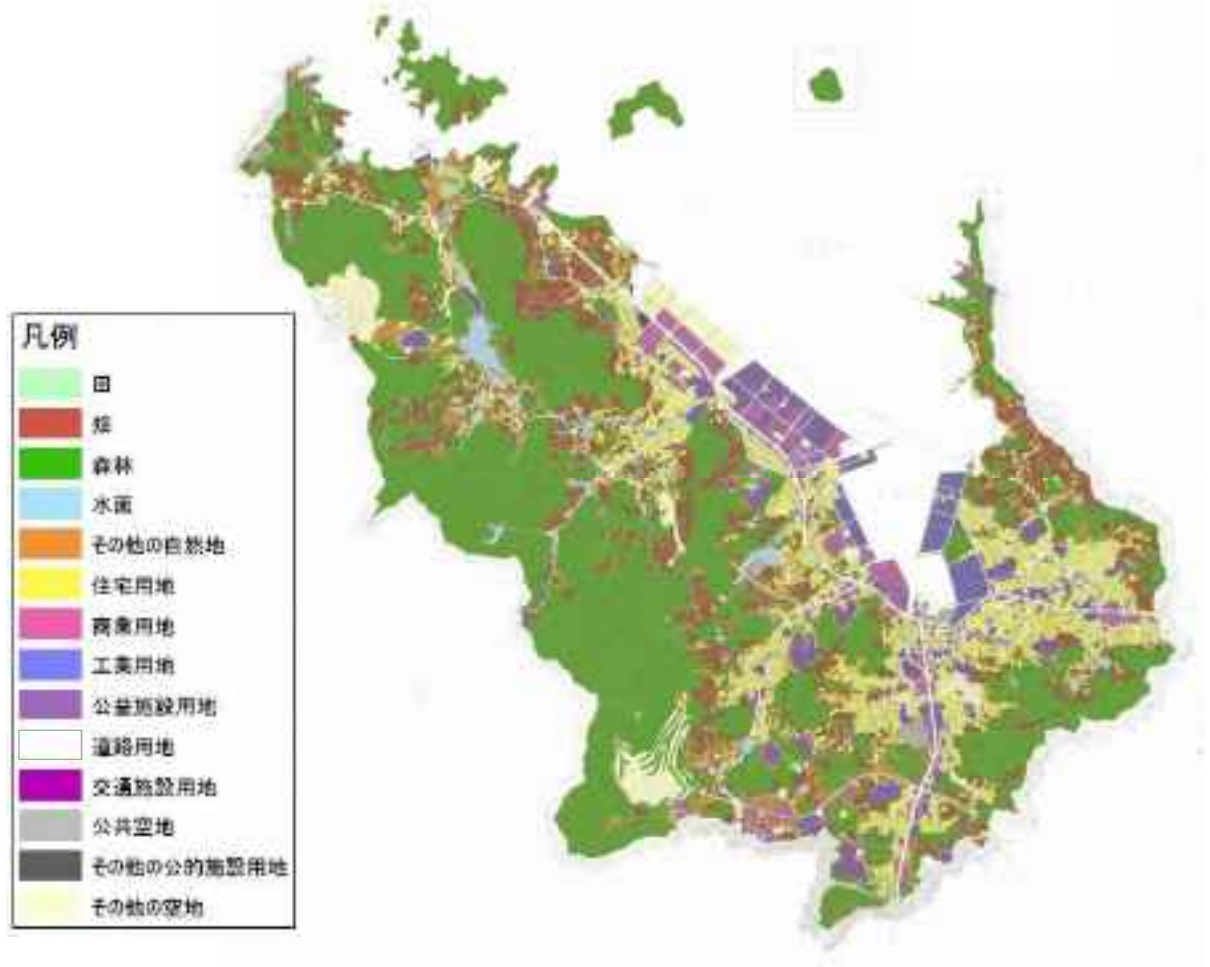


図 土地利用現況図 (H31 都市計画基礎調査)

表 土地利用別現況

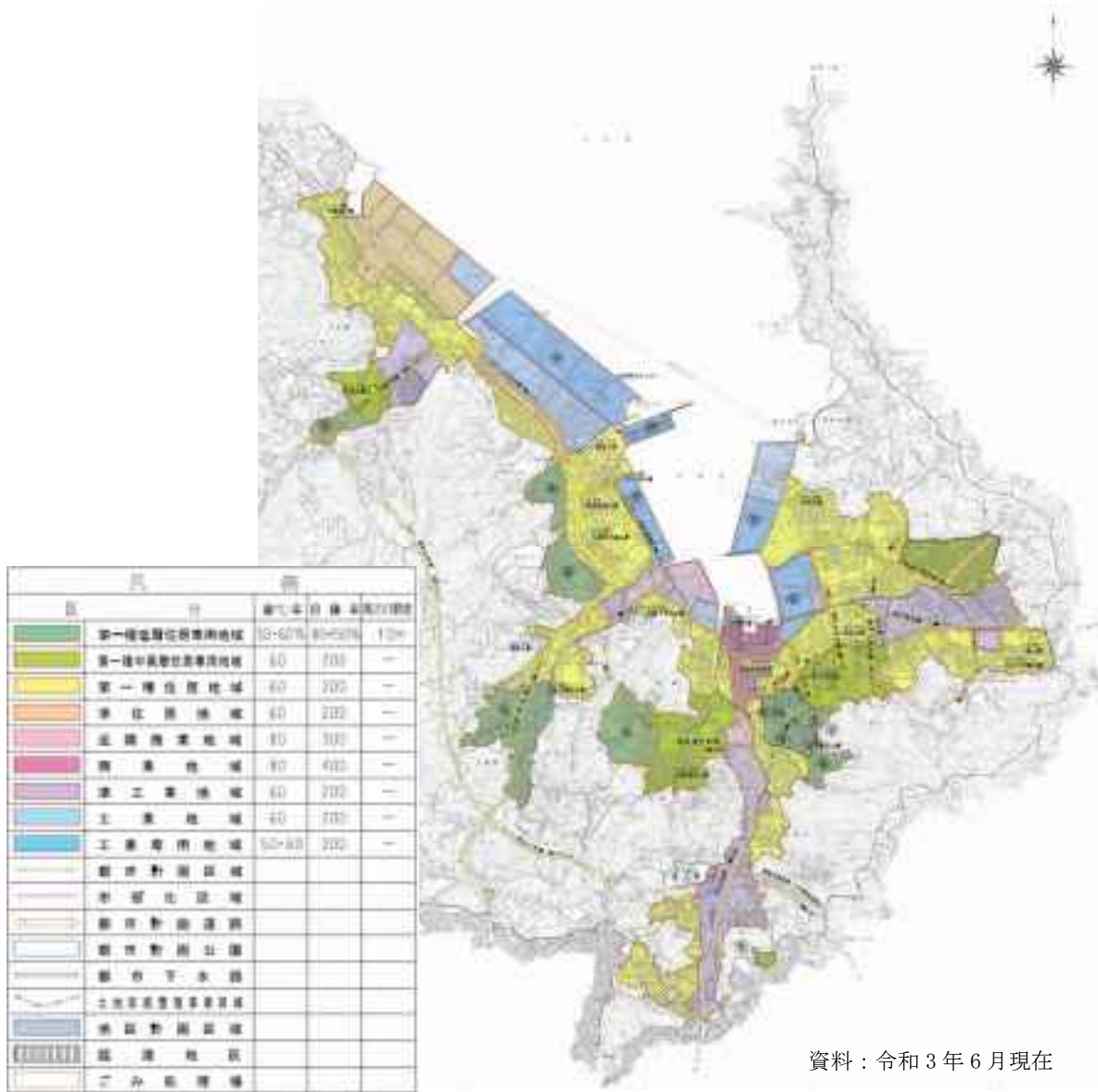
分類	市街化区域内 (ha)	市街化調整区域内 (ha)	合計 (ha)	割合
田	2.07	25.38	27.45	1.31%
畑	20.89	270.24	291.12	13.90%
森林	13.76	938.12	951.88	45.46%
水面	8.08	21.31	29.39	1.40%
その他の自然地	8.97	88.02	96.98	4.63%
<b>自然的土地利用計</b>	<b>53.77</b>	<b>1,343.06</b>	<b>1,396.82</b>	<b>66.71%</b>
住宅用地	165.70	51.31	217.01	10.36%
商業用地	64.06	17.86	81.93	3.91%
工業用地	52.12	9.68	61.80	2.95%
公益施設用地	44.89	26.55	71.44	3.41%
道路用地	85.34	60.65	145.99	6.97%
交通施設用地	1.23	1.39	2.62	0.13%
公共空地	9.68	10.58	20.26	0.97%
その他の公的施設用地	0.00	0.00	0.00	0.00%
その他の空地	37.20	58.93	96.12	4.59%
<b>都市的土地利用計</b>	<b>460.23</b>	<b>236.94</b>	<b>697.18</b>	<b>33.29%</b>
<b>合計</b>	<b>514.00</b>	<b>1,580.00</b>	<b>2,094.00</b>	<b>100.00%</b>

資料: H31 都市計画基礎調査

※割合については、四捨五入して表記したため、割合を合計したときに100%にならないことがある。

(2) 市街化区域内の土地利用

- 市街化区域内の用途地域の割合は、第一種住居地域が40.3%と最も高くなっています。
- 工業系用途として大村湾沿いに、工業専用地域（9.1%）、工業地域（6.4%）が設定されています。また、内陸部の国道207号、国道206号の沿道には、準工業地域（13.4%）が設定されています。



資料：令和3年6月現在

図 用途地域の指定状況

表 用途地域の内訳

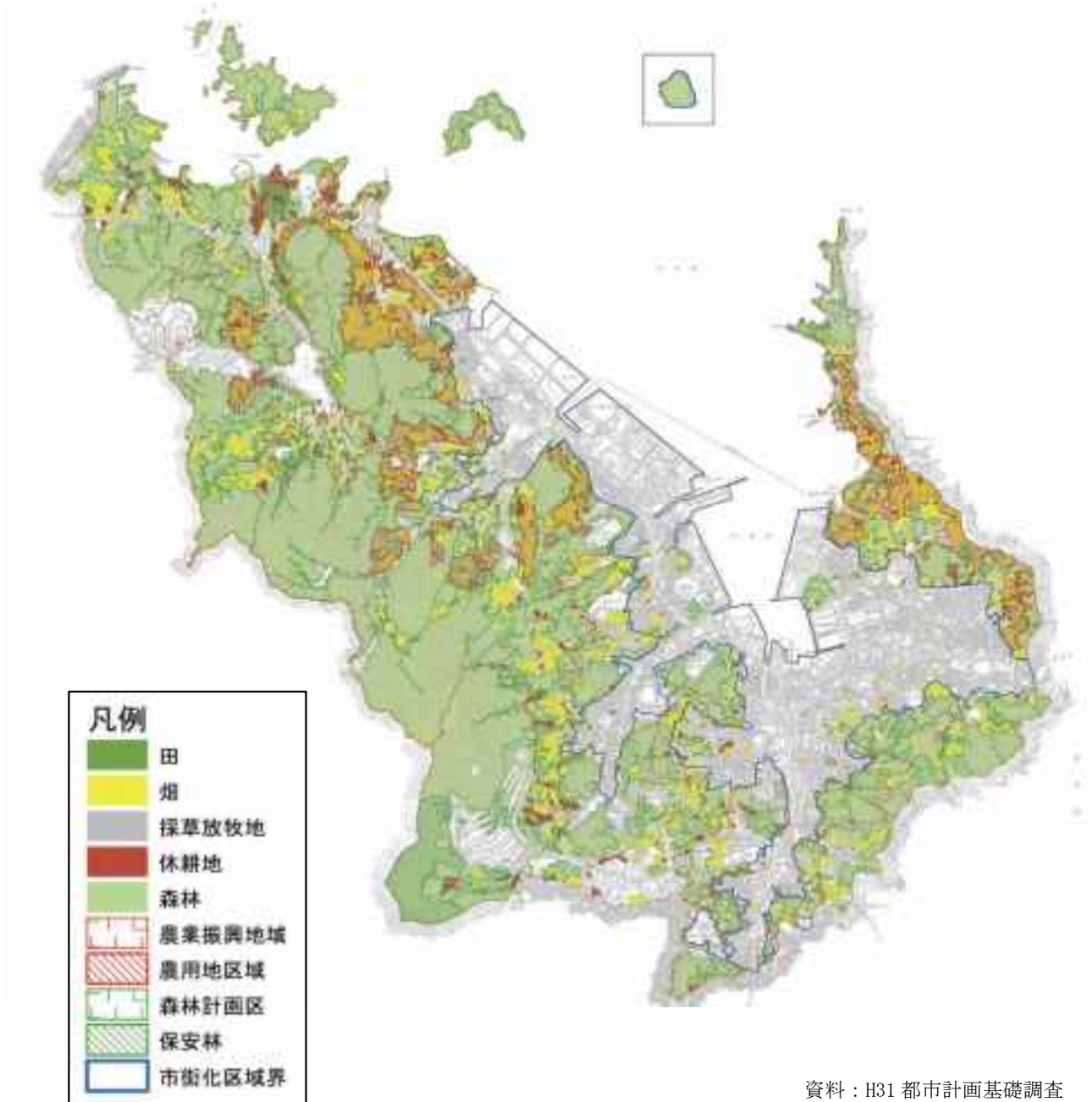
区分	面積 (ha)	割合	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	内容
第一種低層住居専用地域	56	10.9%	50・60	80・150	低層住宅の良好な環境保護のための地域
第一種中高層住居専用地域	55	10.7%	60	200	中高層住宅の良好な環境保護のための地域
第一種住居地域	207	40.3%	60	200	大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域
準住居地域	30	5.8%	60	200	道路の沿岸において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
近隣商業地域	9.2	1.8%	80	300	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
商業地域	7.7	1.5%	80	400	店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
準工業地域	69	13.4%	60	200	環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便の増進を図る地域
工業地域	33	6.4%	60	200	工業の利便の増進を図る地域
工業専用地域	47	9.1%	50・60	200	専ら工業の利便の増進を図るための地域
計	514	100.0%	-	-	

資料：2020 時津町統計台帳

※割合については、四捨五入して表記したため、割合を合計したときに100%にならないことがある。

## (3) 市街化区域外の土地利用

- 本町の市街化区域外は、すべて市街化調整区域となっており、その多くは森林が占めています。
- 北部の子々川・日並地区および東部の西時津地区の斜面地の多くは農用地区域に指定されています。なお、農用地区域は農業以外への土地利用が厳しく制限されています。



資料：H31 都市計画基礎調査

図 市街化区域外の土地利用状況

4. 産業

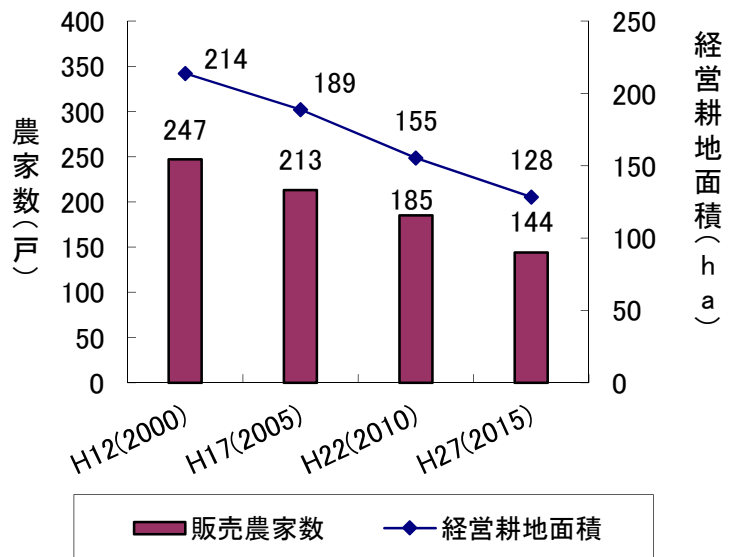
(1) 農業

- ・平成30年の農業算出額（推計値）は、全体で6.4億円であり、「果実」は4.7億円で73.4%を占めています。
- ・農家数、耕地面積のいずれも減少しています。

表 農業算出額（推計）

区分	実額 (千万円)	構成比 (%)
総数	64	100.0
耕種 小計	64	100.0
米	1	1.6
麦類	-	-
雑穀	0	0.0
豆类	0	0.0
いも類	0	0.0
野菜	10	15.6
果実	47	73.4
花き	2	3.1
工芸農作物	-	-
その他作物	3	4.7
畜産 小計	-	-
肉用牛	-	-
畜乳用牛 (うち生乳)	-	-
豚	-	-
にわとり (うち鶏卵)	-	-
その他畜産物	-	-

資料：平成30年市町村別農業産出額（推計）  
※四捨五入して表記したため、合計したときに総数とあわないことがある。

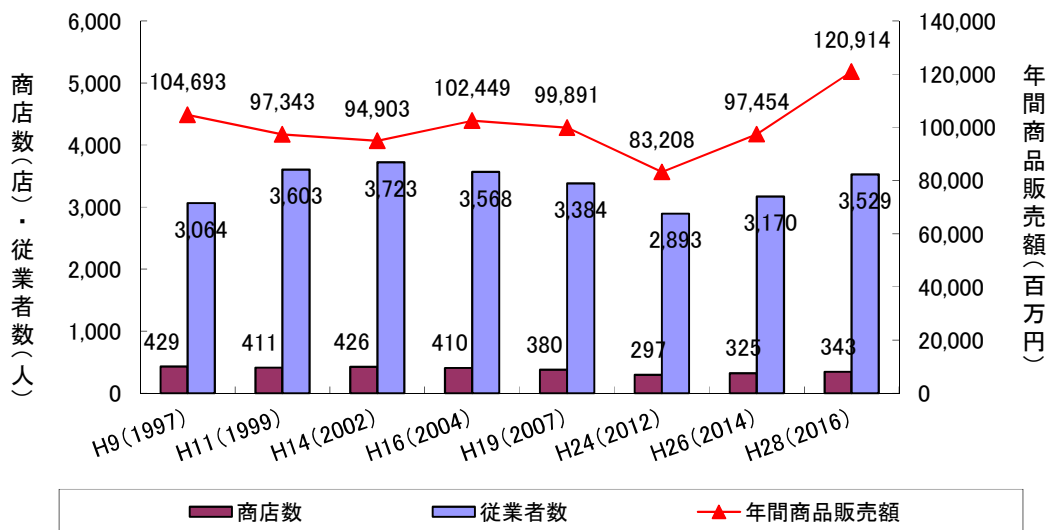


資料：農林業センサス

図 農家数および経営耕地面積

(2) 商業

- ・商店数は、年々減少しており、平成9年の429店から平成28年には343店に減少しています。
- ・従業者数、年間商品販売額ともに、平成24年に減少しましたが、平成26年以降は増加に転じ、平成28年は従業者数3,529人、年間商品販売額約1200億円となっています。

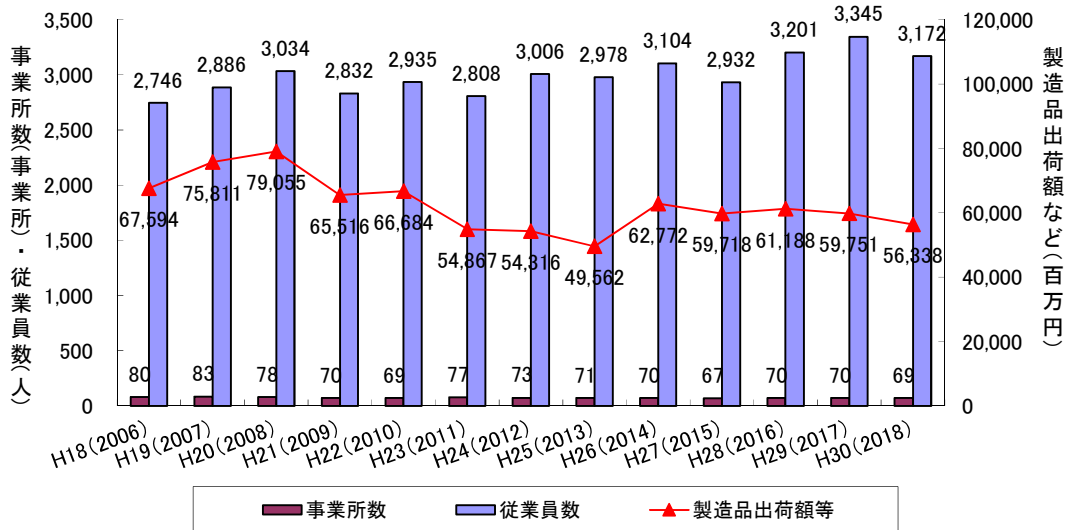


資料：商業統計調査、経済センサス活動調査

図 商店数・従業者数・年間商品販売額

(3) 工業

- 従業員数は、緩やかな増加傾向となっていました。平成30年は減少し、3,172人となっています。
- 製造品出荷額は、平成25年まで緩やかな減少傾向となっていました。平成26年に増加し、以降は横ばいで推移しています。
- 本町の浜田地区には三菱電機長崎製作所、左底地区から日並地区にかけては第六工区・第八工区工業団地、西時津地区には第七工区工業団地があり、製造品出荷額に大きく寄与しています。

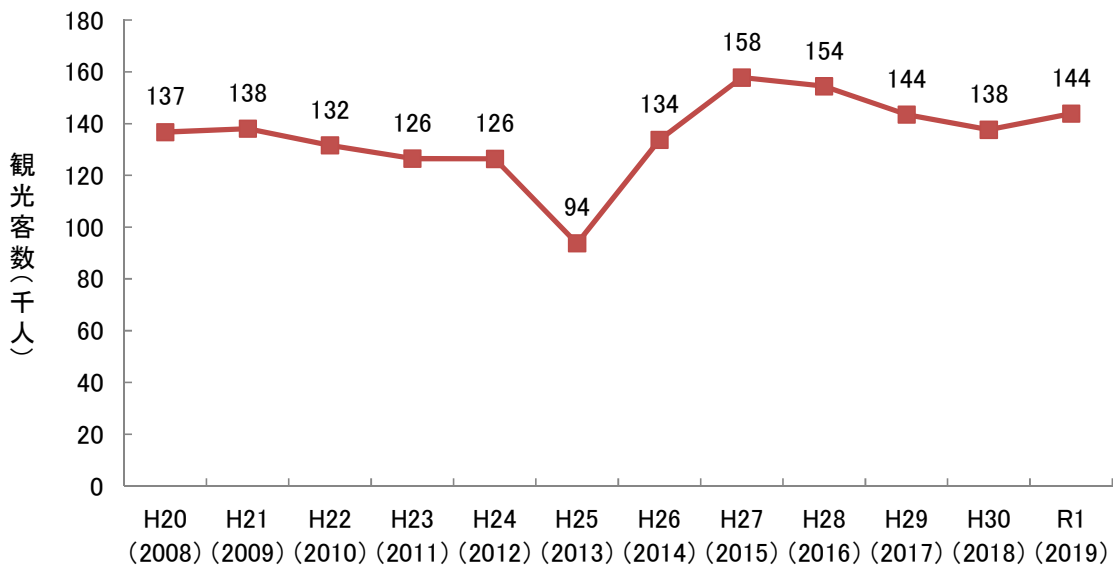


資料：工業統計調査、経済センサス活動調査

図 事業所数・従業員数・製造品出荷額

(4) 観光

- 令和元年における町全体の観光客は、年間14.4万人となっています。
- 平成25年は一時的に減少しましたが、その後増加し、近年は横ばいで推移しています。



資料：長崎県観光統計

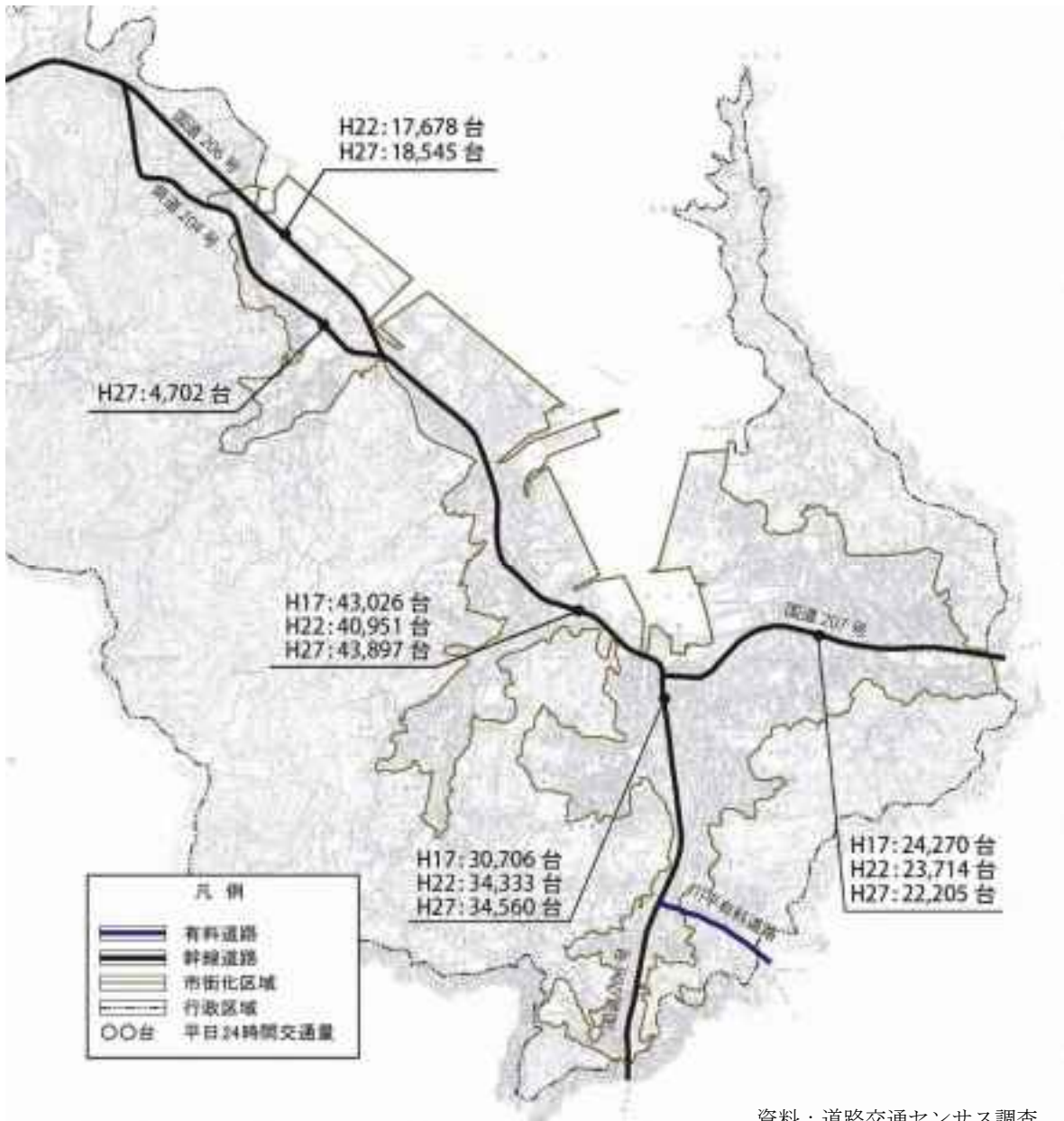
図 観光客の推移

## 5. 交通体系

### (1) 道路

#### ①主要道路の交通量

- 交通量は、南北の広域軸となっている国道 206 号の左底交差点付近が最も多く、平成 27 年は 43,897 台（平日 24 時間）となっており、朝夕の通勤時間帯や週末を中心に交通渋滞が発生しています。



資料：道路交通センサス調査

図 主要道路の交通量

②道路現況

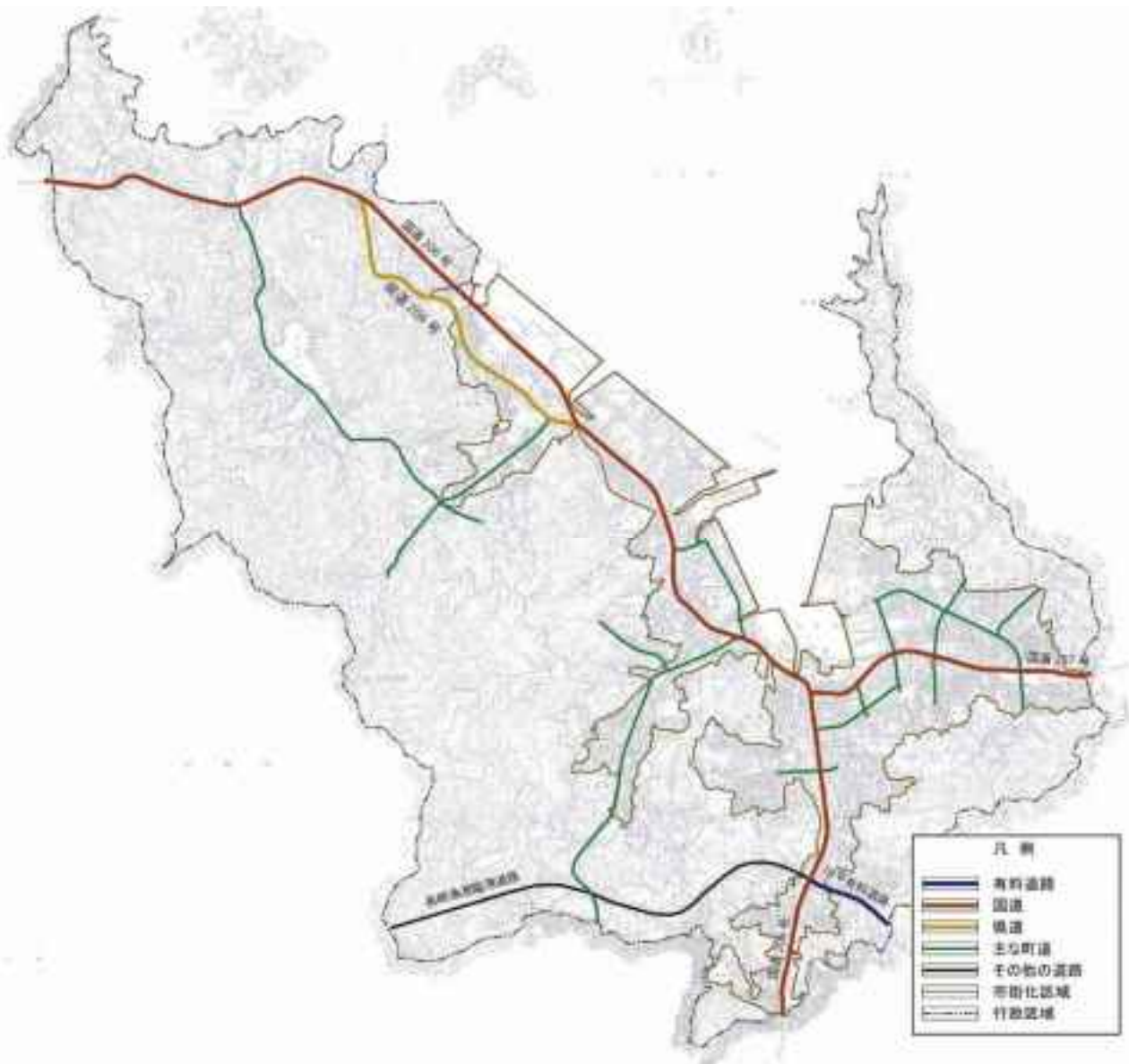
- 町内の道路網として、国道2路線、県道1路線、町道337路線、有料道路1路線、臨港道路1路線によって構成されています。
- 令和2年現在、国道及び県道の改良率は100%、町道は65.7%となっています。なお、舗装率は、鷹島の町道の一部を除き、ほぼ100%となっています。

表 道路整備状況

令和2年3月31日現在

区分		路線数 (本)	実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
国道	206号	1	9,010	9,010	100.0	9,010	100.0
	207号	1	1,928	1,928	100.0	1,928	100.0
県道204号(県道奥ノ平時津線)		1	2,285	2,285	100.0	2,285	100.0
町道		337	113,178	74,326	65.7	113,035	99.9
川平有料道路		1	614	614	100.0	614	100.0
長崎漁港臨港道路		1	2,987	2,987	100.0	2,987	100.0

資料:2020 時津町統計台帳



資料：時津町資料

図 主な現況道路網

③都市計画道路

- 都市計画道路は、平成25年5月に1・6・3野田日並線が都市計画決定され、現在、長崎外環状線を含めて12路線が計画決定しています。
- 令和2年現在、計画延長は22.4kmとなっており、このうち改良済延長が13.6km、概成済延長が0.9kmとなっており、整備率は64.3%となっています。長崎県全体の整備率よりやや低く、近隣の諫早市と同等な整備率となっています。

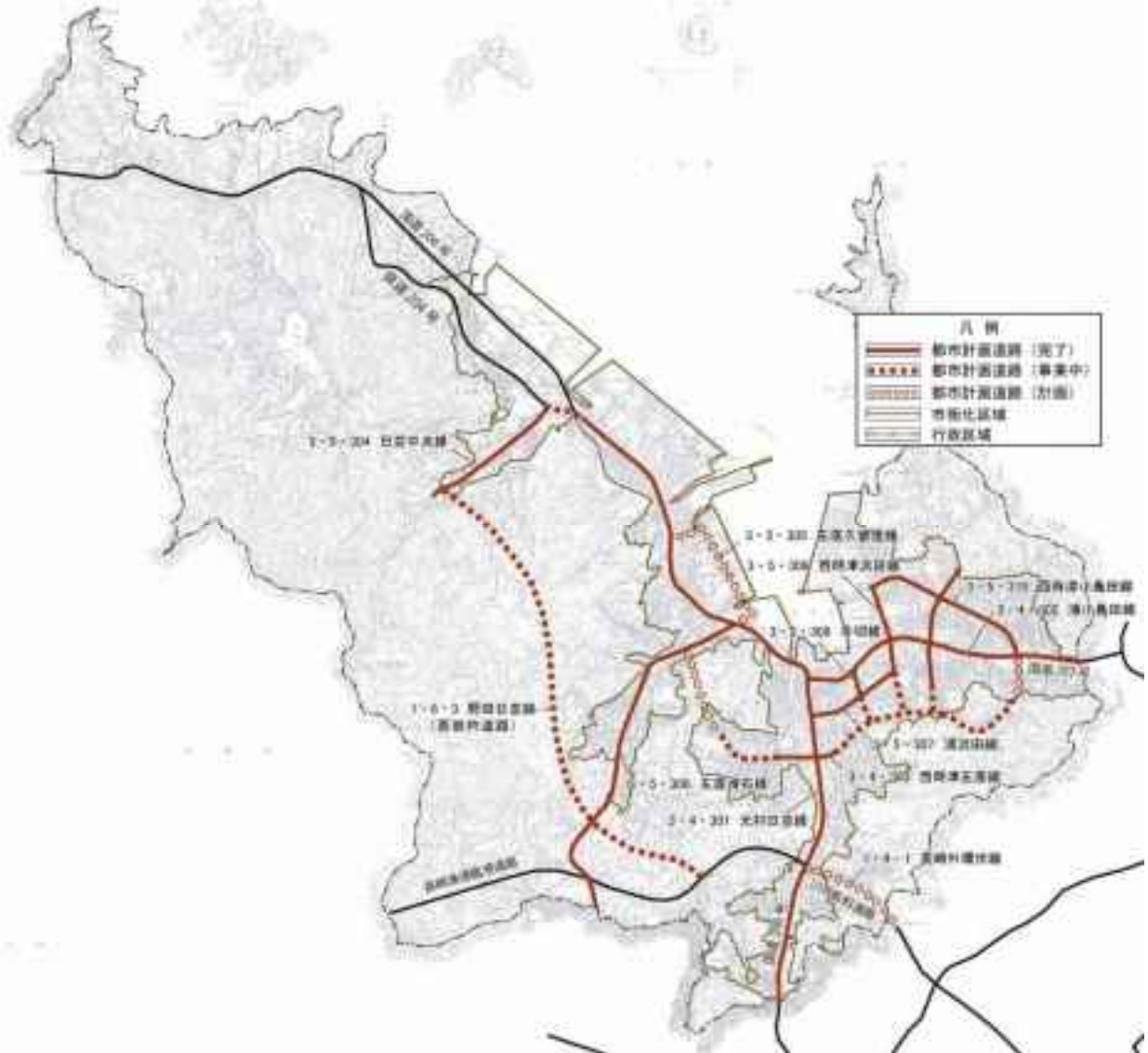


図 都市計画道路の整備状況

表 都市計画道路整備状況

路線番号	路線名	計画決定延長 (m)	完成延長 (m)	整備率 (%)
1・4・1	長崎外環状線	630	0	0.0
1・6・3	野田日並線	3,400	0	0.0
3・4・301	元村日並線	4,650	4,650	100.0
3・4・302	浦小島田線	1,930	1,930	100.0
3・4・303	西時津左底線	3,140	1,022	32.5
3・5・304	日並中央線	1,160	980	84.5
3・5・305	左底久留里線	1,100	0	0.0
3・5・306	左底滑石線	2,400	2,400	100.0
3・5・307	浦浜田線	640	619	96.7
3・5・308	冬切線	370	201	54.3
3・5・309	西時津浜田線	870	597	68.6
3・5・310	西時津小島田線	2,140	1,175	54.9

資料：2020 時津町統計台帳

表 都市計画道路整備状況

	令和2年3月末現在			
	計画延長 (km)	改良済延長 (km)	概成済延長 (km)	整備率 (%)
全国	72,050.2	47,522.2	7,913.2	76.9%
長崎県	572.8	440.7	27.7	81.8%
長崎市	153.4	126.7	4.8	85.7%
諫早市	87.1	57.0	8.1	74.7%
長与町	16.9	13.0	0.3	79.1%
時津町	22.4	13.6	0.9	<b>64.3%</b>

資料：R2 都市計画現況調査

(2) 公共交通

表 バス路線一覧

バス路線
時津-長与線
時津-溝川線
時津北部ターミナル・琴海・大串線
上横尾-時津-長与ニュータウン線(ミニバス線)

資料：長崎バス

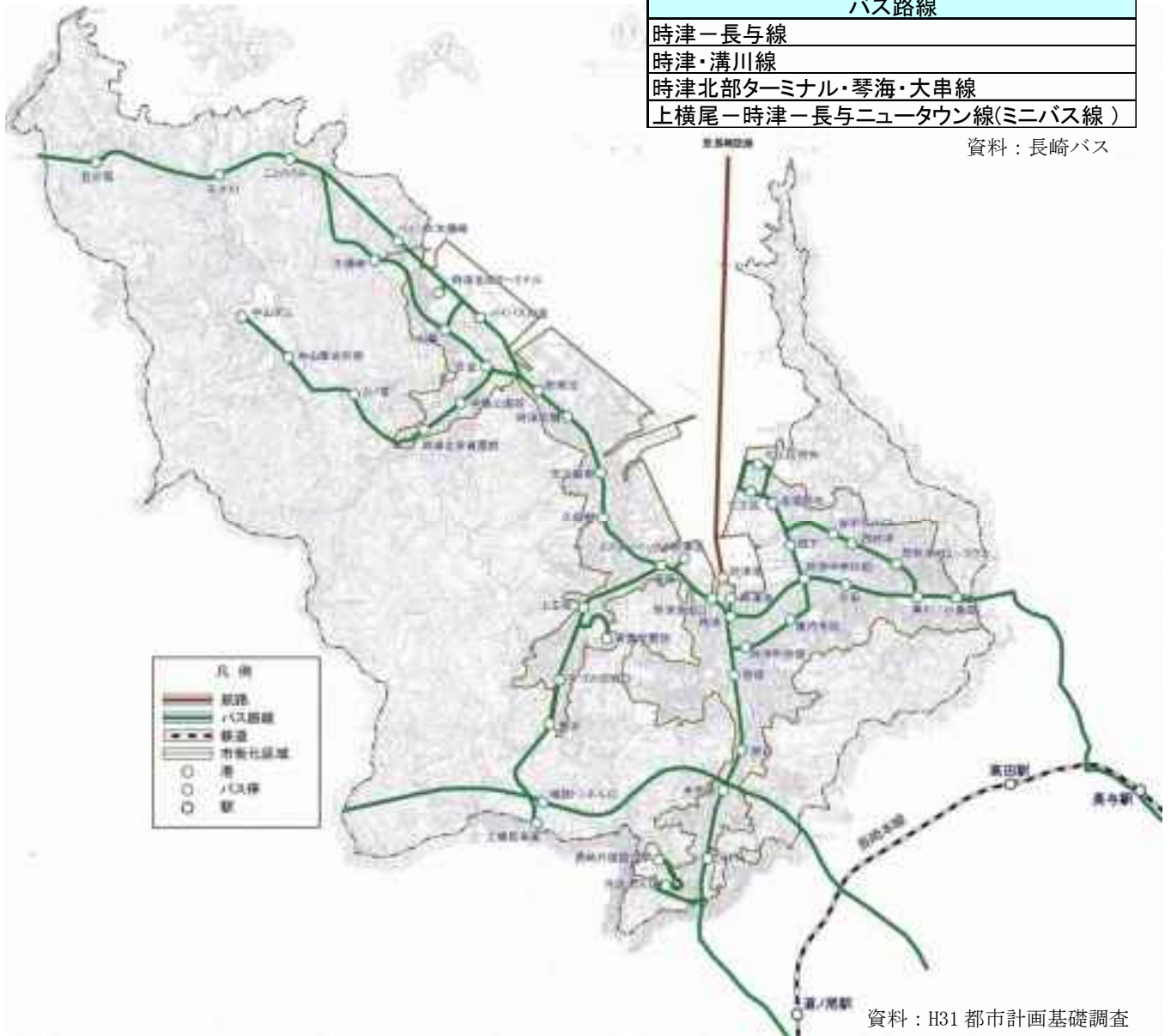


図 公共交通の現況

①鉄道

- 本町内に鉄道は通っていないものの、近隣には JR 長崎本線の長与駅、高田駅および道ノ尾駅（長与町）があります。

②バス

- 路線バスは、長崎バスが町内ほぼすべての主要道路において運行しています。時津北部ターミナルでは、長崎駅や琴海ニュータウン（長崎市西海町）、長与町方面に 41 路線、西時津土地区画整理事業地付近にある路線バス転回場を有する溝川停留所では、長崎駅方面を中心に 32 路線が運行されています。

③高速船

- 高速船は、時津-長崎空港で運行されており、所要時間約 25 分で結ばれています。
- 時津発、長崎空港発ともに 12 便/日運行しています（令和 3 年 8 月末現在）。
- 時津港の利用状況は、令和 2 年長崎県統計年鑑では、年間乗込人員数は約 41,445 人、上陸人員数は約 40,831 人となっています（平成 30 年）。

(3) 利用交通手段（代表交通）

- ・利用交通手段は、自家用車利用が本町全体で 52.5%の利用率となっており、隣接する長与町（54.0%）と同様に、自動車への依存が高くなっています。
- ・鉄道の利用は 0.3%と他市町に比べかなり低くなっていますが、これは町域内に鉄道駅がないことが理由であると考えられます。

表 利用交通手段の分担率（代表交通）

	徒歩だけ	鉄道・電車	乗合バス	勤め先・学校のバス	自家用車	ハイヤー・タクシー	オートバイ	自転車	その他
時津町	14.0%	0.3%	18.4%	1.6%	52.5%	0.0%	7.7%	3.3%	2.0%
長与町	7.9%	7.6%	18.1%	0.7%	54.0%	0.0%	8.7%	1.5%	1.5%
諫早市	8.3%	5.8%	3.0%	1.6%	73.7%	0.1%	2.2%	3.9%	1.4%
長崎市	14.5%	5.2%	25.4%	1.1%	39.1%	0.2%	10.8%	1.8%	1.9%
長崎県	12.1%	3.5%	12.7%	1.3%	58.8%	0.2%	6.2%	3.4%	1.9%

資料：H22 国勢調査

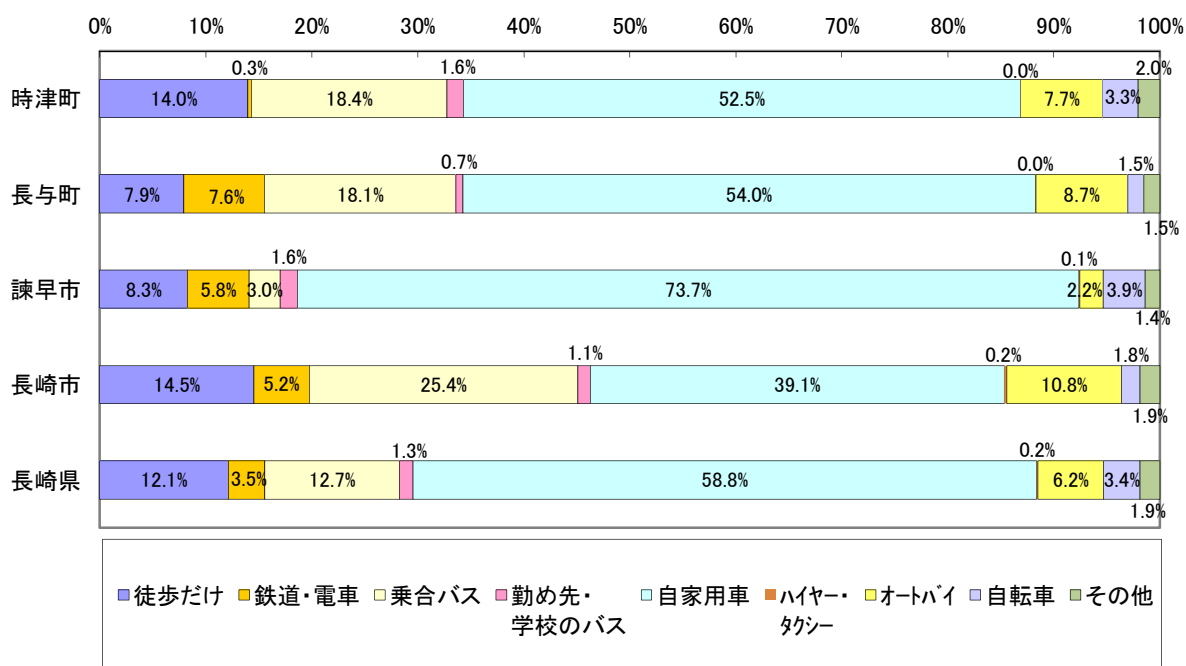


図 利用交通手段の分担率（代表交通）

## 6. 都市環境・自然環境

## (1) 公園

- 都市計画公園（都市計画決定）は、街区公園 18 箇所、近隣公園 1 箇所が決定されています。
- 都市計画公園（都市計画決定）の整備率は、94.9%となっており、高い水準にあります。
- 上記以外の都市計画公園およびその他の公園として、とぎつ海と緑の運動公園・崎野自然公園・文化の森公園・時津ウォーターフロント公園などが整備されています。

表 都市計画公園（都市計画決定）

番号	名称	種別	計画決定		供用面積 (ha)
			年月日	面積 (ha)	
2・2・301	野田街区公園	街区公園	H12.11.29	0.16	0.16
2・2・302	左底中街区公園	街区公園	H07.12.05	0.20	0.20
2・2・303	元村下街区公園	街区公園	H28.12.28	0.14	0.14
2・2・304	久留里児童公園	街区公園	S48.01.16	0.15	0.16
2・2・305	久留里緑地公園	街区公園	S54.01.10	0.19	0.24
2・2・306	永ノ浦公園	街区公園	S54.01.10	0.07	0.07
2・2・307	札の元児童公園	街区公園	S54.01.10	0.23	0.23
2・2・308	木場崎公園	街区公園	S55.01.16	0.12	0.11
2・2・309	金堀公園	街区公園	S55.01.16	0.36	0.36
2・2・310	中島公園	街区公園	H19.11.12	0.23	0.23
2・2・311	大園公園	街区公園	S55.04.11	0.16	0.16
2・2・312	鏡島公園	街区公園	S57.06.19	0.91	0.91
2・2・313	時津中央公園	街区公園	S59.04.13	0.50	0.51
2・2・314	浜田公園	街区公園	S59.04.13	0.32	0.32
2・2・315	坊ノ前公園	街区公園	H16.12.07	0.16	0.10
2・2・316	左底下街区公園	街区公園	H07.12.05	0.22	0.18
2・2・317	いこい運動公園	街区公園	H07.12.05	0.33	0.33
2・2・318	茶屋ノ本公園	街区公園	H19.11.12	0.32	
3・3・301	南公園	近隣公園	S56.10.23	3.10	3.11
	合計			7.86	7.52

資料：R2 都市計画現況調査

表 左記以外のその他の公園

名称	供用面積 (ha)
とぎつ海と緑の運動公園	3.51
崎野自然公園	11.15
文化の森公園	12.76
時津ウォーターフロント公園	1.73
その他の公園	6.66

資料：2020 時津町統計台帳

表 都市計画公園（都市計画決定）の整備状況

	都市計画区域 人口(千人)	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	供用率 (%)	人口1人あたり 計画面積(m <sup>2</sup> /人)	人口1人あたり 供用面積(m <sup>2</sup> /人)
全国	119,943.40	111,933.20	79,416.90	71.0%	9.3	6.6
長崎県	1,074.80	2,023.90	1,170.60	57.8%	18.8	10.9
長崎市	403.20	1,023.90	325.00	31.7%	25.4	8.1
諫早市	97.70	174.90	161.40	92.3%	17.9	16.5
長与町	36.90	15.10	15.40	102.0%	4.1	4.2
時津町	29.6	7.9	7.5	94.9%	2.7	2.5

※いずれの表も四捨五入による端数処理によりあわない場合がある。資料：R2 都市計画現況調査

## (2) 上・下水道

- 上水道の普及率は令和2年3月末現在で、99.8%となっており、長崎県（98.8%）や、長崎市（98.5%）を上回っています。
- 下水道の普及率は令和2年3月末現在で、92.7%となっており、長崎県（81.7%）や長崎市（85.3%）を大きく上回っています。

表 上水道普及状況

	①給水人口 (人)	②行政人口 (人)	③普及率(%) (③=①/②)
全国	123,772,874	126,177,644	98.1
長崎県	1,298,156	1,313,537	98.8
長崎市	401,608	407,885	98.5
諫早市	131,430	133,970	98.1
長与町	41,197	41,297	99.8
時津町	29,158	29,228	99.8

資料：R1 現在給水人口と水道普及率（全国）  
R1 長崎県水道事業概要（県・市町）

表 下水道普及状況

	①計画排水区域 面積(ha)	②供用排水区域 面積(ha)	③普及率(%) (③=①/②)
全国	2,004,436.00	1,597,995.00	79.7
長崎県	19,423.00	15,870.00	81.7
長崎市	6,597.00	5,626.00	85.3
諫早市	2,490.00	1,647.00	66.1
長与町	668.00	628.00	94.0
時津町	574.00	532.00	92.7

資料：R2 都市計画現況調査

(3) 防災（自然災害）

- 土砂災害のリスクについては、市街化区域縁辺部に土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が指定されています。
- 左底郷の市街化区域内においては、地すべりに伴う土砂災害警戒区域が広域的に指定されています。
- また、浸水災害のリスクについては、想定しうる最大規模の降雨（2時間総雨量 295mm）があった際には、時津小学校周辺では1～2m程度、長坂橋周辺や井手園交差点北側においては2m以上の浸水が発生すると見込まれています。



資料：時津町ハザードマップ

図 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域



資料：時津町ハザードマップ

図 浸水想定区域（想定最大規模）

## 7. 景観

- 本町は、大村湾に面し、親水性に富んだ自然環境を有しており、貴重な環境資源として住民に親しまれています。
- 西部は、堂風岳、鳴鼓岳、烏帽子岳などが連なり、緑豊かな自然景観が多く残されています。また、古くから西洋と交流があり、キリスト教文化を中心とした歴史的要素も多数残されています。



継石坊主  
(鯖くさらかし岩)



鳴鼓岳／里山づくり  
(プロジェクトD)



茶屋 (本陣)



日本二十六聖人上陸記念碑

表 良好な景観要素

番号	名称	要素
1	茶屋(本陣)	旧街道筋にある茶屋の屋敷跡
2	日本二十六聖人上陸記念碑	26人のキリスト教信者が上陸した記念の碑
3	長崎甚左衛門の墓	長崎開港の祖といわれる長崎甚左衛門純景の墓
4	継石坊主	別名を「鯖くさらかし岩」とも呼ばれる奇岩

資料：H31 都市計画基礎調査

## 1-2 主要課題の整理

### 1. 住民意向調査の整理

#### (1) 第6次時津町総合計画 まちづくり住民アンケート調査（抜粋）

都市計画マスタープランの見直しにあたり、町民の方々のまちづくりに関するご意見・ご要望等を計画策定の基礎資料として活用するため、「第6次時津町総合計画」策定時に実施した住民アンケート調査を参考に、本計画に関連する主な意見をとりまとめた結果は以下のとおりです。

◆第6次時津町総合計画 まちづくり住民アンケート調査	
・調査対象者	： 20歳以上の住民から無作為抽出（5,000人）
・調査期間	： 令和元年11月4日～12月5日
・調査方法	： 郵送による配布・回収
・回収状況	： 有効回収数 1,563票 回収率 31.3%

#### 【調査結果の概要】

項目	主な結果																																										
◆時津町のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「便利な町である」（85.4%）</li> <li>・「明るい町である」（80.0%）</li> <li>・「安全・安心な町である」（76.4%）</li> </ul> ※「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合																																										
◆望む町の将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「便利で快適に暮らせる町」（65.4%）</li> <li>・「健康で安心して暮らせる町」（51.1%）</li> <li>・「活力ある産業のまち（経済的に豊かな町）」（25.0%）</li> <li>・「美しい自然環境につつまれた、花と緑がいっぱいの町」（21.5%）</li> </ul> ※n=1563（複数回答2つまで）																																										
◆今後のまちづくりで特に力を注ぐべき分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路の整備」（54.1%）</li> <li>・「福祉の充実」（53.8%）</li> <li>・「犯罪のない安全で安心なまちづくり」（50.5%）</li> <li>・「バスなど公共交通機関の充実」（46.1%）</li> <li>・「保健（健康づくり）・医療の充実」（36.4%）</li> </ul> ※n=1563（複数回答5つまで）																																										
◆地域産業振興について特に力を注ぐべき分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「商業の振興」（44.7%）</li> <li>・「地域の素材を活かした加工産業の振興」（36.7%）</li> <li>・「工場など新たな企業の誘致」（30.1%）</li> </ul> ※n=1563（複数回答2つまで）																																										
◆安全なまちづくりのために力を注ぐべき施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然災害を防止するための公共事業」（46.5%）</li> <li>・「住民と一体となった安全な地域づくり活動の推進（こども110番、防犯パトロール活動など）」（37.7%）</li> <li>・「犯罪対策（暴力団犯罪・外国人犯罪・ハイテク犯罪の防止など）の強化」（36.7%）</li> </ul> ※n=1563（複数回答2つまで）																																										
◆郷土の誇りや宝（自由意見）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">誇り・宝</th> <th colspan="2">案内する場所</th> <th colspan="2">お土産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さばくさらかし岩</td> <td>283</td> <td>さばくさらかし岩</td> <td>186</td> <td>時津まんじゅう</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>大村湾・時津港</td> <td>104</td> <td>崎野自然公園</td> <td>162</td> <td>ぶどう・巨峰</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td>住民・コミュニティ</td> <td>87</td> <td>ウォーターフロント公園</td> <td>109</td> <td>みかん</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>豊かな自然</td> <td>86</td> <td>大村湾・時津港</td> <td>44</td> <td>ワイン</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>安心感・住み良さ</td> <td>66</td> <td>商業施設</td> <td>42</td> <td>海産物</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>53</td> <td>その他</td> <td>129</td> <td>その他</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> （単位：件）	誇り・宝		案内する場所		お土産		さばくさらかし岩	283	さばくさらかし岩	186	時津まんじゅう	680	大村湾・時津港	104	崎野自然公園	162	ぶどう・巨峰	282	住民・コミュニティ	87	ウォーターフロント公園	109	みかん	87	豊かな自然	86	大村湾・時津港	44	ワイン	42	安心感・住み良さ	66	商業施設	42	海産物	34	その他	53	その他	129	その他	32
誇り・宝		案内する場所		お土産																																							
さばくさらかし岩	283	さばくさらかし岩	186	時津まんじゅう	680																																						
大村湾・時津港	104	崎野自然公園	162	ぶどう・巨峰	282																																						
住民・コミュニティ	87	ウォーターフロント公園	109	みかん	87																																						
豊かな自然	86	大村湾・時津港	44	ワイン	42																																						
安心感・住み良さ	66	商業施設	42	海産物	34																																						
その他	53	その他	129	その他	32																																						

## 2. まちづくりの主要課題

本町を取り巻く状況の変化や現況、住民意向調査、まちづくり懇談会、策定委員会等の意見を踏まえたまちづくりの主要課題を次のように設定します。

### (1) 社会経済情勢からの課題

- ・人口減少、少子化、高齢化への対応
- ・コンパクトなまちづくりの推進
- ・持続可能な環境負荷の少ないまちづくり
- ・安全安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくり
- ・住民との協働によるまちづくりの推進

### (2) 市街地の土地利用の課題（市街化区域内）

- ・市街地の低・未利用地に限られる中で、空き地や既存施設等の有効活用と地域特性を活かした秩序ある市街地整備
- ・国道206号、国道207号の交差点および時津港周辺に形成された市街地、時津北部ターミナル・溝川停留所周辺部における都市機能の維持・集積による中心拠点、地域拠点の強化
- ・国道206号、国道207号沿道における路線型商業施設の集積を踏まえた土地利用の適正化
- ・臨海部の工業地を核とした企業立地の促進と操業環境の整備・保全
- ・人口の定着を図るため、土地区画整理事業等の面整備の促進や土地利用の適正化による居住環境の整備・改善
- ・埋立地や未利用地の計画的な土地利用の誘導

### (3) 市街地周辺の土地利用に関する課題（市街化調整区域）

- ・集落地における居住環境の整備・保全
- ・農業生産および森林資源の育成・保全
- ・大村湾の海岸線や森林等の自然環境の維持・保全

### (4) 交通体系に関する課題（道路・公共交通）

- ・市街地を形成する国道および周辺の高規格道路等の整備による慢性的な交通渋滞の解消
- ・狭あい道路の解消や街路灯の設置等による身近な生活道路の改善
- ・都市活動の円滑化や沿道環境の形成、防災性の強化などに資する都市計画道路等の整備促進と長期未整備路線の見直し
- ・利用者のニーズを踏まえた日常生活の移動を支えるバス路線の維持・拡充
- ・安全安心で快適な歩行者・自転車空間の整備
- ・歩道の段差解消など、誰もが快適に歩ける歩行空間のバリアフリー化

### (5) 都市環境・自然環境に関する課題

- ・市街地における公共下水道の整備促進と集落地における合併処理浄化槽の推進
- ・住民との協働による公園の維持管理と身近な公園整備等、利用者のニーズに合わせた公園整備の推進
- ・海辺や河川を活かした水辺空間の創出
- ・保水・遊水機能の向上に向けた農地や森林の保全
- ・住民との協働による街路等の緑化推進
- ・浸水災害及び土砂災害リスクへの対応と避難路・避難地の周知徹底など危機管理体制の強化

### (6) 景観に関する課題

- ・国道沿道の違法看板の撤去、規制強化等による市街地の良好な景観形成
- ・大村湾の海岸線や森林等の恵まれた自然景観の保全と活用
- ・不法投棄の防止対策の強化による自然景観の保全

### 1-3 都市の将来像とまちづくりの目標

#### 1. 将来都市像

時津町総合計画では、将来像に「**生活都市 とぎつ** ~誰もが“住みたい”“住み続けたい”町へ~」を掲げ、総合的な施策展開を図っています。

時津町都市計画マスタープランにおいても、この将来像を目標とし、その実現に向けて「都市計画」の視点から総合的、具体的なまちづくりの方針を定めます。

#### ◆まちづくりの主要課題

##### (1) 社会経済情勢からの課題

- ・人口増加の減速、少子化、高齢化への対応
- ・コンパクトなまちづくりの推進
- ・持続可能な環境負荷の少ないまちづくり
- ・安全安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくり
- ・住民との協働によるまちづくりの推進

##### (2) 市街地の土地利用の課題（市街化区域内）

- ・市街地の低・未利用地に限られる中で、空き地や既存施設等の有効活用と地域特性を活かした秩序ある市街地整備
- ・国道 206 号、国道 207 号の交差点および時津港周辺に形成された市街地、時津北部ターミナル・瀧川停留所周辺部における都市機能の維持・集積による中心拠点、地域拠点の強化
- ・国道 206 号、国道 207 号沿道における路線型商業施設の集積を踏まえた土地利用の適正化
- ・臨海部の工業地を核とした企業立地の促進と操業環境の整備・保全
- ・人口の定着を図るため、土地区画整理事業等の面整備の促進や土地利用の適正化による居住環境の整備・改善
- ・埋立地や未利用地の計画的な土地利用の誘導

##### (3) 市街地周辺の土地利用に関する課題（市街化調整区域）

- ・集落地における居住環境の整備・保全
- ・農業生産および森林資源の育成・保全
- ・大村湾の海岸線や森林等の自然環境の維持・保全

##### (4) 交通体系に関する課題（道路・公共交通）

- ・市街地を形成する国道および周辺高規格道路等の整備による慢性的な交通渋滞の解消
- ・狭あい道路の解消や街路灯の設置等による身近な生活道路の改善
- ・都市活動の円滑化や沿道環境の形成、防災性の強化などに資する都市計画道路等の整備促進と長期未整備路線の見直し
- ・利用者のニーズを踏まえた日常生活の移動を支えるバス路線の維持・拡充
- ・安全安心で快適な歩行者・自転車空間の整備
- ・歩道の段差解消など、誰もが快適に歩ける歩行空間のバリアフリー化

##### (5) 都市環境・自然環境に関する課題

- ・市街地における公共下水道の整備促進と集落地における合併処理浄化槽の推進
- ・住民との協働による公園の維持管理と身近な公園整備等、利用者のニーズに合わせた公園整備の推進
- ・海辺や河川を活かした水辺空間の創出
- ・保水・遊水機能の向上に向けた農地や森林の保全
- ・住民との協働による街路等の緑化推進
- ・浸水災害及び土砂災害リスクへの対応と避難路・避難地の周知徹底など危機管理体制の強化

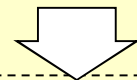
##### (6) 景観に関する課題

- ・国道沿道の違法看板の撤去、規制強化等による市街地の良好な景観形成
- ・大村湾の海岸線や森林等の恵まれた自然景観の保全と活用
- ・不法投棄の防止対策の強化による自然景観の保全

#### ◆将来都市像

### 生活都市 とぎつ

~誰もが“住みたい”  
“住み続けたい”町へ~



#### ◆まちづくりの目標

##### ◆目標1

**安全安心で快適に  
暮らせるまちづくり**

##### ◆目標2

**地域の活力があふれる  
まちづくり**

##### ◆目標3

**地域資源を活かした  
まちづくり**

##### ◆目標4

**協働によるまちづくり**

## 2. まちづくりの目標

人口減少や少子化・高齢化の進展、住民の価値観やニーズの多様化、限られた財政事情など、本町を取り巻く社会情勢は変化し続けています。

このため、こうした状況に適切に対応してだけでなく、将来予想される事象を含めて対応できるまちづくりを進めていくことが必要となっています。

「時津町都市計画マスタープラン」におけるまちづくりの目標は、時津町総合計画での「将来像」に対して都市計画の部門から実現化していくための目標となるもので、本町を取り巻く社会情勢の変化や本町の現状と特性、住民意向調査結果などを踏まえ、次のように設定します。

### ◆目標1：安全安心で快適に暮らせるまちづくり

町内に住む誰もが、生活に便利な環境のなかで、安全安心に暮らし続けられるまちづくりを目指します。

### ◆目標2：地域の活力があふれるまちづくり

産業集積や生産資源、観光資源を活かした交流の促進に加えて、臨海部の埋立地の活用による新たな活力を生み出すまちづくりを目指します。

### ◆目標3：地域資源を活かしたまちづくり

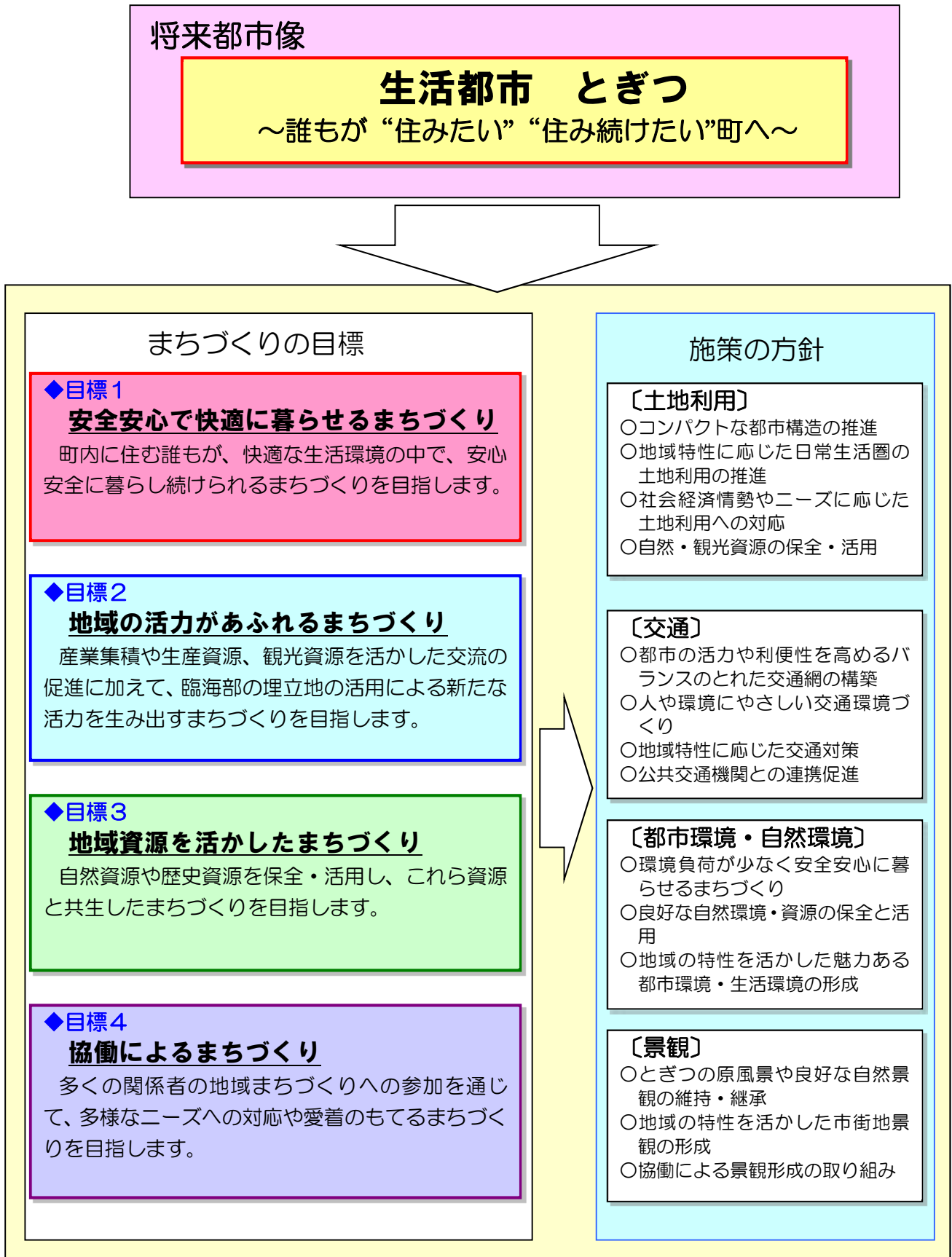
自然資源や歴史資源を保全・活用し、これら資源と共生したまちづくりを目指します。

### ◆目標4：協働によるまちづくり

多くの関係者の地域まちづくりへの参加を通じて、多様なニーズへの対応や愛着のもてるまちづくりを目指します。

3. 分野別の施策の方針

「将来都市像」および「まちづくりの目標」を踏まえ、都市空間を4つの分野別に分け、「施策の方針」を次のように定めます。



## 4. 施策の方針の実現に向けて

分野別の「施策の方針」について、どのように実現していくのか、より具体的な方向性を示すため、「施策の方向」を次のように定めます。

土地利用	
〔施策の方針〕	〔施策の方向〕
①コンパクトな都市構造の推進	1：中央地域拠点・地域拠点・文化・レクリエーション交流拠点への都市機能集約 2：都市活動軸・工業活動軸の強化 3：歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
②地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の推進	4：計画市街地の早期整備 5：既成市街地の安全で良好な居住環境の誘導 6：協働による地域のまちづくりの体制づくり
③社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応	7：地域の特性に応じた土地利用の誘導 (市街化区域・市街化調整区域) 8：社会経済情勢の変化等に応じた土地利用の誘導
④自然・観光資源の保全・活用	9：農業生産環境の整備・保全 10：自然環境の保全と活用 11：観光資源を活用した地域振興
交通	
〔施策の方針〕	〔施策の方向〕
①都市の活力や利便性を高める バランスのとれた交通網の構築	1：広域交通網の機能強化 2：地域と日常生活圏の連携強化
②人や環境にやさしい 交通環境づくり	3：公共交通機関の維持・強化 4：人にやさしい移動環境の創出
③地域特性に応じた交通対策	5：中央地域拠点、文化・レクリエーション交流拠点の交通対策
④公共交通機関との連携促進	6：既存施設の活用
都市環境・自然環境	
〔施策の方針〕	〔施策の方向〕
①環境負荷が少なく安全安心に 暮らせるまちづくり	1：防災・防犯・交通安全対策を強化したまちづくり 2：環境負荷の少ないまちづくり
②良好な自然環境・資源の 保全と活用	3：優良な農地や森林などの保全と活用 4：臨海部における親水空間の活用・整備
③地域の特性を活かした魅力ある 都市環境・生活環境の形成	5：快適な都市環境の形成 6：地域の特性を活かした協働による環境形成
景観	
〔施策の方針〕	〔施策の方向〕
①とぎつ在原風景や良好な 自然景観の維持・継承	1：ふるさとを感じられる自然や歴史的景観等の保全と活用
②地域の特性を活かした 市街地景観の形成	2：地域の特色ある景観づくり 3：日常生活圏におけるやすらぎのある身近な景観づくり
③協働による景観形成の 取り組み	4：緑化の推進や美化などの取り組みへの支援 5：景観への意識の醸成と景観形成のためのルールづくり

## 1-4 将来都市構造

### 1. 広域からみた時津町の位置づけ（長崎都市計画区域）

時津町は、国道 206 号、国道 207 号を軸として、長崎市の都心地区、商業拠点である住吉地区の北部に位置し、また、東部の長与町、諫早市の各拠点との関わりが深い地域となっています。

長崎都市計画区域全体からみた時津町は、産業業務の拠点として都市機能の更なる集積や必要な都市施設の整備による魅力の向上を図るとともに、商業の活性化や居住を促進し、周辺住民の日常生活を支えつつ、にぎわいのある魅力的な生活交流の拠点としての市街地形成を図るとともに、長崎都市圏における都市生活者の住宅需要の大きな受け皿として、優れた住環境を持つ住宅市街地としての形成を図る地域として位置づけられています。

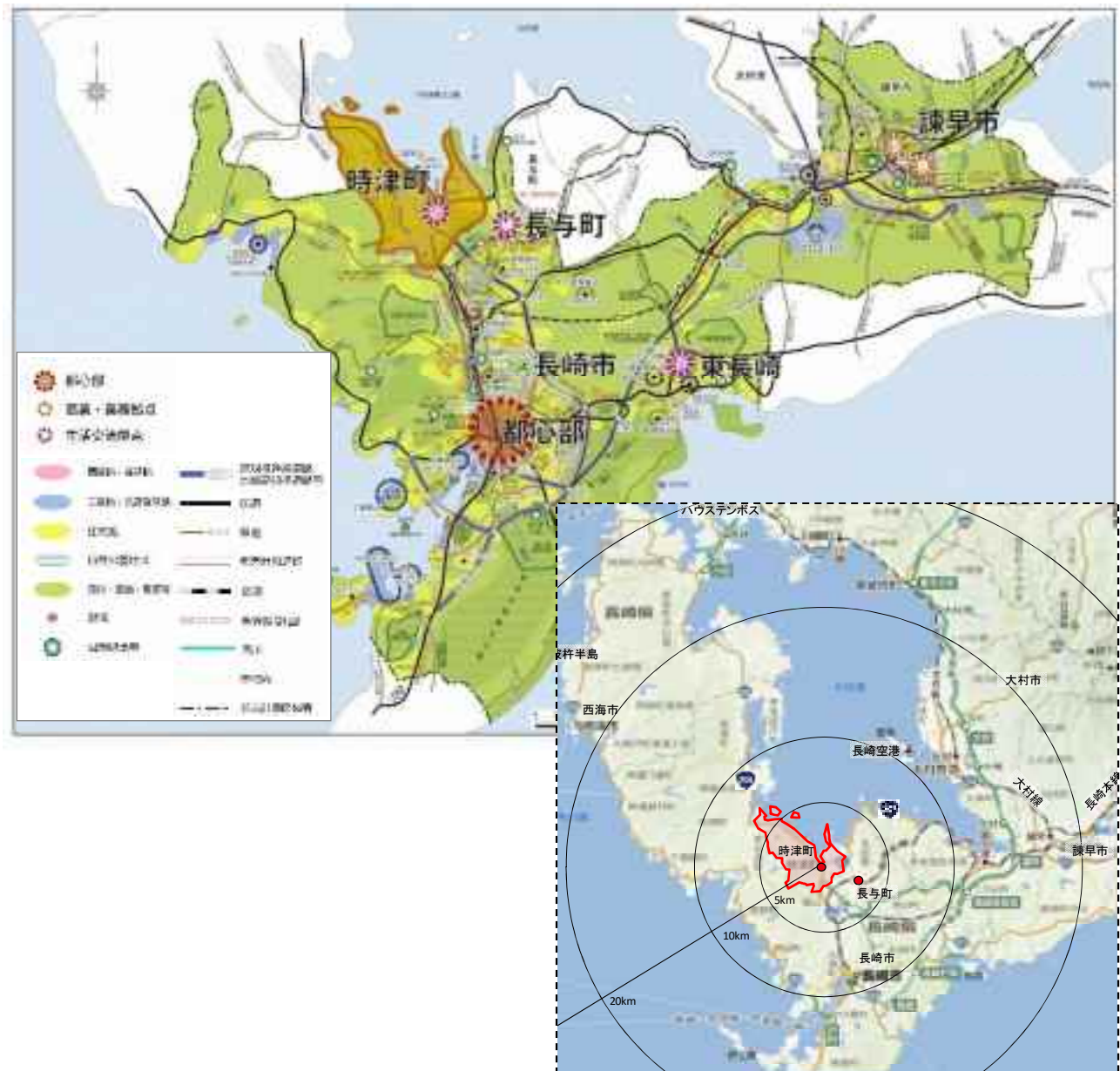


図 広域からみた時津町の位置づけ

## 2. 将来都市構造の基本的な考え方

将来の都市構造とは、都市の将来像やまちづくりの目標の達成を目指して、町全体の特性や骨格を概念的に表し、目指すべき将来の都市の姿を分かりやすく描くものです。

時津町では、都市機能が集積する「中央地域拠点」を核として、各拠点を有機的に結ぶ「都市活動軸」により描くものとします。

国道206号、国道207号の交差点および時津港周辺に形成された市街地の都市機能が集積する区域と臨海部の工業地を主要な地域とし、また、国道を軸とした沿道市街地について都市機能の向上を図ります。さらに丘陵地に広がる森林や農地、海岸については、美しい自然環境を維持・保全し、自然環境と調和した秩序ある土地利用のゾーン配置を行います。

## 3. 拠点と軸の配置方針

まちづくりの目標を踏まえて、将来都市構造におけるゾーン、拠点、軸の配置方針を次のとおりとします。

### (1) ゾーンの形成

#### ① 工業集積地ゾーン

臨海部に位置する埋立地を「工業集積地ゾーン」として位置づけ、本町の基幹産業である工業の発展のため、適切な工場誘致や高度な生産環境の整備を図ります。

#### ② 住宅市街地ゾーン

国道206号、国道207号沿道に広がった市街化区域の住宅地を「住宅市街地ゾーン」として位置づけ、都市機能の集積、都市基盤整備の推進により、居住環境を向上させ、良好な市街地形成を図ります。

#### ③ 自然環境・集落保全ゾーン

丘陵地に広がる豊かな森林や農地・集落地、海岸や漁村集落を「自然環境・集落保全ゾーン」として位置づけ、全域的な保全を図りつつ、無秩序な市街化を抑制するとともに住民の憩いの場となるような自然とふれあう場として活用を図ります。

### (2) 拠点の形成

#### ① 中央地域拠点

陸・海の交通拠点である国道206号、国道207号の交差点周辺部にある時津町役場、図書館、警察署等の公共施設や商業施設、時津港（高速船発着場）、時津ウォーターフロント公園などの都市機能が集積する区域を「中央地域拠点」として位置づけ、本町の顔として都市機能や公共公益機能の維持・集積を図ります。

#### ② 地域拠点

町北部（日並郷）の長崎バス時津北部ターミナル周辺の沿道型商業施設などが多数立地する「時津北部ターミナル周辺」及び町東部（浜田郷）の大型商業施設などが集積する「溝川停留所周辺」区域を「地域拠点」として位置づけ、地域における生活サービスの拠点として、地域生活機能や公共公益機能の維持・集積を図ります。

### ③ 文化・レクリエーション交流拠点

国道 206 号沿いに集積する文化の森公園、とぎつカナリーホール等の大規模公園や公共施設を文化・レクリエーション交流拠点として位置づけ、町内外からの観光交流やレクリエーション・文化振興の場としての機能充実を図ります。

## (3) 軸の形成

### ① 都市活動軸

長崎市方面、長与町・諫早市方面、西海市方面と連絡する広域的な連携・交流機能の役割を担う軸として、本町の中心部を走る国道 206 号、国道 207 号とその沿道市街地を「都市活動軸」として位置づけ、沿道市街地の特性に応じた適正な土地利用の規制・誘導により、今後も商業業務機能を中心とした都市機能の集積を促進する地区として多様な土地利用の形成を図ります。

また、全国各都市を結ぶ長崎空港と時津港を連絡する海上交通を「都市活動軸」として位置づけるとともに、大村湾の美しい景観を活かした海上散策などによるあらたな観光振興を目指します。

### ② 工業活動軸

臨海地域の埋立地沿いに広がる工業地帯を「工業活動軸」として位置づけ、今後とも工業集積を維持・促進するとともに、臨海部の特性を活かした親水性に富んだ空間整備など、ゆとりある産業空間の形成を図ります。

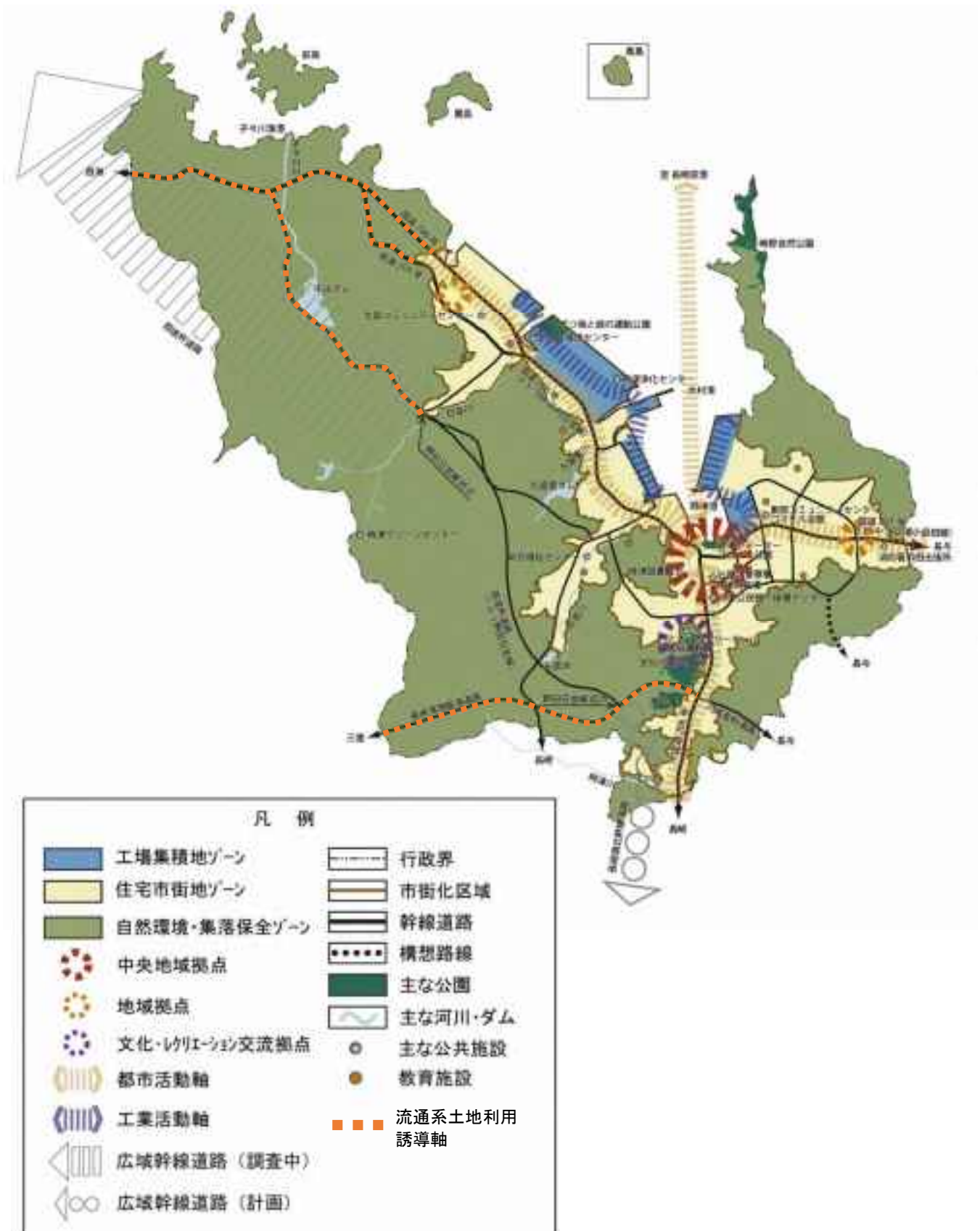


図 将来都市構造

## 1-5 分野別の方針

P30 に掲載する分野別の基本方針は、都市づくりの目標や将来都市構造を踏まえた町全体に関する方針であり、都市計画に係る基本的な指針として、今後のまちづくりに反映されるために、以下のとおり、大項目ごとに基本方針及び施策の方針を整理します。

### 1. 土地利用

#### (1) 基本方針

本町の土地利用は、国道206号、国道207号沿いを中心に限られた平坦地に市街地が形成され、西部の長崎市との境界に山地が連なり、臨海部は広く埋め立てが行われ工業地帯が広がっています。

本町の市街地では、長崎都市圏の一部として、人口の定着や商工業施設の進出が図られてきましたが、平坦地が少なく開発適地や交通施設が限られているために、土地利用の混在や無秩序に形成された市街地がみられます。また、都市圏全体の社会経済情勢の変化に応じ、人口増加の減速や少子化・高齢化への対応が必要となっています。

このため、拠点となる地域を中心として、適正な土地利用を誘導することで、歩いて暮らせる都市構造を推進することが必要です。また、市街地周辺の丘陵地、大村湾などの優良な自然環境は、住民にやすらぎをもたらす空間として、今後も維持・保全していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本町の土地利用については、人口減少や少子化・高齢化などの社会経済情勢の変化へ対応するため、限られた土地資源や交通資源を有効に活用し、拠点となる地域のにぎわいや活力の創出を図ります。また、地域の特性に応じた適正な土地利用の誘導を図り、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

土地利用	
〔施策の方針〕	〔施策の方向〕
①コンパクトな都市構造の推進	1：中央地域拠点、地域拠点、文化・レクリエーション交流拠点への都市機能集約 2：都市活動軸・工業活動軸の強化 3：歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
②地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の推進	4：計画市街地の早期整備 5：既成市街地の安全で良好な居住環境の誘導 6：協働による地域のまちづくりの体制づくり
③社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応	7：地域の特性に応じた土地利用の誘導（市街化区域・市街化調整区域） 8：社会経済情勢の変化等に応じた土地利用の誘導
④自然・観光資源の保全・活用	9：農業生産環境の整備・保全 10：自然環境の保全と活用 11：観光資源を活用した地域振興

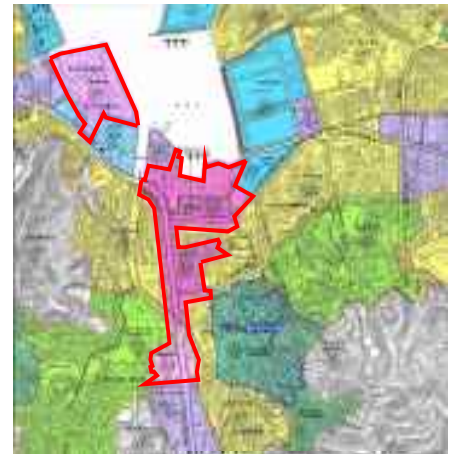
## (2) 施策の方針

## ① コンパクトな都市構造の推進

**施策の方向1：中央地域拠点、地域拠点、文化・レクリエーション交流拠点への都市機能集約**

## ○中央地域拠点

- ・国道 206 号、国道 207 号の交差点および時津港周辺に形成された市街地については、本町の中心的な機能を担う地区として、都市機能のさらなる集積や必要な都市施設の整備による魅力の向上を図るとともに、商業の活性化や居住を促進し、にぎわいのある魅力的な中心拠点の創出に努めます。
- ・本町は長崎都市圏における都市生活者の住宅ニーズの受け皿となっており、さらに今後の少子化・高齢化に対応するため、土地区画整理事業や「まちなか」の指定などによる土地の高度利用による定住人口の増加を促進します。



まちなか指定区域

## ○地域拠点

- ・日並郷の長崎バス時津北部ターミナル周辺の沿道型商業施設などが多数立地する「時津北部ターミナル周辺」区域については、町北部の地域生活の中心的な地区として、生活サービスや居住機能のさらなる集積、必要な都市施設の整備による拠点機能の向上を図ります。
- ・浜田郷の大型商業施設などが集積する「溝川停留所周辺」区域については、町東部の地域生活の中心的な地区として、生活サービスや居住機能のさらなる集積、必要な都市施設の整備による拠点機能の向上を図ります。

## ○文化・レクリエーション交流拠点

- ・文化の森公園周辺地区については、本町の文化・レクリエーション機能の中核を担う地区として、交流機能の充実を図るとともに、より利用しやすい環境づくりに努めます。



文化の森公園

**施策の方向2：都市活動軸・工業活動軸の強化**

## ○都市活動軸

- ・中央地域拠点、交流拠点のにぎわいや交流を促進するとともに、周辺都市や地域間の多様な連携を創出するため、都市活動軸として国道 206 号、国道 207 号沿道において適正な土地利用を誘導します。

## ○工業活動軸

- ・臨海部の既存工業集積地および埋立地の工業活動軸は、操業環境の向上や産業の高度化を進めるとともに、新たな産業機能の誘致を図ります。

## 施策の方向3：歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり

- ・歩行者・自転車空間の充実、バスの利便性向上やバリアフリー化の促進を図り、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。また、中央地域拠点への公共公益施設や商業業務施設などの都市機能の集積を図り、居住環境の向上に努めるとともに利便性の高いコンパクトなまちの創出を図ります。

## ② 地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の推進

### 施策の方向4：計画市街地の早期整備

- ・時津中央第2土地区画整理事業区域については、事業の早期整備を進め、質の高い居住空間を形成します。
- ・時津第10工区および土地区画整理事業などによる計画市街地については、必要な都市機能を整備し良好なまちなみの形成に努め、定住人口の増加や地域の活性化を促進します。



時津中央第2土地区画整理事業  
(完成予定模型)

### 施策の方向5：既成市街地の安全で良好な居住環境の誘導

- ・比較的住宅が密集している既成市街地で、都市基盤施設が必要な地区については、狭あい道路の解消やオープンスペースの確保などにより都市の防災性を高めるとともに、住環境に悪影響を与える建築物の立地コントロール、住宅地の緑化や景観誘導などにより、良好な居住環境に誘導します。

### 施策の方向6：協働による地域のまちづくりの体制づくり

- ・住民の多様なニーズを踏まえて、地域の資源や個性を活かしたまちづくりを推進するため、住民等との協働によるまちづくりの体制づくりや支援策の充実を図ります。

## ③ 社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応

### 施策の方向7：地域の特性に応じた土地利用の誘導

#### ○市街化区域

##### 【住宅地（低層）】

- ・生活道路をはじめとする都市基盤の改善や緑化を推進するとともに、公園緑地や斜面緑地などの空間を保全し、低層の戸建てを中心とする緑豊かなゆとりある質の高い住宅地の創出を誘導します。

**【住宅地（中高層）】**

- 中央地域拠点や地域拠点、沿道サービス地では、小家族世帯や高齢者世帯などの様々な住宅需要に対応できる住宅地として、集合住宅地の供給を誘導し、土地の高度利用を図ります。

**【商業業務地】**

- 本町の中心を担う中央地域拠点では、商業業務施設やサービス施設などの維持・集積を図るとともに、土地の高度利用を進め、交流とにぎわいのあふれるまちづくりを進めます。
- 地域の中心を担う北部地域拠点（時津北部ターミナル周辺）及び西部地域拠点（溝川停留所周辺）では、地域型の商業施設やサービス施設などの維持・集積を図るとともに、公共交通や徒歩・自転車によるアクセスしやすい環境づくりを進めます。

**【沿道サービス地】**

- 国道 206 号、国道 207 号沿いは、大型商業施設や飲食施設、サービス施設などの沿道立地型の商業業務施設の立地について、後背住宅地に配慮しつつ適正に誘導し、都市活動軸の機能強化を図ります。

**【工業地】**

- 大規模な工場が立地する臨海部の工業地では、周辺環境への配慮と操業環境の向上に引き続き努めるとともに、関連産業や研究開発などの地域経済への波及効果の高い産業を誘導し、産業の高度化を促進します。



臨海部に広がる工場地

**○市街化調整区域**

- 無秩序な市街化を抑制し、農地や森林を保全すべき地域として、地域特性に応じた地区計画制度などを活用するなど関係法令に基づく諸制度との適正な連携又は役割分担に留意しながら、開発許可制度の運用に努めます。
- 市街化区域の辺縁部・・・既存集落地では、「市街化調整区域定住促進区域」として、「時津町における都市計画法第34条第11号の規定による50戸連たん区域内における土地利用運用方針」に基づき、日常生活サービス機能や人口の集積状況に応じ、既存集落の維持を図っていきます。また、既存集落地の周辺地区においても、「市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」に定める郊外住宅地として、周辺の景観、営農条件等との調和を図りつつ、住居等の維持・誘導による定住化への対応に努めるために、公共下水道への接続を条件として、既存集落地と一体となった地域コミュニティの維持を図ります。
  - 市街化調整区域の幹線道路等（長崎漁港臨港道路を含む。）の沿道やインターチェンジ付近・・・「市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」及び「臨港道路沿線における立地条件の基本的方針」に基づき、適正な土地利用を図ります。

**施策の方向8：社会経済情勢の変化等に応じた土地利用の誘導**

- 土地利用に変化がみられる住宅市街地については、用途地域の適正な運用や人口・土地利用の誘導により、住宅系土地利用の促進に努めます。
- 中央地域拠点や地域拠点、沿道サービス地では、コンパクトな都市構造の推進や都市間競争への

対応を念頭に置き、商業系土地利用の適正な誘導を図ります。

- ・臨海部の工業地については、現状の土地利用の維持・改善に努めるとともに、当該地域への産業誘導などにより、工業系土地利用の促進にも努めます。

#### ④ 自然・観光資源の保全・活用

##### **施策の方向9：農業生産環境の整備・保全**

- ・農地や集落地については、周辺の自然環境と調和した集落環境を保全するとともに、さらなる農業生産基盤の整備・保全に努めます。



丘陵地に広がるみかん畑

##### **施策の方向10：自然環境の保全と活用**

- ・森林や大村湾の海岸周辺、河川などの美しい自然環境は、本町の原風景であり、まちの魅力ややすらぎを生み出す空間として、引き続き保全を図るとともに、身近で自然に触れあえる環境づくりに努めます。
- ・災害ハザードエリアに係る急傾斜地等では、土砂災害などの災害リスクの軽減と監視体制の強化に努めます。

##### **施策の方向11：観光資源を活用した地域振興**

- ・本町が有する多様な観光資源については、関係機関との連携・人材育成・PR等による促進策を推進し、地域の活性化や交流の促進を図ります。



図 土地利用施策方針

## 2. 交通

### (1) 基本方針

本町の主要な交通網は、九州自動車道につながる「川平有料道路」や長崎漁港（三重地区）に向かう「長崎漁港臨港道路」、および国道 206 号、国道 207 号により形成されています。時津港には、空の玄関口である長崎空港（大村市）を結ぶ高速船（海上タクシー：エアポートライナー）が就航しています。

また、本町の公共交通としては、近隣に JR 長崎本線長与駅、高田駅および道ノ尾駅（長与町）があり、また、路線バスでは、長崎バスが町内のほとんどの主要道路において運行されていますが、自家用車に高く依存しています。このため、引き続き拠点間や地域間を結ぶ道路網の継続的な整備とともに、少子化・高齢化や地球環境問題への対応を踏まえ、住民の移動環境の充実や歩行者・自転車が快適に通行できる空間整備など、人や環境にやさしい交通環境づくりが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、今後の交通体系については、コンパクト・プラス・ネットワークの視点に立ち、都市活動軸をはじめとする町内相互の連携強化とともに、今後の少子化・高齢化や地球環境問題へ対応するため、公共交通機関の利用の促進や歩行者・自転車の移動環境の向上を図り、誰もが快適で暮らしやすい交通体系づくりを目指します。

交通	
〔施策の方針〕	〔施策の方向〕
①都市の活力や利便性を高める バランスのとれた交通網の構築	1：広域交通網の機能強化 2：地域と日常生活圏の連携強化
②人や環境にやさしい 交通環境づくり	3：公共交通機関の維持・強化 4：人にやさしい移動環境の創出
③地域特性に応じた交通対策	5：中央地域拠点、文化・レクリエーション交流拠点の交通対策
④公共交通機関との連携促進	6：既存施設の活用

### (2) 施策の方針

#### ① 都市の活力や利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築

##### 施策の方向 1：広域交通網の機能強化

###### ○広域幹線道路

- ・主要都市と本町を結ぶ、西彼杵道路、長崎南北幹線道路の整備を促進し、国道 206 号、国道 207 号および長崎漁港臨港道路との既存ネットワークを強化し、交通渋滞の解消や都市間の交流、連携を図ります。
- ・長崎南北幹線道路（長崎市茂里町から時津町野田郷）は、早期事業化に向けた対応を進め、西彼杵道路と一体となった整備を進めます。



川平有料道路

### ○高速船（海上タクシー：エアポートライナー）

- ・長崎県の玄関口である長崎空港と時津港を連絡する高速船について、大村湾の美しい景観を活かした海上散策などの観光振興と連携した需要増加策を促進し、広域交通網としての機能強化を図ります。



高速船  
(海上タクシー：エアポートライナー)

#### 〔参考：時津町の道路分類〕

##### ○広域幹線道路

都市間や通過交通などの比較的長い移動交通を大量に処理する規格の高い道路で、地域高規格道路、国道等が該当する。

- ・川平有料道路
- ・西彼杵道路
- ・長崎南北幹線道路
- ・長崎漁港臨港道路
- ・国道 206 号、国道 207 号

##### ○都市間幹線道路・地区幹線道路

隣接市町との連絡や町内の地域間の交通を受け持つとともに、広域幹線道路相互の連絡を受け持つ道路で、都市計画道路（広域幹線道路以外）、主要な町道が該当する。

- ・都市計画道路
- ・主要町道

### 施策の方向2：地域と日常生活圏の連携強化

#### ○都市間幹線道路・地区幹線道路

- ・国道の補完的な役割を担う都市計画道路や主要町道については、市街地内における国道の交通渋滞の緩和のほか、地域間を結ぶネットワークづくりのため、引き続き効率的な整備を図ります。

#### ○生活交通（路線バス）

- ・路線バスは、高齢者や児童・生徒などの日常生活の重要な移動手段として、機能の維持を図るとともに、長崎バス時津北部ターミナルや溝川停留所を起終点とする運行ダイヤの改善や連絡性の強化、ネットワークの充実による利便性の向上への取り組みを進めるため、関係機関に路線の維持・拡充を要請します。
- ・コンパクトな都市構造の推進や路線バスの機能強化を図るため、地域のニーズに合った小型の路線バスなどの運行や住民・事業者等による利用増加策との総合的な取り組みに努め、自家用車に過度に依存しないバランスのとれた交通システムの構築を目指します。



小型の路線バス

## ② 人や環境にやさしい交通環境づくり

### 施策の方向3：公共交通機関の維持・強化

- ・少子化・高齢化の進展や観光振興への対策などを踏まえ、高速船や路線バスの維持・強化に努めます。

### 施策の方向4：人にやさしい移動環境の創出

- ・中央地域拠点や日常生活圏における歩道や自転車空間の充実により、人や環境にやさしい交通体系づくりに努めます。
- ・歩道の段差解消や街路灯などの交通安全施設の整備を推進し、歩行者や自転車が快適で安全安心に移動しやすい環境づくりに努めます。



人にやさしい歩道  
(歩くまちづくり事業)

## ③ 地域特性に応じた交通対策

### 施策の方向5：中央地域拠点、文化・レクリエーション交流拠点の交通対策

- ・中央地域拠点は、多様な都市機能が集積する本町の都市活動の中心を担う地区として、国道や高速船などとの交通結節機能の強化や歩行者や自転車空間の整備に努め、良好な交通環境の創出を図ります。
- ・文化・レクリエーション交流拠点は、とぎつカナリーホールや文化の森公園をはじめとする交流の中心を担う地区として、路線バスの利便性向上や地域間を結ぶ道路網の整備を推進します。



とぎつカナリーホール  
文化の森公園

## ④ 公共交通機関との連携促進

### 施策の方向6：既存施設の活用

- ・既存施設を活用し、公共交通と自動車・自転車交通との連携を検討します。

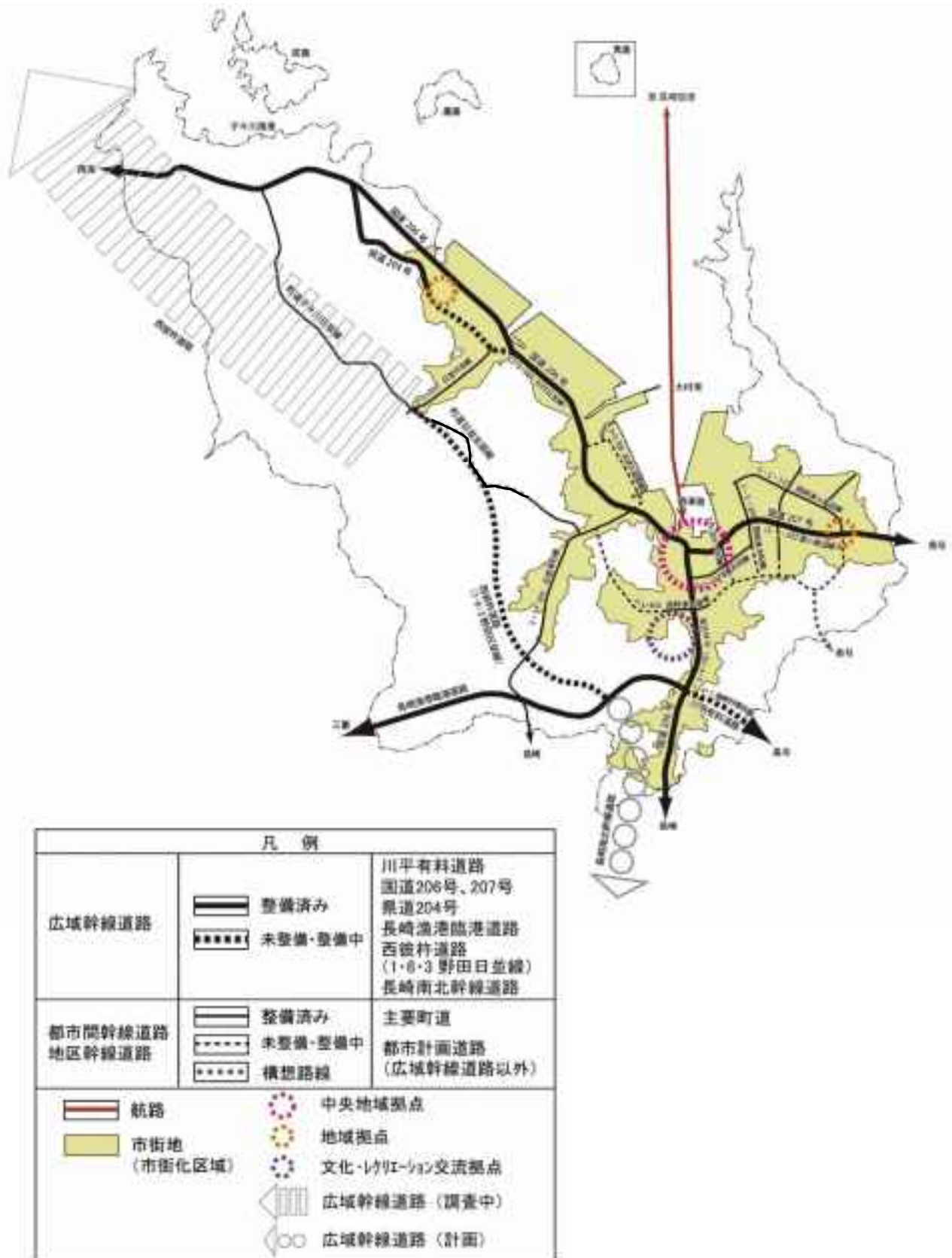


図 交通施策方針

### 3. 都市環境・自然環境

#### (1) 基本方針

本町では、住民の快適な暮らしの向上を図るため、道路・公園・上下水道等の都市基盤の整備を進めています。また、大村湾や森林などの良好な海辺・緑地空間、丘陵地のみかんやぶどう栽培に代表される優良な農地といった豊かな自然を有しています。

しかしながら、大震災を教訓とした防災対策に加え、地球温暖化による降雨強度の増加、頻発するゲリラ豪雨等の様々な災害に対応する都市づくりへの対応とともに、自動車交通の進展や廃棄物の不法投棄などによる環境問題への対応は、本町においても例外ではありません。環境問題の改善に向けては、ゴミの減量化やリサイクル活動などの取り組みによる効果がみられるものの、地球温暖化対策や循環型社会の形成に向け、温室効果ガス排出量の削減をはじめとして、さらなる対応が求められています。

また、快適な住民生活の向上に向けて、各種の都市・生活基盤施設を整備していますが、いずれも整備途上にあり、継続的な整備推進が求められています。

こうした状況を踏まえ、本町の特徴でもある自然環境との調和を図りながら、安全安心で快適な都市環境や生活環境の形成に向けた施設整備に努めるとともに、環境負荷の少ない都市環境づくりを図り、自然と共生した人や環境にやさしい持続可能なまちづくりを目指します。

都市環境・自然環境	
〔施策の方針〕	〔施策の方向〕
①環境負荷が少なく安全安心に暮らせるまちづくり	1：防災・防犯・交通安全対策を強化したまちづくり 2：環境負荷の少ないまちづくり
②良好な自然環境・資源の保全と活用	3：優良な農地や森林などの保全と活用 4：臨海部における親水空間の活用・整備
③地域の特性を活かした魅力ある都市環境・生活環境の形成	5：快適な都市環境の形成 6：地域の特性を活かした協働による環境形成

#### (2) 施策の方針

##### ① 環境負荷が少なく安全安心に暮らせるまちづくり

##### 施策の方向1：防災・防犯・交通安全対策を強化したまちづくり

##### ○災害対策を強化したまちづくり

- ・浸水や土砂災害ハザードエリアに係る居住地については、「地域防災計画」や「国土強靱化地域計画」を踏まえるとともに、関係機関とも連携してハード面の整備及びソフト面での対策を講じることにより、防災・減災に努めます。
- ・想定最大規模の浸水被害が想定される国道 206 号沿道や時津ウォーターフロント公園周辺では、避難施設への適正誘導や垂直避難が可能な施設への一時避難施設の指定などにより、災害リスクの軽減に努めます。
- ・風水害や地震をはじめとする自然災害や、火災、事故等による様々な人為的災害に対して、既存

の防災体制を有効に活用するとともに、地域住民との定期的な避難訓練や連絡体制の強化などの防災活動を促進し、災害時の応急対策活動および復旧活動等の対策が適切に実施できる体制づくりに努めます。

- ・市街地では、狭あい道路の解消、公園の整備などの計画的な整備を進めることで防災性の向上に努めます。
- ・都市計画道路や公園緑地は、災害時の避難路や避難地などとしての機能を有することから、計画的かつ効率的に整備を進めます。また、大規模災害による上下水道、電気、ガス、道路（橋梁）などのライフラインの被害軽減を図るため、耐震性の強化や代替機能の確保に努め、防災性の向上を図ります。

### ○防犯や交通安全対策を強化したまちづくり

- ・通学路などに街路灯の設置を推進し、日常生活圏における防犯性の向上を図ります。また、住宅地内の生活道路への過度な通過交通に対しては、通行規制などにより適正に誘導します。
- ・歩行者などの安全を確保するため、歩道設置の推進やガードレールなどの交通安全施設の整備を推進するとともに、交差点改良などの対策を進めます。
- ・防災訓練や住民パトロールなどを継続的に実施し、住民の防災・防犯・交通安全に対する意識の啓発を図るとともに、自主的な防災・防犯・交通安全組織の強化を進め、住民との協働による安全安心な体制づくりに努めます。



速度規制ゾーン 30

### 施策の方向2：環境負荷の少ないまちづくり

- ・美しい自然環境を後世にわたって保全し、環境負荷の少ないまちづくりを目指すため、企業や商店、住民一人ひとりの環境にやさしいライフスタイルの実践に向けて、温室効果ガス排出量の削減をはじめとする総合的な環境行政を推進します。
- ・市街地では、民有林の保全や公園緑地の整備などによる緑化の促進を図るとともに、道路の浸透性舗装や保水性舗装などによる雨水の保水貯留機能や路面の照り返しによる気温上昇抑制を図るなど、地球環境に配慮したまちづくりに努めます。
- ・市街地以外の区域では、農地や森林などの保全による水の涵養機能の維持に努めるとともに、合併処理浄化槽等の設置を促進し、水質の維持・改善に努めます。

## ② 良好な自然環境・資源の保全と活用

### 施策の方向3：優良な農地や森林などの保全と活用

- ・農地や市街地周辺の一帯を占める森林などの優良な自然環境については、温室効果ガスの吸収や水の涵養、生態系の保全などの多様な機能を有することから、国土利用計画法や農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法、開発許可制度等の法制度の活用等により、引き続き保全と活用に努めます。

#### 施策の方向4：臨海部における親水空間の活用・整備

- ・大村湾の海岸沿いについては、身近な海辺でふれあえる空間や日帰り型観光をはじめとする観光交流資源として、「時津ウォーターフロント公園」「とぎつ海と緑の運動公園」「崎野自然公園」の活用を図ります。また、安全で快適に歩いて観光資源を巡ることのできる遊歩道やサイクリングロードの活用に努めます。



サイクリングロード  
(町道沖の瀬線：自転車・歩行者道)

### ③ 地域の特性を活かした魅力ある都市環境・生活環境の形成

#### 施策の方向5：快適な都市環境の形成

##### ○居住環境

- ・市街化区域内の都市基盤の整備が進められている地区では、住民等との協働による地区計画などのまちづくりルールを定め、良好な居住環境等の向上に努めます。

##### ○上水道

- ・取水場や水道施設の維持・管理により、良質な水の安定供給を図ります。

##### ○下水道

- ・公共下水道の整備を推進し、水質や生活環境の改善を図るとともに、浸水被害の防止に努めます。



時津浄化センター

##### ○公園緑地

- ・住民の憩いの場とともに、防災やレクリエーションなどの多様な機能を有する空間として、適正な配置と計画的な整備を推進します。
- ・既設の公園に関しては、ベンチや植栽の設置などを検討し、利用者ニーズに合わせたやすらぎのある利用環境の整備に努めます。



南公園

##### ○ごみ処理

- ・ごみの減量化、再利用・再資源化を推進し、それに資する処理施設の維持・改善に努めます。

#### 施策の方向6：地域の特性を活かした協働による環境形成

- ・農地や森林、大村湾の良好な自然環境や景観の保全とともに、日常の居住環境の向上を図るため、地域の自然・歴史・文化などの地域の特性を活かした住民等との協働によるまちづくりを推進します。
- ・道路や河川、公園などについては、住民等との協働による環境美化活動を進め、良好な都市環境の維持・保全に取り組みます。



図 都市環境・自然環境施策方針

## 4. 景観

### (1) 基本方針

本町は、大村湾や森林などの美しい自然をはじめ、日本二十六聖人上陸記念碑や継石坊主といった歴史資源や旧時津街道宿場町のお茶屋跡などの景観資源を有しています。

こうした多様な景観資源は、郷土や風土への愛着や親しみを感じられる原風景であり、住民共有の財産として次世代へ引き継いでいくことが求められています。

一方、幹線道路沿いの屋外広告物の乱立や不統一性、不法投棄による問題など、さらなる規制や誘導を強化していくべき事項もみられ、良好な景観形成に向けては、これら景観阻害要因の改善を含めた取り組みが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、景観形成の向上に向けては、公共建築物等の形態・色彩の誘導、屋外広告物の規制、自然資源の保全・活用、秩序ある土地利用などを住民等との協働により進め、地域特性に応じた時津町らしい景観の創出に努めます。

景観	
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>〔施策の方針〕</span> <span>〔施策の方向〕</span> </div>
①とぎつ <small>の</small> 原風景や良好な自然景観の維持・継承	1：ふるさとの自然や歴史的景観等の保全と活用
②地域の特性を活かした市街地景観の形成	2：地域の特色ある景観づくり 3：日常生活圏におけるやすらぎのある身近な景観づくり
③協働による景観形成の取り組み	4：緑化の推進や美化などの取り組みへの支援 5：景観への意識の醸成と景観形成のためのルールづくり

### (2) 施策の方針

#### ① とぎつの原風景や良好な自然景観の維持・継承

##### 施策の方向1：ふるさとの自然や歴史的景観等の保全と活用

- ・ 烏帽子岳や鳴鼓岳といった山岳景観、これらに連なる森林景観、大村湾や時津川の水辺景観など、ふるさとの原風景である美しい自然景観の維持・継承に努めます。
- ・ 大村湾や時津川、中山ダムの連続した水と緑については、やすらぎやうるおいを感じられる空間として、水辺景観の創出や保全を図ります。
- ・ 日本二十六聖人上陸記念碑、継石坊主、茶屋（本陣）、長崎甚左衛門の墓などの歴史的な景観資源の保全を図るとともに、これら歴史文化景観を活かしたまちづくりに努めます。



鳴鼓岳／里山づくり  
(プロジェクトD)

## ② 地域の特性を活かした市街地景観の形成

### 施策の方向2：地域の特色ある景観づくり

- 中央地域拠点については、本町の都市機能の中心を担う地域であり、町内外から多くの人々が訪れる空間であることから、本町の中心にふさわしいシンボリックな景観の創出に努めます。
- 文化、レクリエーション交流拠点については、文化の森公園や周辺の丘陵地と一体となった自然共生型の景観形成を図ります。
- 国道206号、207号の沿道は、住民や来訪者の目に触れる機会の多い空間であることから、沿道に立地する大型商業施設などの看板、のぼり旗、建物の色彩などについて適正なコントロールをし、周辺の自然環境と調和した沿道景観の形成を図ります。



時津ウォーターフロント公園のシンボリックな時計塔

### 施策の方向3：日常生活圏におけるやすらぎのある身近な景観づくり

- 住宅地では、統一感のあるまち並みの形成を促進するとともに、斜面緑地などの活用や生垣の保全などにより、やすらぎのある景観の創出を図ります。
- 市街地周辺に広がる森林や大村湾の水辺空間、歴史文化財など、地域の景観資源の保全を図るとともに、これらの身近な資源を活かした日常生活圏の景観形成に努めます。
- 道路、学校等の公共公益施設における緑化の推進により、市街地景観の保全・向上に努めます。



崎野自然公園の菜の花

## ③ 協働による景観形成の取り組み

### 施策の方向4：緑化の推進や美化などの取り組みへの支援

- 幹線道路沿いの景観の阻害要因である違法看板の撤去や住民等との協働による美化活動を促進し、周辺景観と調和した沿道景観の創出を図ります。
- 住民等との協働による地区計画や緑化協定などの導入を検討し、住宅地や街路樹、公園などの緑化推進や美化活動への取り組みの拡充に努めます。



地域住民における時津港清掃

### 施策の方向5：景観への意識の醸成と景観形成のためのルールづくり

- 景観資源の掘り起こしや各種イベントを通じ、景観に関する意識の醸成や啓発に努めます。
- 景観条例や景観法に基づく景観計画の策定を図るとともに、緑化や景観形成のルールづくりを進め、住民等との協働による景観形成を促進します。



## 第2章 地域別構想

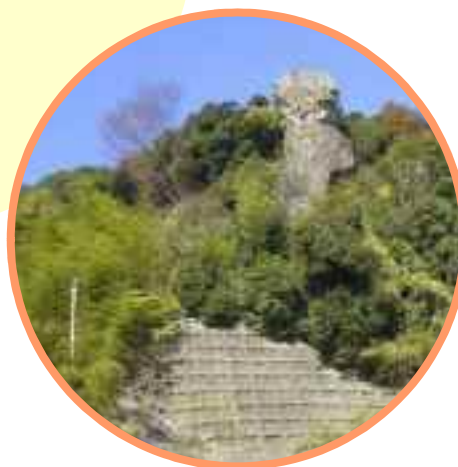
2-1 地域区分の設定

2-2 北部地域

2-3 西部地域

2-4 中央地域

2-5 東部地域





## 第2章 地域別構想

地域別構想では、全体構想を踏まえ、町内各地域について、「地域の特性」、「地域の現状と課題」、「地域づくりの目標と方針」を示します。

### 2-1 地域区分の設定

地域区分の設定については、既存の地域コミュニティや小学校区を基本単位として、土地利用状況や地域の特性などを踏まえた一体性を考慮し、4地域に区分して設定します。

#### ① 北部地域（目標：豊かな自然環境と共生した、交流とやすらぎがあるまち）

○子々川、日並

#### ② 西部地域（目標：水と緑に囲まれた、居住と産業が調和するまち）

○久留里、左底

#### ③ 中央地域（目標：多彩な機能を活かした交流により、にぎわいと活力にあふれるまち）

○元村、野田、浦

#### ④ 東部地域（目標：産業・居住・自然が調和し、快適に暮らせるまち）

○浜田、小島田、西時津



図 地域区分

## 2-2 北部地域

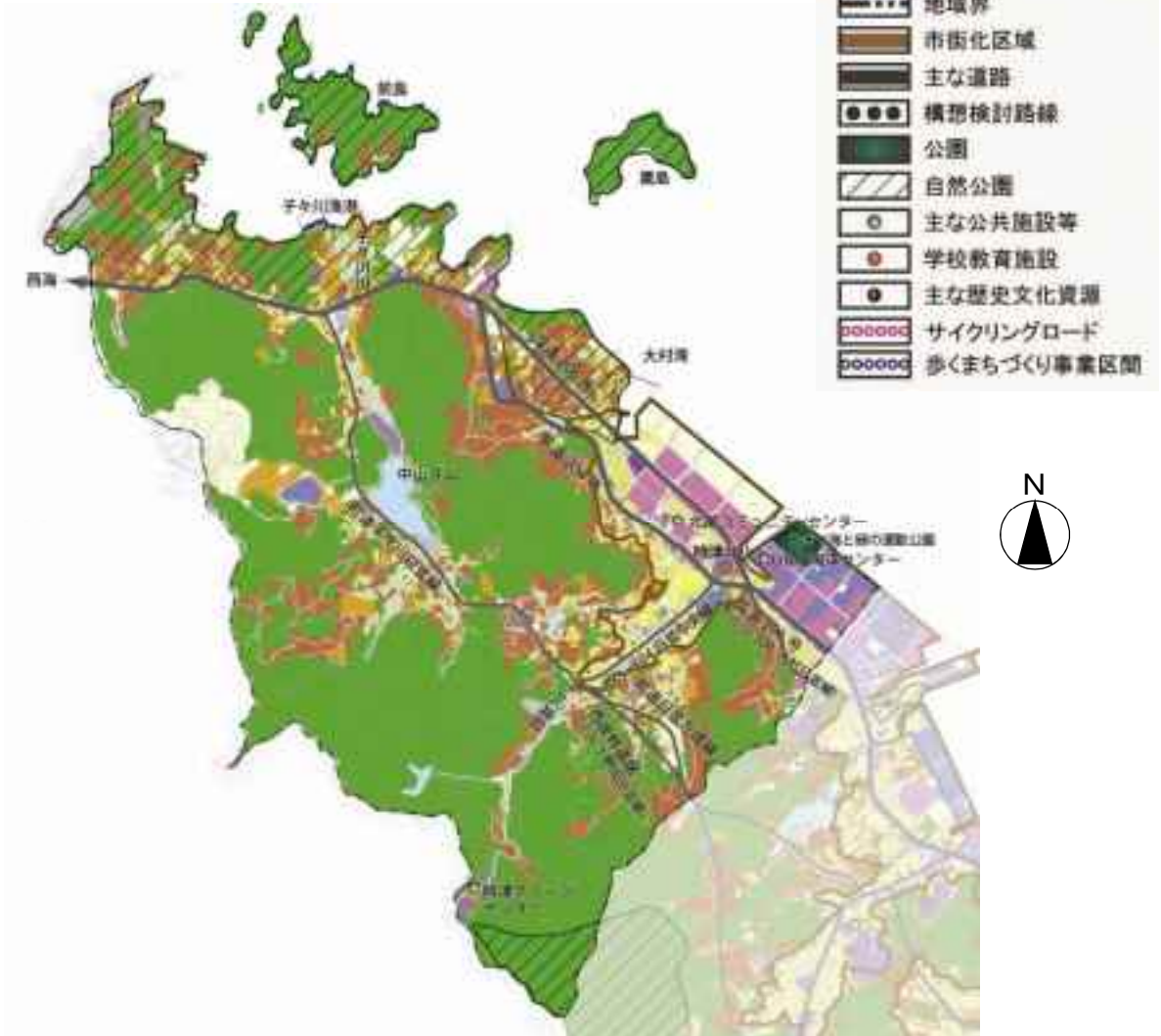
### 1. 地域の特徴

#### 地域の概況

##### ①土地利用現況



図 北部地域の位置



資料：H31 都市計画基礎調査

図 北部地域の土地利用現況

## ②人口・世帯

表 北部地域の人口・世帯

北部地域	平成22年	平成27年	令和2年	増減数 H22～R2
人口	4,707	4,790	5,370	+663
世帯	1,687	1,804	2,100	+413

資料：2020 時津町統計台帳（各年3月末）

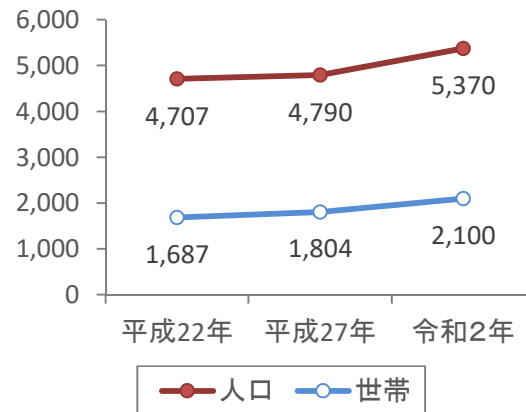


図 北部地域の人口・世帯

## ③地域の位置づけ

- 本地域は、本町の北部に位置し、北側は大村湾に面し、西側は長崎市に隣接しており、地域西側の「子々川地区」と地域東側の「日並地区」により形成されています。
- 長崎市との境界に山地や丘陵地が連なり、臨海部の国道206号沿道の平地部に市街地が形成されています。
- 市街地周辺や日並川沿いの斜面地では、樹園地等の農地が広がり、地域北側の臨海部は、長崎県立自然公園（以下、「自然公園」とする。）が指定され、優良な自然環境を有しています。

## 2. 地域の現状と課題

### （1）土地利用

#### 【現状】

- 国道 206 号や都市計画道路日並中央線沿いに市街地が形成され、商業業務施設や公共公益施設が集積し、その周辺に住宅系市街地が広がっています。臨海部は、埋立地をはじめとして工業・商業施設が集積しています。
- 日並地区では、ひなみ野団地や時津シーサイドひなみなどの計画的な住宅市街地が形成されています。
- 市街地周辺に広がる丘陵地では、樹園地等の農地とともに集落地が形成されています。また、北部の臨海部は、自然公園に指定されており、歴史文化資源である前島・鷹島などがあります。
- 一部の住宅系市街地や市街化調整区域に点在する集落地では、狭い道路の改善が必要な箇所がみられます。



開発が進む臨海部の時津第 10 工区



時津シーサイドひなみ

#### 【主な課題】

- 国道 206 号沿道および埋立地の市街地系土地利用の推進による都市活動軸の強化
- 地域商業の活性化に向けた市街地への居住促進
- 点在する住宅地・集落地の自然環境との調和と居住環境の維持・改善
- 自然公園の環境保全

### （2）交通（都市間および地域間の交通網）

#### 【現状】

- 広域幹線道路である国道 206 号は、臨海部に位置しています。国道 206 号の渋滞を緩和する環状道路として、内陸部に位置する町道日並左底線、町道子々川日並線は計画的に整備が進められています。また、一部の住宅地や集落地では、幅員の狭い区間や安全対策が必要な箇所がみられます。
- 公共交通機関として、長崎バス時津北部ターミナルを起終点として、民間の路線バスが国道 206 号に運行しており、地域の日常生活の移動手段として機能していますが、一部の住宅地や集落地に公共交通の充実が求められています。
- 県道 204 号は、道路拡幅などについて、計画的な整備が現在進められています。



長崎バス時津北部バスターミナル

#### 【主な課題】

- 都市間や地域間を結ぶ道路の改良・整備とともに、歩道や交通安全施設の整備による安全対策
- 地域の日常生活の移動手段である路線バスの維持や地域ニーズに応じた生活交通対策

### （3）都市環境・自然環境（生活環境・地域資源）

#### 【現状】

- 日並地区の埋立地や国道206号沿道では、開発整備による良好な居住環境が形成されていますが、その他の住宅地や集落地では、生活道路の幅員や公園・広場、雨水対策が充分でない箇所がみられます。
- 住宅地と並行して子々川川・日並川が流れており、住民の身近な憩いの場として、協働による水と親しめる親水空間の整備が求められています。
- 地域北側の大村湾沿いは、自然公園に指定されています。自然公園内には、前島や鷹島、海辺をはじめとする歴史・文化・レクリエーション資源が分布しています。
- 内陸の丘陵地や山地には、樹林地や農地とともに水源池の中山ダムがあり、水資源や自然資源を活かしたレクリエーション地があります。



ひなみ野団地



日並川

#### 【主な課題】

- 住宅地や集落地における身近な居住環境の改善
- 協働による水と親しめる親水空間の整備
- 地域の優良な自然資源や歴史・文化・レクリエーション資源の保全と活用

### （4）景観

#### 【現状】

- 地域西側の山地では、豊かな森林景観が形成されています。
- 主要河川流域の丘陵地では、果樹園や棚田に代表される優良な田園等の景観が形成されています。
- 地域北側の大村湾沿いでは、自然公園に指定された優良な自然景観が形成されています。



大村湾

#### 【主な課題】

- 地域固有の特性である自然景観の保全と活用

### 3. 地域づくりの目標

全体構想での将来都市構造や分野別方針、地域の現状と課題を踏まえ、北部地域の地域づくりの目標は、次のとおりとします。

#### 豊かな自然環境と共生した、交流とやすらぎがあるまち

○優良な産業資源を活かした活力と交流のあるまちづくり

○自然・景観・歴史資源の保全と活用による交流とやすらぎがあるまちづくり

○身近な生活環境の維持・改善による快適に暮らせるまちづくり

### 4. まちづくりの方針

#### （1）優良な産業資源を活かした活力と交流のあるまちづくり

##### ○子々川地区

⇒樹園地等の農地、漁場の維持・保全

⇒とぎつブランドの確立などによる農業・漁業活動の推進

##### ○日並地区

⇒「とぎつ海と緑の運動公園」、「B & G海洋センター」、「北部コミュニティセンター」等の既存施設を活用した交流会、各種イベントの開催などによる地域活力の向上に向けた取り組みの推進

##### ○都市活動軸（国道206号沿道）

⇒臨海部の主要軸として、地域特性に応じた沿道景観づくりの推進

##### ○埋立地

⇒工業地としての土地利用の維持・促進

⇒地域ニーズや社会情勢に応じた住宅・商業系利用も含めた計画的土地利用の推進と地域活力の創出

##### ○流通系土地利用誘導軸（国道206号・県道204号・町道子々川日並線の沿道）

⇒配送業など流通系用地としての土地利用の促進



B & G海洋センター



北部コミュニティセンター

#### （2）自然・景観・歴史資源の保全と活用による交流とやすらぎがあるまちづくり

##### ○自然公園

⇒海辺の資源（島の歴史・文化、漁港等）の保全と活用による観光・交流活動の充実

##### ○山間部に広がる樹林地や農地

- ⇒樹林地や農地の維持・保全
- ⇒農業の振興
- ⇒地産地消、消費者と生産者の交流推進

○山地部

- ⇒市街地を取り囲む自然景観の保全・活用



大村湾



集落地周辺の農地



農産物直売所

**(3) 身近な生活環境の維持・改善による快適に暮らせるまちづくり**

○主要交通網の整備・管理

- ⇒国道・町道等の整備・管理
- ⇒地域間道路ネットワーク形成に向けた町道日並左底線の整備推進



町道日並左底線の整備推進

○住宅地や集落地の居住環境の維持・改善

- ⇒地域拠点施設や避難施設の防災性の向上
- ⇒急傾斜地対策
- ⇒狭あい道路の改善などによる居住環境の向上
- ⇒防犯・交通安全対策の推進
- ⇒市街地縁辺部の主要集落における土地利用の適正な運用基準の検討による地域コミュニティの維持と定住化への対応

○地域資源を活かした交流の創出と地域活力の向上

- ⇒果樹園、前島、子々川漁港等の多くの地域資源を活かした多彩な交流や地域産業の創出などによる地域活力の向上

○災害に強いまちづくり

- ⇒水源池としての中山ダムの保全
- ⇒地域特性に応じた砂防事業等の推進
- ⇒ライフラインの耐震性の維持・補強などによる災害に強いまちづくり

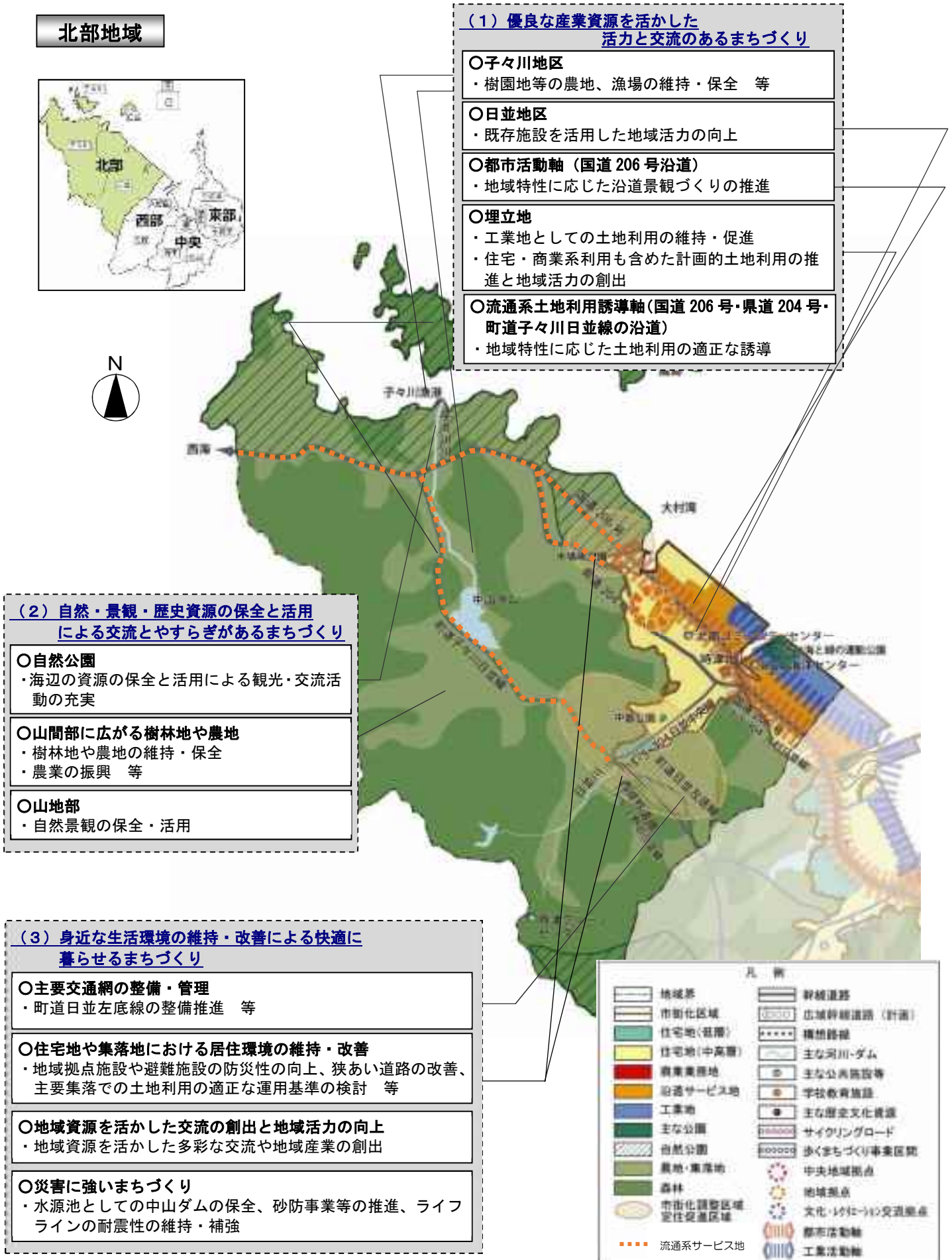


図 北部地域のまちづくり方針

## 2-3 西部地域

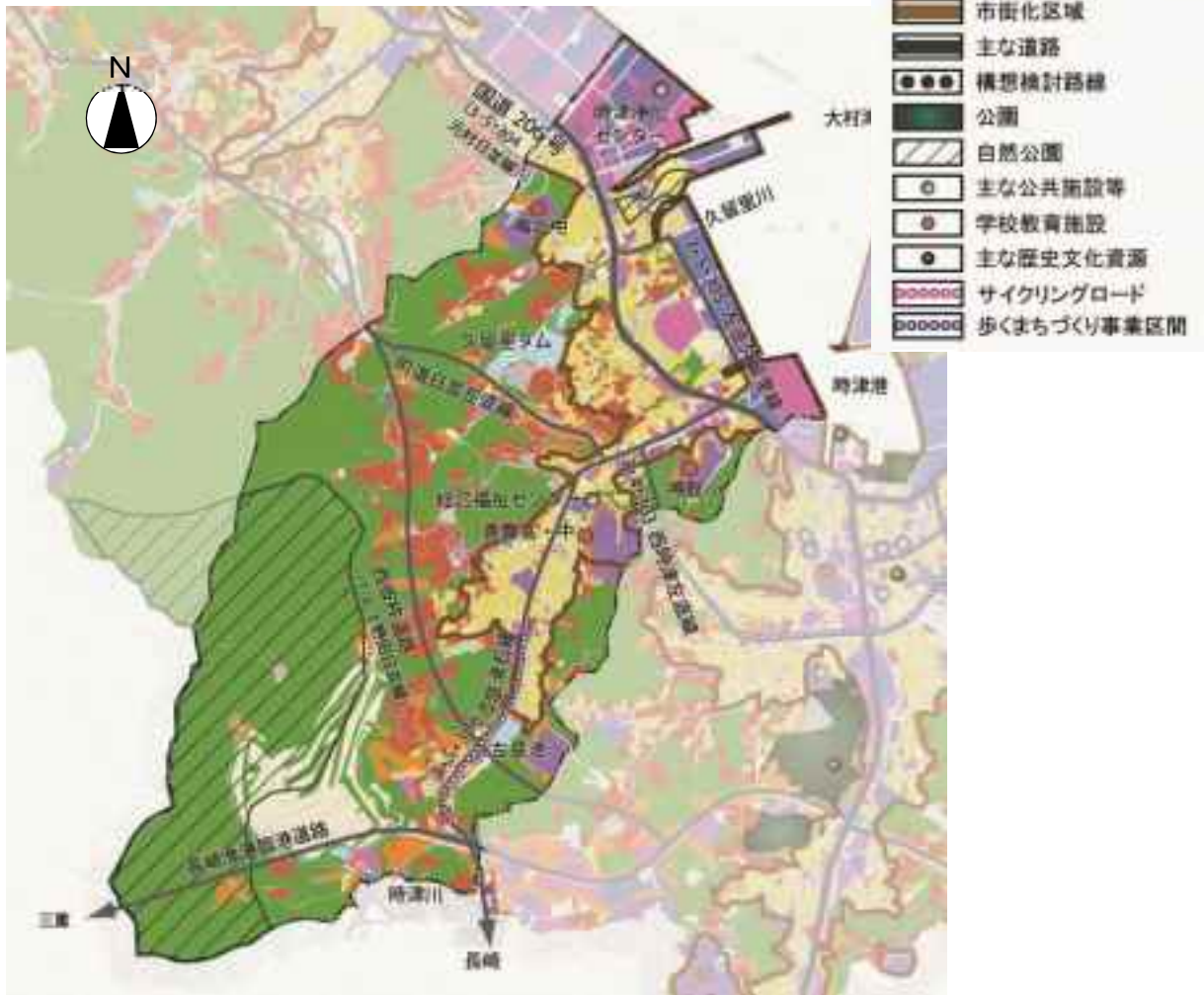
### 1. 地域の特徴

#### 地域の概況

##### ①土地利用現況



図 西部地域の位置



資料：H31 都市計画基礎調査

図 西部地域の土地利用現況

②人口・世帯

表 西部地域の人口・世帯

西部地域	平成22年	平成27年	令和2年	増減数 H22～R2
人口	5,304	5,220	5,409	+105
世帯	2,368	2,337	2,500	+132

資料：2020 時津町統計台帳（各年3月末）

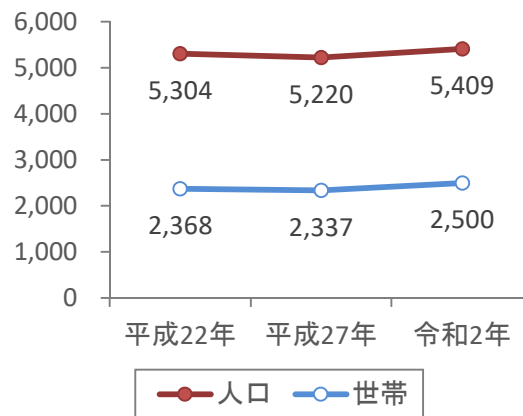


図 西部地域の人口・世帯

③地域の位置づけ

- 本地域は、本町の西部に位置し、北側は大村湾に面し、南部は長崎市に隣接しており、地域北側の「久留里地区」、地域南側の「左底地区」により形成されています。
- 国道 206 号、都市計画道路左底滑石線の平地部に市街地が広がり、これらを取り囲んで丘陵地および山地が分布しています。
- 臨海部の埋立地には、製造業を中心とした企業群が立地しています。

## 2. 地域の現状と課題

### （1）土地利用

#### 【現状】

- 本地域は、臨海部の工業系市街地、国道 206 号および都市計画道路左底滑石線沿いの住宅系市街地、また、これら周辺の丘陵地により構成されています。
- 国道 206 号および都市計画道路左底滑石線沿いは、商業施設や公共公益施設が立地し、住民の生活サービスを供給する機能を担っています。
- 住宅系市街地では、一部に計画的市街地が整備されたものの、工業系土地利用と混在する地区や狭あいな道路の改善が必要な箇所がみられます。



国道 206 号沿いの大型商業施設

#### 【主な課題】

- 国道 206 号沿道および埋立地の市街地系土地利用の推進による都市活動軸の強化
- 計画的市街地の居住環境の維持
- 地域の活性化に向けた住宅系市街地における工業系土地利用との混在緩和
- 市街地周辺の自然環境の保全と生活環境の維持・改善

### （2）交通（都市間および地域間の交通網）

#### 【現状】

- 広域幹線道路である国道 206 号は、臨海部に、長崎漁港臨港道路は、山側に位置しています。これらの広域幹線道路を都市計画道路左底滑石線が、南北に連絡しています。その他、地域内を連絡する道路として主要町道が機能していますが、一部の住宅地や集落地では、幅員の狭い区間や安全対策が必要な箇所がみられます。
- 公共交通機関として、民間の路線バスが国道および主要町道で運行されており、地域住民の主要な移動手段として機能しています。



長崎漁港臨港道路

#### 【主な課題】

- 都市間および地域間連絡道路の整備促進とネットワークの強化
- 住民生活や移動を支える既存公共交通網の維持・充実

### （3）都市環境・自然環境（生活環境・地域資源）

#### 【現状】

- 左底地区では、一部に土地区画整理事業等による良好な居住環境が形成されていますが、その他の住宅地や集落地では、生活道路の幅員や雨水対策が充分でない箇所がみられます。
- 丘陵地には、一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、豪雨などによる防災対策が必要な箇所がみられます。
- 左底川周辺の市街地では、自然と生活環境との調和を目指して、地域住民等による水と親しむイベントや清掃活動等が行われています。
- 地域北側の臨海部には、海洋レクリエーション資源（マリナー）があり、内陸部の丘陵地には、果樹園や隠れ岩などの景勝地が分布しています。
- 都市計画道路左底滑石線沿いには、福祉施設や文教施設が分布しています。



良好な住宅街  
（左底地区）



総合福祉センター

#### 【主な課題】

- 住宅地や集落地における生活環境の改善
- がけ崩れや浸水に対する防災対策の推進
- 自然と調和した生活環境づくり
- 地域の優良な自然資源やレクリエーション資源の保全と活用

### （4）景観

#### 【現状】

- 内陸部の丘陵地には、樹林地、樹園地等の農地、景勝地、集落地による美しい景観が形成されています。
- 市街化調整区域の広域幹線道路沿道では、沿道利用施設の立地が一部にみられます。



隠れ岩

#### 【主な課題】

- 地域固有の自然景観の保全と活用

### 3. 地域づくりの目標

全体構想での将来都市構造や分野別方針、地域の現状と課題を踏まえ、西部地域の地域づくりの目標を次のとおりとします。

## 水と緑に囲まれた、居住と産業が調和するまち

○地域間の連携を促す都市活動軸の強化

○日常生活圏の個性を活かしたまちづくり

○身近な自然とふれあえるまちづくり

### 4. まちづくりの方針

#### （1）地域間の連携を促す都市活動軸の強化

○埋立地

⇒臨海工業地としての土地利用の維持・推進、親水空間の保全・活用による水と緑のネットワーク化の推進

○都市活動軸（国道206号沿道）

⇒沿道地域の商業系土地利用の推進と渋滞の緩和、地域特性に応じた沿道景観づくり  
⇒国道沿道背後の住宅地の生活基盤施設の改善と居住環境形成

○流通系土地利用誘導軸（長崎漁港臨港道路沿道）

⇒配送業など流通系用地としての土地利用の促進

#### （2）日常生活圏の個性を活かしたまちづくり

○幹線道路沿道背後の住宅地

⇒戸建住宅を中心とする居住環境の維持・改善  
⇒準工業地域における土地利用の純化（住居系・工業系の用途の解消）

○災害に強いまちづくり

⇒地域特性に応じた狭あい道路対策および急傾斜地対策  
⇒ライフラインの耐震性の維持・補強

○市街地周辺部の集落地および丘陵地・山地・水辺

⇒市街地周辺部の集落環境を維持・改善し、周辺の自然環境と調和した居住環境づくり

#### （3）身近な自然とふれあえるまちづくり

○水・緑の双方を有する地域資源と生活環境との共生

⇒海、川、丘陵地、山地等、水と緑の自然環境の保全・活用による水と緑のネットワーク化  
⇒市街化調整区域の幹線道路沿道について、適正な土地利用の推進による自然環境の保全

○山地部

⇒鳴鼓岳環境整備



鳴鼓岳駐車場

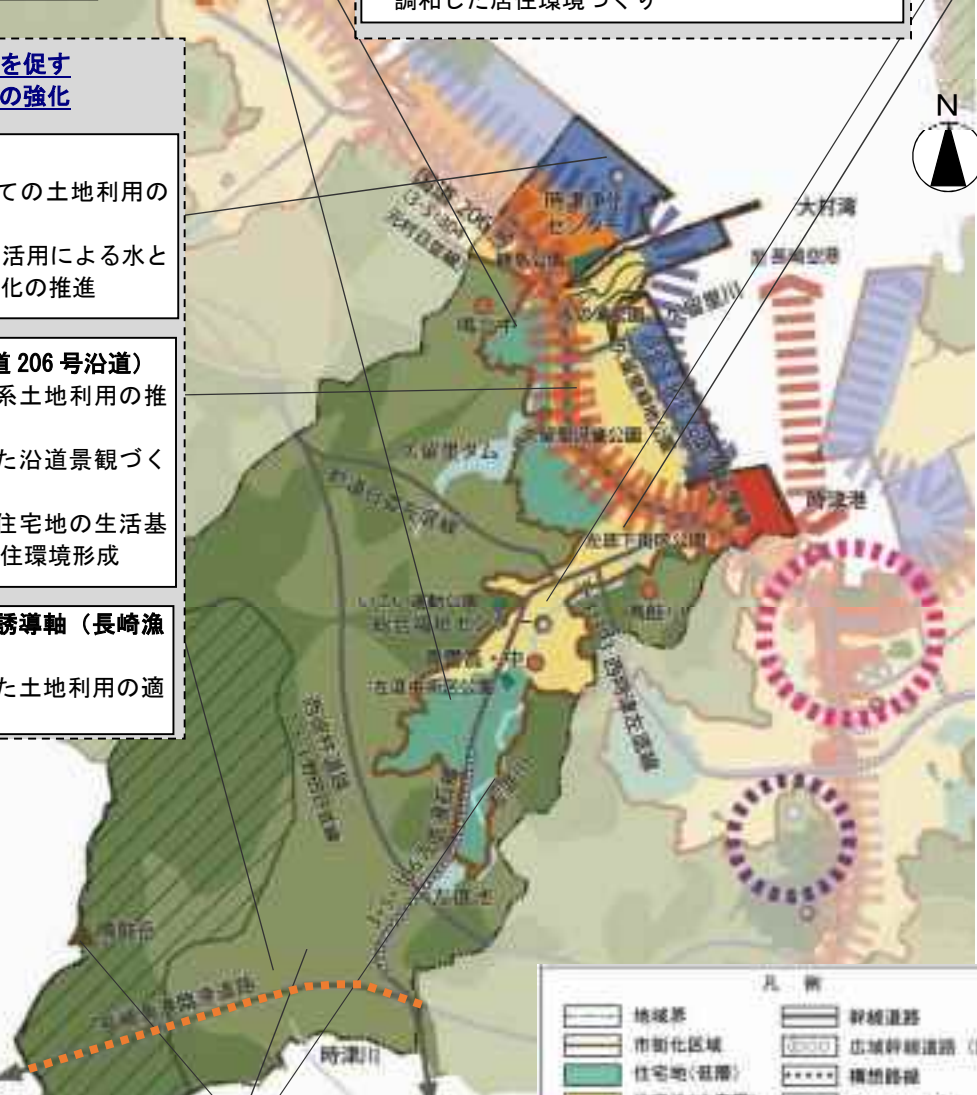
**西部地域**



- (2) 日常生活圏の個性を活かしたまちづくり**
- 幹線道路沿道背後の住宅地**
    - ・戸建住宅を中心とする居住環境の維持・改善
    - ・準工業地域における土地利用の純化
  - 災害に強いまちづくり**
    - ・地域特性に応じた狭あい道路対策および急傾斜地対策等
  - 市街地周辺の集落地および丘陵地・山地・水辺**
    - ・集落環境を維持・改善し、周辺の自然環境と調和した居住環境づくり

- (1) 地域間の連携を促す都市活動軸の強化**
- 埋立地**
    - ・臨海工業地としての土地利用の維持・促進
    - ・親水空間の保全・活用による水と緑のネットワーク化の推進
  - 都市活動軸（国道206号沿道）**
    - ・沿道地域の商業系土地利用の推進と渋滞の緩和
    - ・地域特性に応じた沿道景観づくり
    - ・国道沿道背後の住宅地の生活基盤施設の改善と居住環境形成
  - 流通系土地利用誘導軸（長崎漁港臨港道路沿道）**
    - ・地域特性に応じた土地利用の適正な誘導

- (3) 身近な自然とふれあえるまちづくり**
- 水・緑の双方を有する地域資源と生活環境との共生**
    - ・水と緑の保全・活用によるネットワーク化
    - ・市街地調整区域の幹線道路沿道における適正な土地利用の推進による自然環境の保全
  - 山地部**
    - ・鳴鼓岳等環境整備



凡例

	地域界		幹線道路
	市街化区域		広域幹線道路（計画）
	住宅地（低層）		橋樑路線
	住宅地（中高層）		主な河川・ダム
	商業商業地		主な公共施設等
	沿道サービス地		学校教育施設
	工業地		主な歴史文化遺産
	主な公園		サイクリングロード
	自然分界		歩くまちづくり事業区域
	農地・農林地		中央地域拠点
	森林		地域拠点
	市街地調整区域		文化・ゆかりの交流拠点
	定住促進区域		都市活動軸
	流通系サービス地		工業活動軸

図 西部地域のまちづくり方針

## 2-4 中央地域

### 1. 地域の特徴

#### 地域の概況

##### ①土地利用現況



図 中央地域の位置



- 田
- 畑
- 森林
- 水面
- その他の自然地
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 公的施設用地
- 道路用地
- 交通施設用地
- 公共空地
- その他の公的施設用地
- その他
- 地域界
- 市街化区域
- 主な道路
- 構想検討路線
- 公園
- 自然公園
- 主な公共施設等
- 学校教育施設
- 主な歴史文化資源
- サイクリングロード
- 歩くまちづくり事業区間

資料：H31 都市計画基礎調査

図 中央地域の土地利用現況

②人口・世帯

表 中央地域の人口・世帯

中央地域	平成22年	平成27年	令和2年	増減数 H22～R2
人口	8,568	8,677	8,087	-481
世帯	3,469	3,800	3,749	+280

資料：2020 時津町統計台帳（各年3月末）

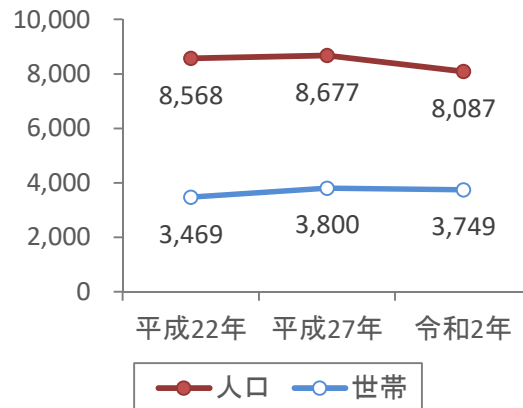


図 中央地域の人口・世帯

③地域の位置づけ

- 本地域は、本町の中央に位置し、北部は大村湾に面し、南部は長崎市・長与町に隣接しており、地域南側の「元村地区」、「野田地区」、地域北側の時津港周辺にある「浦地区」により形成されています。
- 本地域は、臨海部や国道沿いの市街地と、これらを取り囲んで丘陵地が分布し、市街地には、都市活動や住民活動の中心として役場や警察署をはじめとする公共公益施設が立地しています。
- 地域の南北に時津川が流れ、河口の時津港より、長崎空港・大村方面に高速船が運航しています。

## 2. 地域の現状と課題

### （1）土地利用

#### 【現 状】

- 本地域には、時津港の周辺および国道 206 号、国道 207 号の沿道に市街地が形成され、商業業務施設や公共公益施設が集積し、その周辺に住宅系市街地が広がっています。
- 国道沿いは、商業業務施設が立地し、後背に住宅系市街地や集落地が形成されていますが、地形的な制約もあり、急な坂道や狭あいな道路がみられます。また、一部地区では、住居系・工業系の用途混在がみられます。
- 周辺の丘陵地は、「とぎつカナリーホール」を有する「文化の森公園」や「長崎外国語大学」などの文教施設が立地するほか、市街地周辺の自然景観地として機能しています。
- 時津中央第2土地区画整理事業区域とその周辺では、良好な住宅系市街地が形成され、住宅の建設が相次いでいます。



国道 206 号沿道の商業施設



住宅地内の狭あい道路

#### 【主な課題】

- 役場周辺、国道沿道、時津港周辺の商業業務施設の立地促進
- まちの活性化・にぎわいづくりに向けて、住宅系市街地への居住促進と土地利用の純化（住居系・工業系の用途混在の解消）
- 本町の海の玄関口として、時津港周辺のウォーターフロント機能や親水空間の充実

### （2）交通（都市間および地域間の交通網）

#### 【現 状】

- 地域の骨格としての国道 206 号、国道 207 号においては、一部の区間で、朝夕や休日に渋滞がみられます。その他の広域幹線道路は、地域の南側に川平有料道路が位置し、長崎漁港臨港道路と高速道路網との連絡機能を果たしています。
- その他、都市間や地域間を連絡する道路網として、都市計画道路や町道がありますが、一部の住宅地や集落地では幅員の狭い区間や安全対策が必要な箇所がみられるほか、長期未整備な都市計画道路があります。
- 公共交通機関として、民間の路線バスが主要幹線道路等で運行されており、町内各地や隣接市町への移動手段として機能しています。



国道 206 号



路線バス

【主な課題】

- 主要国道等、都市間および地域間連絡道路の整備促進とネットワークの強化
- 都市活動の円滑化や沿道景観の形成、防災性の強化などに資する都市計画道路網の整備促進
- 住民生活や移動を支える既存公共交通網の維持および利便性向上に向けた公共交通の充実
- 中心地の交通施設のバリアフリー化の促進、安全・安心な歩行者・自転車利用環境の充実

（3）都市環境・自然環境（生活環境・地域資源）

【現 状】

- 浦および元村地区の一部では、計画的な面的整備による良好な居住環境が形成されていますが、その他の住宅地や集落地では、生活道路の幅員や公園・広場、雨水対策が充分でない箇所がみられます。
- 丘陵地には、一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、豪雨などによる防災対策が必要な箇所がみられます。
- 時津川は、重要水防区域に指定されており、水害対策に向けた河川改修事業が行われています。
- 本地域は、役場や警察署をはじめとする公共公益施設が集積しており、時津港周辺や国道沿いへの都市機能集積とともに、本町の都市活動や交流活動の中心機能を担っています。
- 時津港周辺には、海上交通の町の玄関口にふさわしいターミナル機能とともに、時津ウォーターフロント公園などの親水空間が整備されています。



時津川



時津港周辺の親水空間

【主な課題】

- 住宅地や集落地における居住環境の維持・改善
- がけ崩れや浸水に対する防災対策
- 中心地としての都市機能の一層の集積や交通結節機能の充実
- ウォーターフロント空間における時津港の機能充実

（4）景観

【現 状】

- 時津交差点付近から「とぎつカナリーホール」に至る国道 206 号沿道には、本町の中心的な都市機能が集積し、都市的な沿道景観が形成されています。
- 野田地区の「とぎつカナリーホール」周辺には、住民の憩いや交流の場として、文化の森公園などの自然環境と共生した景観が形成されています。
- 市街地周辺に広がる森林や地域北側の大村湾および市街地に分布する歴史的にゆかりの深い箇所（日本二十六聖人上陸の地、茶屋（本陣）、継石坊主、時津街道等）などは、市街地周辺の森林資源、親水資源、歴史文化資源として、美しい景観を形成しています。



文化の森公園



時津港周辺



茶屋（本陣）



継石坊主  
(鯖くさらかし岩)

【主な課題】

- 商業業務や公共公益機能が集積する中心地として、にぎわいのなかにも秩序ある景観の創出
- 臨海部における親水空間の充実と魅力ある景観の創出
- 時津川における親水空間の創出
- 市街地周辺の自然景観の保全と活用

### 3. 地域づくりの目標

全体構想での将来都市構造や分野別方針、地域の現状と課題を踏まえ、中央地域の地域づくりの目標を次のとおりとします。

#### 多彩な機能を活かした交流により、 にぎわいと活力にあふれるまち

○都市機能の集積によるにぎわいと交流があふれるまちづくり

○広域交通体系を活かした活力あるまちづくり

○多様なニーズに対応した快適な居住環境の創出

### 4. まちづくりの方針

#### （1）都市機能の集積によるにぎわいと交流があふれるまちづくり

##### ○時津港から役場周辺

⇒都市機能の充実、魅力的な都市空間の創出により、にぎわいと交流があふれる中央地域拠点の形成

##### ○国道沿い（国道206号、国道207号）

⇒沿道の都市機能集積を促進

⇒都市活動軸にふさわしい景観づくりの推進

##### ○時津港周辺

⇒本町の海の玄関口として、港湾機能の向上や親水機能の充実により、中央地域拠点の交流やにぎわいづくり

##### ○文化の森公園周辺

⇒住民の集いや憩いの場として、さらなる施設の充実に努め、文化・レクリエーション拠点の形成



高速船の発着所（時津港）



時津ウォーターフロント公園

#### （2）広域交通体系を活かした活力あるまちづくり

##### ○時津港周辺および国道206号、国道207号沿道

⇒町内外の交流促進による都市の活力向上を図るため、幹線道路や公共交通機関のバリアフリー化などによる機能性の向上

##### ○長崎漁港臨港道路沿道

⇒配送業など流通系用地としての土地利用の促進

○中央地域拠点

- ⇒日常生活圏の歩行者・自転車利用環境の充実
- ⇒公共交通機関の利用促進に向けた公共交通機関の機能向上（バスの増便、路線の拡充等）
- ⇒人にやさしい交通環境づくり（ノンステップバスの導入促進等）



小型の路線バス

○幹線道路と円滑な道路体系づくり

- ⇒地域の道路ネットワーク形成に向けた都市計画道路の効率的な整備の推進
- ⇒長崎南北幹線道路（長崎市茂里町から時津町野田郷）の早期事業化を進め、西彼杵道路と一体となった整備推進
- ⇒市街地の主要町道の整備推進

（3）多様なニーズに対応した快適な居住環境の創出

○中央地域拠点や幹線道路沿道

- ⇒適正な都市基盤の整備・改善
- ⇒土地の高度利用の促進による多様な居住ニーズに応じた居住環境の推進

○市街地内の道路・公園等の施設が必要な住宅地

- ⇒低・未利用地の有効活用と交通安全施設や歩道の整備による安全で快適な居住環境を形成
- ⇒協働によるまちづくりの推進

○土地区画整理事業による計画市街地

- ⇒施行中の時津中央第2土地区画整理事業を推進し、安心して快適に暮らせる居住環境づくり

○市街地周辺の集落地および丘陵地・山地

- ⇒市街地縁辺部の主要集落における土地利用の適正な運用基準の検討による地域コミュニティの維持と定住化への対応
- ⇒その他の既存集落地における居住環境の維持・改善
- ⇒周辺の自然環境と調和した居住環境づくり



整備が進んでいる  
時津中央第2土地区画整理事業

○災害に強いまちづくり

- ⇒時津川の河川改修事業の推進を図り、水害に強いまちづくり
- ⇒地域特性に応じた急傾斜地対策、砂防事業の推進、ライフラインの耐震性の維持・補強、浸水対策等の推進

中央地域



(1) 都市機能の集積によるにぎわいと交流があふれるまちづくり

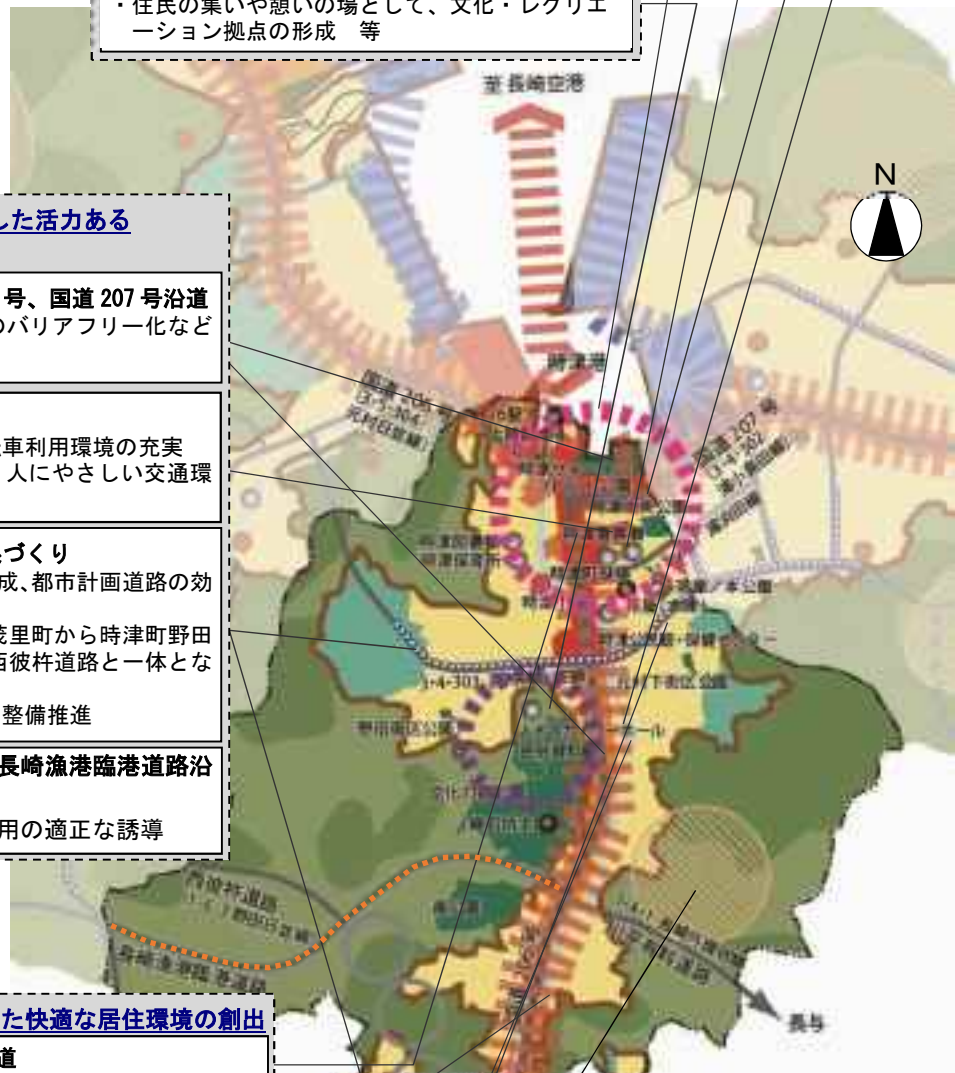
- 時津港から役場周辺
  - ・にぎわいと交流があふれる中央地域拠点の形成等
- 国道沿い（国道206号、国道207号）
  - ・沿道の都市機能集積を促進、都市活動軸にふさわしい景観づくりの推進
- 時津港周辺
  - ・本町の海の玄関口として、中央地域拠点の交流やにぎわいづくり等
- 文化の森公園周辺
  - ・住民の集いや憩いの場として、文化・レクリエーション拠点の形成等

(2) 広域交通体系を活かした活力あるまちづくり

- 時津港周辺および国道206号、国道207号沿道
  - ・幹線道路や公共交通機関のバリアフリー化などによる機能性の向上
- 中央地域拠点
  - ・日常生活圏の歩行者・自転車利用環境の充実
  - ・公共交通機関の機能向上、人にやさしい交通環境づくり
- 幹線道路と円滑な道路体系づくり
  - ・地域の道路ネットワーク形成、都市計画道路の効率的な整備の推進
  - ・長崎南北幹線道路（長崎市茂里町から時津町野田郷）の早期事業化を進め、西彼杵道路と一体となった整備推進
  - ・市街地を中心に主要町道の整備推進
- 流通系土地利用誘導軸（長崎漁港臨港道路沿道）
  - ・地域特性に応じた土地利用の適正な誘導

(3) 多様なニーズに対応した快適な居住環境の創出

- 中央地域拠点や幹線道路沿道
  - ・多様な居住ニーズに応じた居住環境の推進等
- 市街地内の道路・公園等の施設が必要な住宅地
  - ・住民と協働によるまちづくりを推進し、安全で快適な居住環境の形成等
- 土地区画整理事業による計画市街地
  - ・施行中の時津中央第2土地区画整理事業の推進
- 市街地周辺の集落地および丘陵地・山地
  - ・周辺の自然環境と調和した居住環境づくり
  - ・主要集落での土地利用の適正な運用基準の検討等
- 災害に強いまちづくり
  - ・時津川の河川改修事業の推進等



凡 例	
	地域界
	市街化区域
	住宅地(低層)
	住宅地(中高層)
	商業業務地
	沿道サービス地
	工業地
	主な公園
	自然公園
	集落地・集落地
	森林
	市街化調整区域
	市街化調整区域
	幹線道路
	法域幹線道路(計画)
	横断道路
	主な河川・ダム
	主な公共施設等
	学校教育施設
	主な歴史文化資源
	サイディングロード
	少くまちづくり事業期間
	中央地域拠点
	地域拠点
	文化・レクリエーション交流拠点
	都市活動軸
	工業活動軸
	流通系サービス地

図 中央地域のまちづくり方針

## 2-5 東部地域

### 1. 地域の特徴

#### 地域の概況

##### ①土地利用現況



図 東部地域の位置



資料：H31 都市計画基礎調査

図 東部地域の土地利用現況

②人口・世帯

表 東部地域の人口・世帯

東部地域	平成22年	平成27年	令和2年	増減数 H22～R2
人口	11,492	11,420	10,700	-792
世帯	4,636	4,809	4,741	+105

資料：2020 時津町統計台帳（各年3月末）

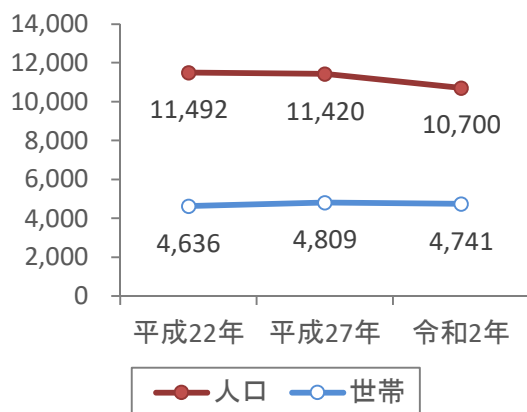


図 東部地域の人口・世帯

③地域の位置づけ

- 本地区は、本町の東部に位置し、地域南側の「浜田地区」、「小島田地区」、地域北側の「西時津地区」により形成されています。
- 本地区は、長与町との境界に丘陵地が連なり、大村湾の沿岸部および内陸部の国道207号沿道を中心とした平地に市街地が形成されています。
- 臨海部（埋立地）は、工業施設が集積し、国道207号沿道には、商業業務施設が集積しています。
- 地域北東側の丘陵地では、樹園地等の農地が広がり、周辺の森林と一体となった自然景観がみられます。
- 地域北端部の丘陵地が自然公園に指定されており、また、大村湾の沿岸部の一部にサイクリングロードが整備され、優良な海沿いの景観が形成されています。

## 2. 地域の現状と課題

### (1) 土地利用

#### 【現状】

- 国道 207 号や都市計画道路沿いを中心に市街地が形成され、国道沿いに商業業務施設が集積し、その周辺には、住宅系市街地が広がっています。
- 臨海部の埋立地は、工業施設群が集積し、本町の産業機能の一翼を担っています。
- 時津中央第2土地区画整理事業区域では、公共施設整備とあわせて、宅地の利用増進を目的とした事業の早期整備が求められています。
- 一部の住宅系市街地や市街化調整区域に点在する集落地では、狭い道路を改善する必要があります。
- 北側の丘陵地や湾岸部は、自然公園に指定され、観光・レクリエーションや住民の憩いの場になっています。



国道 207 号沿いの大型商業施設



臨海部の工場群

#### 【主な課題】

- 国道 207 号沿道の土地利用の促進
- 地域活動の活性化に向けた住宅地（市街地）への居住促進と計画的整備による生活基盤の改善
- 点在する集落地の居住環境の維持・改善
- 自然公園の有効活用

### (2) 交通（都市間および地域間の交通網）

#### 【現状】

- 広域幹線道路として国道 207 号が東西の軸として位置していますが、朝夕や休日は、大型店周辺に渋滞がみられます。住宅系市街地内では、都市計画道路が網羅されていますが、一部に未整備区間があり、現在、整備に向けた事業を進めています。また、一部の住宅地や集落地では、幅員の狭い区間や安全対策の必要な箇所がみられます。
- 公共交通機関として、民間の路線バスが主要幹線道路等で運行されています。一部の住宅地や集落地では、公共交通の充実が求められています。



国道 207 号

#### 【主な課題】

- 都市間や地域間を結ぶ道路ネットワークの整備拡充とともに、交通安全施設や歩道の整備による安全対策
- 面的整備の推進による道路体系の整備推進と快適な歩行・自転車利用環境の充実
- 地域の日常生活の移動手段である路線バスの維持や地域ニーズに応じた生活交通対策

### （3）都市環境・自然環境（生活環境・地域資源）

#### 【現 状】

- 浜田・小島田・西時津地区の一部は、土地区画整理事業による良好な居住環境が形成されています。その他の住宅地では、生活道路の幅員、雨水対策が十分でない箇所がみられます。
- 地域北東側の丘陵地は、南北に縦断する町道沿いに集落地や樹園地等の農地が点在し、良好な自然景観（農業・海浜景観）が形成されています。
- 大村湾沿いの北側には、一部が自然公園に指定されており、海岸線の美しい景観と遊歩道とともに、丘陵地の果樹園など、観光・レクリエーション資源が分布しています。
- 地域の北端部にある崎野自然公園には、キャンプ場などがあり、アウトドアレジャー拠点としての機能を有しています。
- 浜田地区は、東部コミュニティセンターやコスモス会館などの教育施設等が集積しており、地域のコミュニティ拠点となっています。



西時津ニュータウン



大村湾沿いの遊歩道



崎野自然公園

#### 【主な課題】

- 集落地における居住環境の維持・改善
- 計画的市街地における居住環境の保全と道路等の未整備地区における生活基盤施設の改善
- 日常生活圏の防災・防犯、交通安全対策の推進
- 地域の優良なレクリエーション・交流資源の保全と活用
- 良好な自然資源の保全と活用

### （4）景観

#### 【現 状】

- 地域北部の大村湾の海岸線や北東部の丘陵地には、美しい自然景観が残されています。
- 幹線道路である国道207号では、沿道施設や街路樹により、都市的なまち並み景観が形成されつつあります。

#### 【主な課題】

- 海岸、丘陵地の自然景観の保全と活用
- 国道や主要町道の沿道景観の創出



大村湾の海岸線の景観

### 3. 地域づくりの目標

全体構想での将来都市構造や分野別方針、地域の現状と課題を踏まえ、東部地域の地域づくりの目標を次のとおりとします。

## 産業・居住・自然が調和し、快適に暮らせるまち

○産業基盤の維持・拡充による活力あるまちづくり

○地域内外の交流や都市活動を支える交通網の強化

○豊かな自然と調和した快適に暮らせるまちづくり

### 4. まちづくりの方針

#### （1）産業基盤の維持・拡充による活力あるまちづくり

##### ○埋立地

⇒工業集積地としての土地利用の維持による工業活動軸の強化

##### ○国道207号沿道

⇒道路整備や建物更新などに応じた沿道土地利用の計画的誘導および都市活動軸の機能強化

##### ○湾岸域および丘陵地

⇒住民の憩いの場としての施設集積を活かし、周辺果樹園や自然資源と連携した観光・レクリエーション拠点の形成



臨海部の工業地  
(第7工区工業団地)

#### （2）地域内外の交流や都市活動を支える交通網の強化

##### ○土地区画整理事業と連動した都市計画道路の整備推進

⇒都市計画道路の整備推進による道路ネットワークの形成  
⇒歩行者・自転車利用環境の充実

##### ○住宅地や集落地の生活道路の改善及び都市間道路の計画検討

⇒地域特性に応じた狭あい道路の改善  
⇒都市間（長与町との）を結ぶ道路の計画検討



狭あい道路

### （3）豊かな自然と調和した快適に暮らせるまちづくり

#### ○土地区画整理事業による計画市街地

⇒施行中の時津中央第2土地区画整理事業を推進し、安心して快適に暮らせる居住環境づくり

#### ○身近な祭事やレクリエーション資源、自然資源

⇒地域資源の保全と活用による地域のにぎわいとやすらぎの創造

#### ○市街地周辺の集落地および丘陵地・山地

⇒既存の集落環境を維持・改善し、周辺の自然環境と調和した居住環境づくり

⇒市街地縁辺部の主要集落における土地利用の適正な運用基準の検討による地域コミュニティの維持と定住化への対応

#### ○災害に強いまちづくり

⇒地域特性に応じた狭あい道路対策、急傾斜地対策等

⇒ライフラインの耐震性の維持・補強、浸水対策

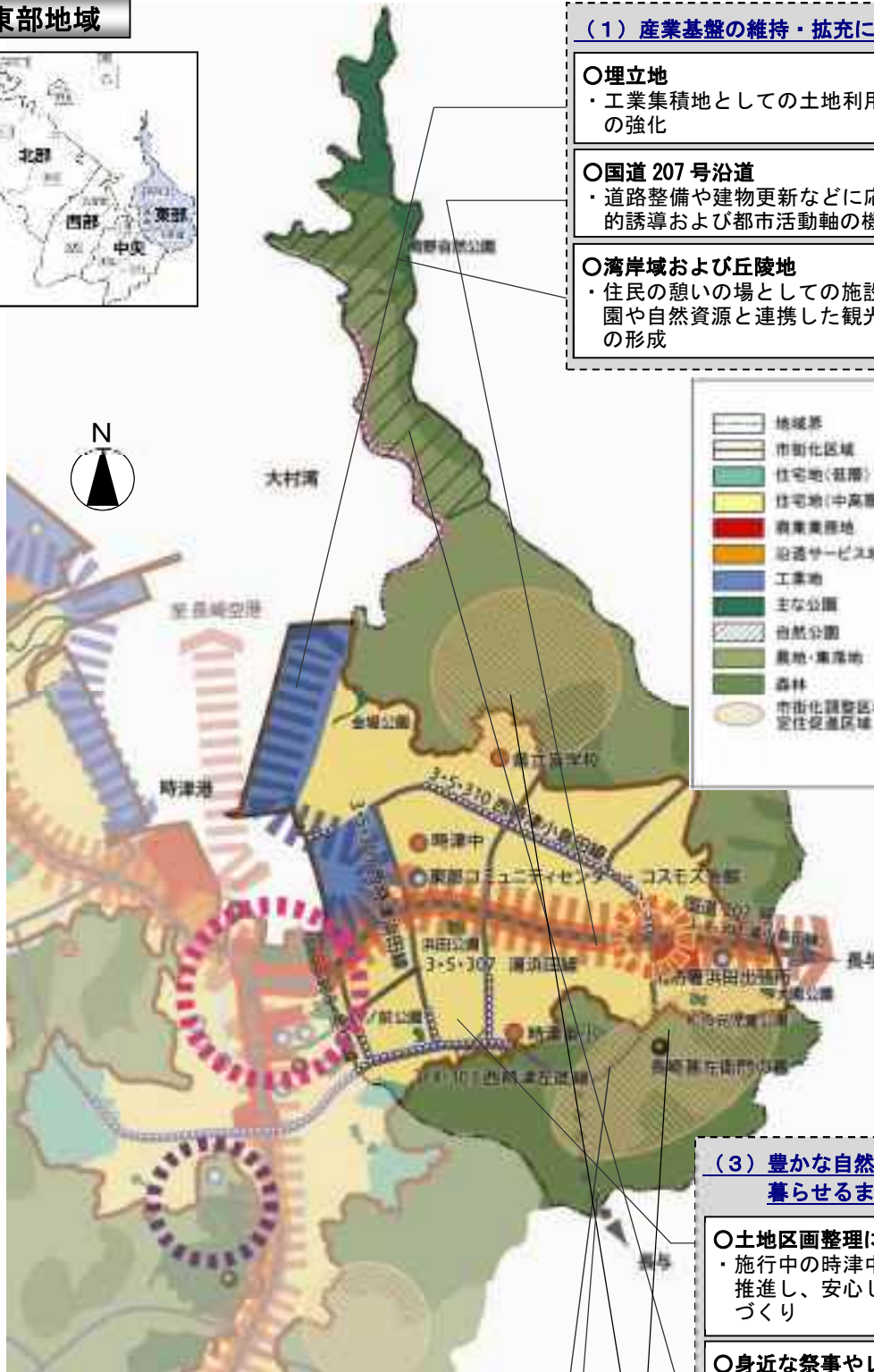


時津中央第2土地区画整理事業推進



計画市街地による良好な住宅地  
（西時津ニュータウン）

東部地域



(1) 産業基盤の維持・拡充による活力あるまちづくり

- 埋立地
  - ・工業集積地としての土地利用の維持による工業活動軸の強化
- 国道 207 号沿道
  - ・道路整備や建物更新などに応じた沿道土地利用の計画的誘導および都市活動軸の機能強化
- 湾岸域および丘陵地
  - ・住民の憩いの場としての施設集積を活かし、周辺果樹園や自然資源と連携した観光・レクリエーション拠点の形成

凡 例	
	地域界
	市街化区域
	住宅地(低層)
	住宅地(中高層)
	商業集積地
	沿道サービス地
	工業地
	主な公園
	農地・畜産地
	森林
	市街化調整区域
	定住促進区域
	幹線道路
	市街新幹線道路(計画)
	構想路線
	主な河川・ダム
	主な公共施設等
	学校教育施設
	主な歴史文化資産
	サイクリングロード
	歩くまちづくり事業区域
	中央地域拠点
	地域拠点
	文化・レクリエーション交流拠点
	都市活動軸
	工業活動軸

(2) 地域内外の交流や都市活動を支える交通網の強化

- 土地区画整理事業と連動した都市計画道路の整備推進
  - ・都市計画道路の整備推進による道路ネットワークの形成
  - ・歩行者・自転車利用環境の充実
- 住宅地や集落地の生活道路の改善及び都市間道路の計画検討
  - ・地域特性に応じた狭あい道路の改善
  - ・都市間（長与町との）を結ぶ道路の計画検討

(3) 豊かな自然と調和した快適に暮らせるまちづくり

- 土地区画整理による計画市街地
  - ・施行中の時津中央第2土地区画整理事業を推進し、安心して快適に暮らせる居住環境づくり
- 身近な祭事やレクリエーション資源、自然資源
  - ・地域資源の保全と活用による地域のにぎわいとやすらぎの創造
- 市街地周辺の集落地および丘陵地・山地
  - ・周辺の自然環境と調和した居住環境づくり
  - ・主要集落での土地利用の適正な運用基準の検討
- 災害に強いまちづくり
  - ・地域特性に応じた狭あい道路対策、急傾斜地対策等、ライフラインの耐震性の維持・補強、浸水対策

図 東部地域のまちづくり方針



## 第3章 まちづくりの実現に向けて

3-1 協働によるまちづくりの推進

3-2 効果的・効率的なまちづくりの推進

3-3 適切な進行管理と都市計画マスタープランの見直し





### 第3章 まちづくりの実現に向けて

都市計画マスタープランを推進するためには、住民・企業・行政の協働によるまちづくりの推進と、都市計画制度・事業や住民提案、民間活力等を活用した効果的・効率的なまちづくりの推進、さらに社会経済状況の変化等に対応した適切な進行管理と計画の見直しが必要となります。

これらを推進し、次代の社会を担う子どもたちのため、魅力あるまちづくりを進め、将来像に掲げる「生活都市 とぎつ ～誰もが「住みたい」「住み続けたい」町へ～」の実現を目指します。

#### 3-1 協働によるまちづくりの推進

##### 1. まちづくりの役割分担と協働による取り組み

これからのまちづくりは、社会経済情勢の変化や地域住民のニーズに柔軟に対応し、住民・企業・行政が適切な役割と責任を果たしながら力を合わせてまちづくりを進めていく、協働によるまちづくりが重要です。

また、まちづくりの主体は、行政だけでなく、住民の自主的な活動や住民と行政、企業と行政などの多様な主体の連携によって展開していきます。

##### (1) 生活に密着した事柄への対応

住民に身近な地域のまちづくりについては、地域の実情や住民のニーズに応じた住民主導による良好な住環境を形成するため、きめ細かなまちづくりが求められます。

このため、まちの構成員である住民・企業・行政の協働により、地域の課題解消やまちづくりの実現方策について検討を行なうとともに、地域（住民・企業）や行政によるそれぞれの主体的な取り組みや協力・支援など、役割を担い合いながら、まちづくりの実現を図ります。

##### (2) 広域的・根幹的な事柄への対応

秩序ある土地利用や幹線道路の整備等を推進するため、広域的・根幹的な事柄については、多様な権利や利害等について総合的な視点により調整を図ることが必要です。

このため、社会経済情勢の変化や土地利用の動向などを踏まえて住民意向の反映に努め、用途地域などの都市計画制度の活用による土地利用等の誘導や開発許可制度の適正な運用を図るとともに、幹線道路の整備等を推進し、総合的なまちづくりへの整備・誘導を図ります。

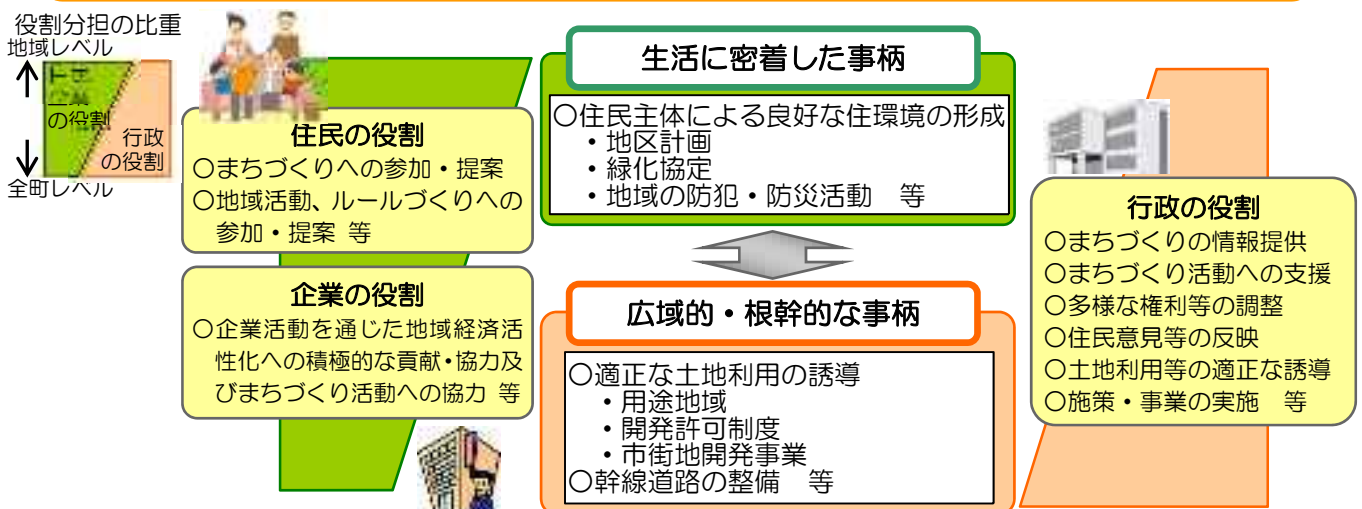


図 取り組みに応じた役割分担と協働の理念

## 2. 協働によるまちづくりへの基盤づくり

まちづくりに参加しやすい基盤づくりに向けて、まちづくりに関する情報の提供、自主的なまちづくり活動への支援や住民参加の推進などに積極的に取り組みます。

### (1) まちづくりに関する情報の提供

住民・企業・行政による協働のまちづくりを進めるには、まちづくりに関する情報を共有することが重要になります。このため、町のホームページや広報紙、パンフレットなどにより、まちづくりに関する情報を積極的に提供するとともに、住民のまちづくりへの意識の高揚に努めます。

### (2) 住民主体のまちづくり活動への支援

住民団体やボランティアグループなどの活発なまちづくり活動を活かすため、公園や道路沿道の緑化運動や美化活動等の自主的な活動への支援体制や制度等の仕組みづくりの充実を検討します。

### (3) 住民・企業の参加するまちづくりの推進

個々の計画づくりや施設整備などをするにあたっては、パブリックコメントや策定組織への積極的な参加などを促し、それぞれの視点からみた改善点や提案などを取り入れる参加型のまちづくりを推進します。

### (4) まちづくりリーダーの育成

住民主体のまちづくりには、住民の一人ひとりがまちづくりに関心を持つことや、地域の要望等を取りまとめるリーダー的な存在が必要です。このため、まちづくりへの参加意識の高揚を図るとともに、まちづくり関連の専門家の派遣や研修会、交流会を通じて、まちづくりのリーダーの育成に努めます。

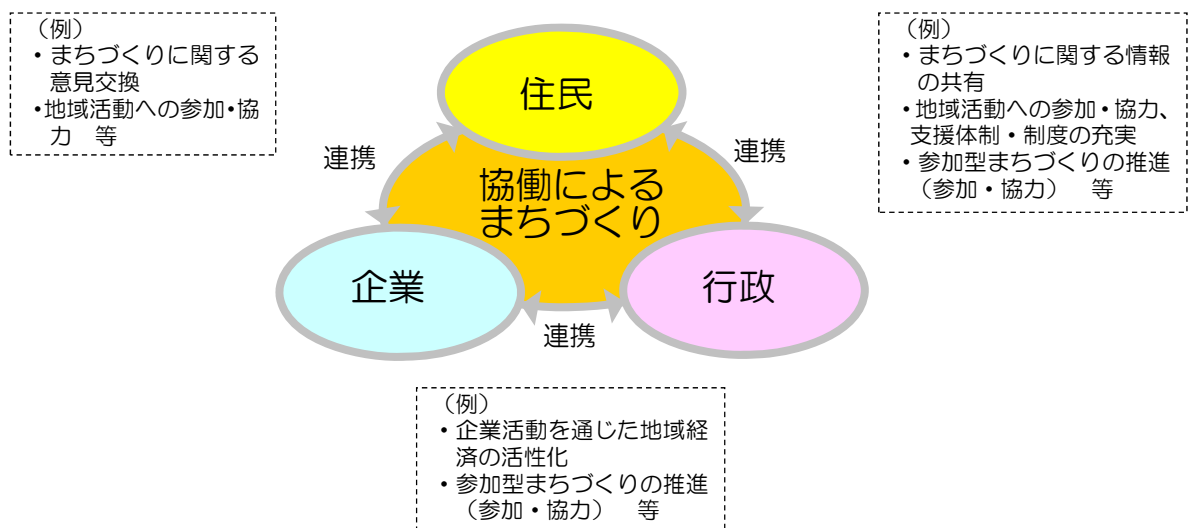


図 協働による連携のイメージ

### 3-2 効果的・効率的なまちづくりの推進

都市計画マスタープランは、都市計画（まちづくり）に関する目標や基本的な方針を示すものです。今後、これに沿って分野別の計画策定や事業の実施を進めるとともに、「立地適正化計画」の活用を図り、都市計画の決定や変更への取り組みを行います。

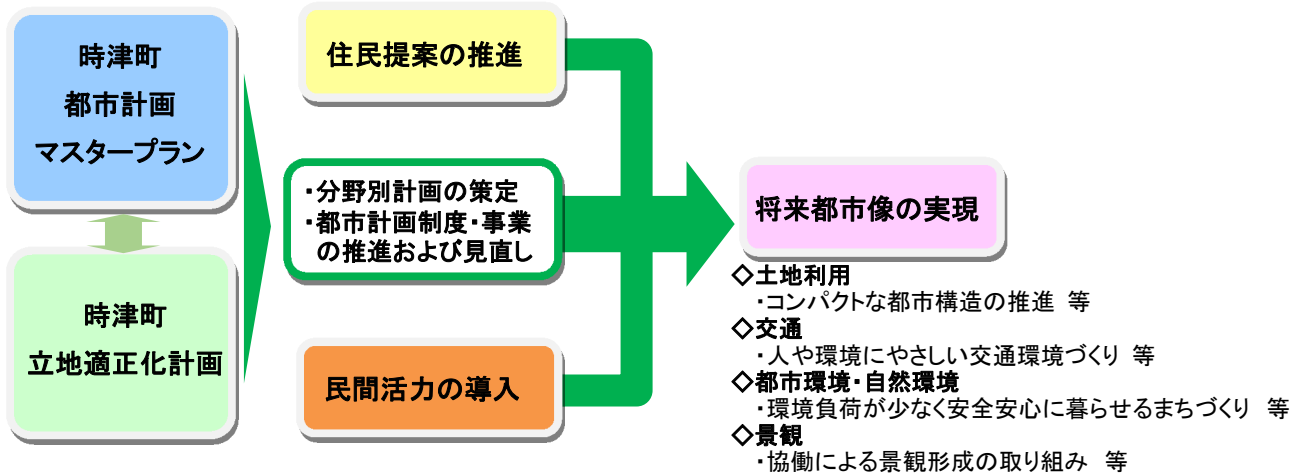


図 効果的・効率的なまちづくりの推進イメージ

「立地適正化計画」は、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造）の実現に向けて、公共交通網（バス・鉄道等）の状況も考慮しながら、医療・福祉・商業などの「都市機能」を誘導する区域（都市機能誘導区域）や「居住」を誘導していく区域（居住誘導区域）を定め、人口減少や高齢化が進む中においても、暮らしやすい・暮らし続けられるまちづくりを目指す計画で、都市計画マスタープランの一部となるものです。

本町では、令和3年3月に「立地適正化計画」を策定していることから、人口減少等の社会経済情勢の変化に適切に対応し、安心して暮らし続けられる都市づくりへ向けて、計画に基づいた取り組みを推進していきます。

#### 1. 分野別計画の策定と都市計画制度・事業の推進および見直し

都市計画マスタープランに位置づけた目標や方針を具現化し、個々の施策の明確化や事業展開を図るため、道路、交通、環境、景観等に関する分野別の計画策定の推進を図るとともに、事業の優先性や緊急性、整備の効果など、限られた財源の中で最大限の効果が得られるように総合的に考慮して進めます。

また、都市計画法にもとづく都市計画道路、用途地域、地区計画等の諸制度について、社会情勢等を踏まえた見直しおよび推進に努め、実現性のある効果的なまちづくりを目指します。

特に以下の取り組みを進めます。

##### （1）都市計画道路の整備推進

市街化の進展や将来の交通需要等を見通しながら、選択と集中の発想に基づき整備を計画的に進めます。

##### （2）土地区画整理事業等の推進

施行中の時津中央第2土地区画整理事業については、少子化・高齢化・人口減少社会を踏まえ、地域住民が安心して快適に暮らせる居住環境づくりと定住促進を目指し、住民との合意形成や関係機関との調整を図りつつ、事業の早期整備を進めます。

(3) 用途地域の見直し

良好な住環境の保全や業務の利便性の向上など、地域に合った望ましい市街地像の実現のため、土地利用の動向や公共施設の整備状況を把握するとともに、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

(4) 地区計画の推進

市街化区域内の都市基盤の整備が進んでいる地区では、地区計画制度の活用により、地区にふさわしい建物用途や密度、形態などを定め、良好な居住環境等の向上に努めます。

2. 住民が主体となって提案するまちづくりの推進

地域の実情に合ったよりきめ細かなまちづくりの実現に向けて、既存の都市計画との調和を図りつつ、住民が主体となって提案する地区計画や緑化協定などのまちづくりのルールづくりについて、必要な情報の提供、専門的なアドバイスなどの支援・充実に努めます。

3. 民間活力の積極的な導入

効率的な財政運用を実現する視点から、公的施設の整備や市街地における住宅供給、商業機能など、各種都市機能配置による整備に、民間企業のノウハウや資本などを活用して、積極的な民間活力の導入を促します。

3-3 適切な進行管理と都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランの目標や方針に基づき、各種制度や事業を活用して計画を実施していくこととなりますが、まちづくりの進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直し・改善を行い、計画の適切な進行管理を行っていく必要があります。

また、都市計画マスタープランは、長期的な見通しを持って継続的に取り組むものであるため、その間には、まちづくりの進捗状況や社会経済状況の変化も予想されます。このため、上位計画である総合計画などの見直しとの整合を図りつつ、住民や企業の主体的な参加のもとに適切な時期に都市計画マスタープランの見直しを行い、内容の充実を図っていきます。

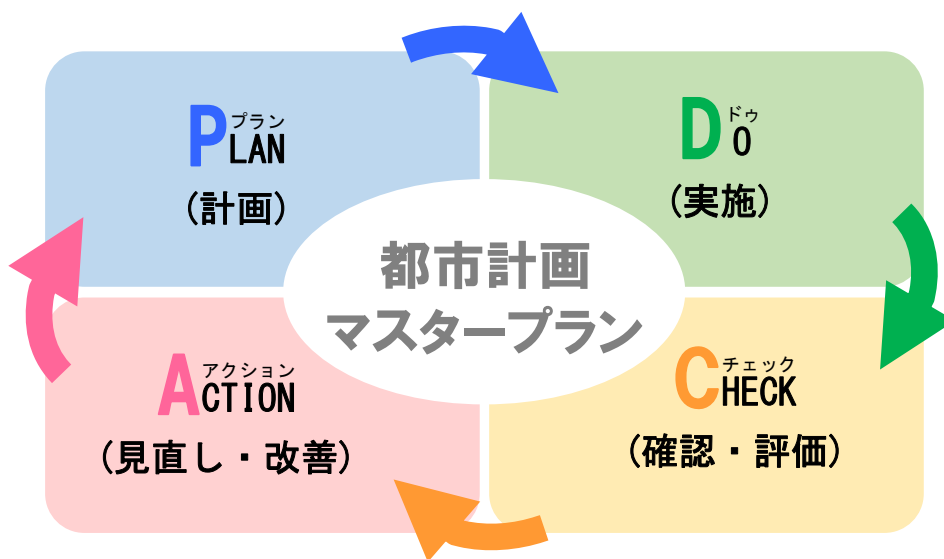


図 進行管理と計画の見直しイメージ

用語解説





## 用語解説

五十音	用語	解説	初出頁
あ行	沿道景観	道路に沿った地域の景観（風景）のこと。	P51
	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼など、建物によって覆われていない土地の総称のこと。	P38
か行	街区公園	主に街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する公園のこと。	P23
	概成済延長	概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路の延長のこと。	P20
	開発許可制度	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域内で宅地造成をする場合などについて、一定の水準を確保し、造成に伴う災害や公害を防ぐことで、開発区域及びその周辺の良好な住環境を確保する制度。	P39
	改良済延長	道路構造令に基づいて改良が行われた道路延長のこと。道路構造令とは、安全かつ円滑な交通が確保できるように、道路の構造の一般的な技術的基準を示したもの。	P19
	合併処理浄化槽	台所や風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽のこと。人口密度の比較的低い地域では公共下水道と比べて設置費が安く、短期間で設置できるため投資効果が確保し易い。	P27
	涵養機能	森林・農地等において、降雨がすぐに川に流れ込まず地中にしみこみ、ゆっくりと川に流れ込むことから、豪雨時の洪水を抑制したり、土壌を浸透する間に水質を浄化する機能のこと。	P47
	急傾斜地崩壊危険区域	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、被害想定区域に人家1戸以上の被害が生じる恐れのある箇所のこと。	P64
	狭あい道路	幅員が狭い道路のことで、一般に幅員4メートル未満の道路のこと。	P27
	協働	住民、企業、行政などが何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。協働は、責任と行動において、相互に対等であることが不可欠であり、行政も地域の一員として、住民の目線で携わることが望ましく、企業や各種団体等も含む、あらゆる住民が相互に連携し、主体的にまちづくりに寄与していくこと。	P2
	近隣公園	主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積2haを標準として配置する公園のこと。	P23
	経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸しつけている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。	P16
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が設置し、管理する下水道のこと。	P27
	公共公益施設	公共施設と公益施設を指す。「公共施設」という語は、道路、広場、公園、緑地、水路等に限定して、公共の用に供する施設として定義されている。一般用語では、公共施設と称される小学校、中学校、官公庁、図書館、公民館等を「公益施設」（または公共的施設）といて、公共施設と区別している。	P5
	公共交通機関	鉄道、バス、船舶、飛行機等の不特定多数の人々が利用する交通機関のこと。	P26
	交通安全施設	交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目指して、都道府県警察（公安委員会）が整備するもの（交通管制センター、信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示等）と、市町村などの道路管理者が整備するもの（街路照明灯、カーブミラー、街路柵、車止めポール等）がある。	P44

五十音	用語	解説	初出頁
か行	交通結節機能	国道、バス、高速船、鉄道、自転車などの複数の交通導線が集中して結節する箇所（交通結節点）について、主に交通機関相互の「乗り換え機能」のこと。	P44
	後背住宅地	ここでは、国道等の幹線道路の沿道に立地する、大型商業施設や飲食施設などの周辺にある住宅地のことを示す。	P39
	国勢調査	国の人口の状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する国の最も基本的な統計調査のこと。5年ごとに実施している。	P3
	国土利用計画法	国土を総合的かつ計画的に利用するために、土地利用に関わる基本計画の作成や、土地取引の規制や手続き等を定めた法律のことで、昭和49（1974）年に制定された。乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上の大規模な土地の取引については、その利用目的などを届け出ることとしている。	P47
	コミュニティ	住民どうしの協力や結びつきによる地域の活動やそのまとまりのこと。	P53
	コンパクトなまちづくり	今後、高齢化社会の進展や環境問題等を踏まえ、住居、店舗その他の施設が郊外に分散的に立地しているのではなく、徒歩・自転車及び公共交通等を充実させて、中心市街地を中心に一定の範囲にコンパクトに集まった都市を形成するまちづくりを目指すこと。	P6
	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。	P2
さ行	サイクリングロード	スポーツやレクリエーションとして自転車を利用すること（サイクリング）を主な目的とした道路のこと。	P48
	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域を示す。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。	P9
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域のこと。	P9
	市街地開発事業	総合的な計画に基づいて公共施設の整備とあわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするもので、土地区画整理事業などのこと。	P1
	自然的土地利用	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えた都市的土地利用以外の土地利用のこと。	P13
	循環型社会	地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換をイメージし、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくする社会のこと。	P46
	商業業務地	店舗などの商業地と、銀行や事務所などの業務地が合わさった地区のこと。	P39
	親水空間	河川、湖沼などへの接近性（近づき易さ）を高め、水に触れる、眺める、接するなどの人々が水辺の景観や自然などに親しめる機能をもった空間のこと。	P31
	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のこと。	P47
	操業環境	操業環境の良さは、工場などが操業しやすい環境のことで、工場などからの騒音などの問題がないように住宅地から離れた場所にまとまった土地に造成が行われていることなど、工場の操業がしやすい環境が整っていること。	P27
	総合計画	自治体の全てのまちづくりの基本となる最も上位に位置づけられた計画のことで、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成され、まちづくりを行う住民と行政の指針となるもの。	P1

五十音	用語	解説	初出頁
た行	地域高規格道路	地域高規格道路とは、全国レベルの高規格幹線道路と一体となって地域相互の交流や空港・港湾への連絡等を強化する道路のこと。	P43
	地区計画	地区の特性に応じた良好な環境の整備や保全のための方針と具体的な整備計画を、住民と行政が連携して定める都市計画のこと。	P6
	通過交通	他地域に行くために市街地を通過するだけの自動車交通のこと。	P43
	低・未利用地	本来、建築物などが建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべき土地において、そのような利用がされていない土地のこと。「未利用地」の具体例としては、空き地、空き家、工場跡地、耕作放棄地などであり、「低利用地」としては、資材置場や青空駐車場など。	P27
	都市機能	一般的には、人々が暮らす上で必要となる、政治・行政機能、商業機能、交通・通信機能、教育・文化・娯楽機能、医療・福祉機能などをさす。	P5
	都市基盤	都市活動を支える道路、公園、上下水道などの施設の総称のこと。近年では、情報・通信網なども重要な都市基盤として位置づけられている。	P3
	都市計画基礎調査	都市計画法第6条に「おおむね5年ごとに実施」するものと規定され、都市政策の企画・立案及び都市計画の運用に資するため、土地利用現況・建物現況・都市施設・市街地整備の状況等について調査し、都市の現況及び動向を把握するための調査のこと。	P9
	都市計画区域	都市計画を策定する場ともいうべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域のこと。	P1
	都市計画区域マスタープラン	市町村を超える広域的見地から、県が都市計画法に基づいて策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画のこと。	P2
	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の一つ。自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類。	P1
	都市構造	都市の骨格となる交通網や土地利用をベースに、都市の姿を概念的に簡単に表現すること。	P2
	都市施設	道路、公園、水道、学校、病院など、都市計画に定めることができる都市に必要な施設のこと。	P1
土地区画整理事業	既成市街地などにおいて、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として、換地手法を用いて、土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業のこと。	P5	
な行	日常生活圏	地形的・歴史的に一体性があり、概ね徒歩や自転車で移動できる学区区などの日常生活に密着した区域を指す。	P30
	農業振興地域	自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域のこと。	P15
	農業生産基盤	農業生産を行うための基盤となる施設（水路や農道など）や、ほ場（水田、畑）のこと。	P40
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域のこと。	P15
	ノンステップバス	高齢者などの移動制約者が、公共交通機関を使って移動を円滑に行えるように、バスの床の高さを地上面から65cm以下にすることや車椅子の利用を可能にするなどの基準を満たすバス車両。	P73

五十音	用語	解説	初出頁
は行	パブリックコメント	行政の政策立案過程で、意思決定を行う前に、広く住民から意見を集め、意思決定に反映させることを目的とした制度のこと。	P84
	バリアフリー	高齢者や障がい者などが生活や活動をする上で、障害となっている部分を除去すること。	P27
	防災拠点	災害時に防災活動の拠点となる学校、公園などの公共施設や場所のこと。平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場として活用される。	P27
	保水貯留機能	農地や森林土壌が、流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能のこと。	P47
ま行	まちなか	公共公益施設や商業施設・住宅などが集積し、大規模集客施設の立地を誘導する区域のこと。	P37
や行	ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。	P27
	容積率	敷地面積に対する建物の延べ面積の割合のこと。	P14
	用途地域	良好な市街地環境の形成や、都市内における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどの規制、誘導をする制度のこと。	P1
ら行	ライフライン	ガス・水道・電気・電話・流通などの生活を支えるシステムのこと。	P47
	リサイクル	資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。	P46
	立地適正化計画	立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランのこと。	P1
	緑化協定	都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度のこと。	P51
	レクリエーション	仕事や勉強などの疲れを癒やすため、娯楽、余暇、レジャーなどで楽しむこと。	P31

## 時津町都市計画マスタープラン

策定：長崎県時津町 建設水道部 都市整備課  
〒851-2198

長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274-1

TEL 095-882-4807

FAX 095-882-5648

平成 9年3月 策定

平成 24年3月 改定

平成 27年5月 一部改訂

令和 4年2月 改定

令和 7年3月 一部改訂

令和 8年2月 一部改訂



**長崎県時津町**